

原資料から見る初期の日伊外交貿易関係
—ジェノヴァ公の来日を中心に—

POZZI CARLO EDOARDO

目次

序論		1
第一章	「日伊修好通商条約」の締結(一八六六年)と幕末における日伊国交関係の開始	5
はじめに		5
第一節	一八六〇年代までのイタリアの状況と「日伊修好通商条約」の必要性	6
第二節	日本との通商条約締結における初期の試み	8
第三節	軍艦「マジエンタ号」の使節団の派遣	9
第四節	幕伊間の折衝とフランス公使の役割	10
第五節	徳川幕府の態度と両都両港開市開港延期をめぐる問題	12
第六節	「日伊修好通商条約」の締結とその特徴	13
おわりに		14
第二章	一八七〇年代前半における日伊外交貿易関係と条約改正問題	16
はじめに		16
第一節	日伊間の蚕種貿易の重要性と条約改正の必要性	17
第二節	駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵による提案と日本側との協定	20
第三節	ヴィスコンティ・ヴェノスタ外務大臣の対日外交政策と岩倉使節団との会見	21
第四節	駐日イタリア代理公使リッタ伯爵とその対日外交姿勢	23
おわりに		25
第三章	ジェノヴァ公の初来日(一八七三年)	27
はじめに		27
第一節	ジェノヴァ公の来日をめぐるローマ外務省と駐日公使館の間の意見対立	29
第二節	イタリア王族ジェノヴァ公の来日と明治政府による歓迎	31
第三節	宮中におけるジェノヴァ公の公式訪問と皇室の動き	33
第四節	一八七〇年代における日伊関係とジェノヴァ公の来日	35
おわりに		38
第四章	一八七〇年代後半における日伊外交貿易関係と条約改正問題	40
はじめに		40
第一節	一八七六年の「議会革命」とイタリア外交政策へのその影響	41
第二節	バルボラーニ伯爵が目にした日本の情勢およびその対日外交姿勢	43
第三節	バルボラーニ伯爵による新条約締結の提案とその特徴	45

第四節	バルボラーニ伯爵・寺島外務卿間の条約改正交渉とその終結	48
	おわりに	51
第五章	ジェノヴァ公の二度目の来日（一八七九年から一八八一年にかけて）	53
	はじめに	53
第一節	イタリア王族ジェノヴァ公による二度目の来日とその準備	55
第二節	東京におけるジェノヴァ公の公式訪問とその外交的成功	58
第三節	朝鮮における「秘密使節」と日伊関係の影	60
第四節	ジェノヴァ公による二度目の来日の好結果	64
	おわりに	68
	結論	71
	[註]	74
	初出一覧	
	主要参考文献	

原資料から見る初期の日伊外交貿易関係
—ジェノヴァ公の来日を中心に—

POZZI CARLO EDOARDO

序論

本論で試みようとする研究は、修士論文、タイトル「日伊関係の始まりにおけるトンマーズ・ディ・サヴォイアの来日、一八六一—一八九六年」(I viaggi di Tommaso di Savoia all'alba delle relazioni italo-giapponesi, 1861-1896)で行った研究をさらに掘り下げて進めることである。イタリアで修士論文として行った研究においては、一九世紀の終わりにトンマーズ・アルベルト・ディ・サヴォイア＝ジェノヴァ王子(イタリア王国の王族、第二代ジェノヴァ公)が果たした二度の来日(一八七三年および一八七九年から一八八一年)を中心に、可能な限り詳細に幕末と明治時代におけるイタリア王国と日本の間の最初の商業関係と外交関係を扱った。

現在まで幕末・明治初期における日伊関係について、実証的な研究の歴史はまだ浅く、また、二〇〇〇年以降の出版物を除いて、ほとんどの研究が史実の解明ではなく、当時の日伊関係に対する賞賛のみでこのテーマを扱っている。イタリアで出版された最も重要な研究については、以下の功績が挙げられる。まず、日伊関係の政治と外交の概観に関して、ロマーノ・ウゴリーニ(Romano Ugolini)¹、アントニオ・プリ・プリーニ(Antonio Puri Purini)²、そしてフランチェスコ・ザヴァレーゼ(Francesco Zavarese)³の論文がある。ウゴリーニなどの研究は、主にイタリア外務省歴史外交資料館に保管されている未刊の一次史料の分析に基づき、イタリア・日本間の最初の国交に関する重要な点を紹介したと認められる。また、日伊間の経済と商業の関係の概観に関して、一九世紀後半において定期的に日本へ赴いていたイタリア商人たちの活動および日伊蚕種貿易の状況を詳細に扱った、クラウディオ・ザニエル(Claudio Zanier)⁴とルドヴィカ・デ・コールテン(Ludovica De Courten)⁵の功績が挙げられる。さらに、アルベルト・ディ・サヴォイアの二度目の来日の詳しい論述に関して、マリサ・ディ・ルッソ(Marisa Di Russo)⁶の論文がある。特に、ディ・ルッソの研究はこの来日の際に第三代駐日イタリア公使ラッファエーレ・ウリッセ・バルボラーニ伯爵が果たした重要な役割を検討している。しかしながら、ただバルボラーニ伯爵の活動の一部としてトンマーズ王子の来日を分析しているその研究とは異なり、筆者が修士論文で取ったアプローチと同様、本論によるアプローチも、一九世紀末の日伊関係の変化過程を示す根本的なステップの一つとして二度のトンマーズ王子の来日を分析している。

日本でも、初期の日伊関係についての実証的な研究はまだ少なく、最近では、ほとんど全てが日伊関係の芸術文化面を論じている。例えば、明治初期における日伊間の芸術文化関係に関して、石井元章⁷、日伊協会⁸、河上眞理⁹によって行われた研究が挙げられる。芸術文化以外の研究としては、岩倉使節団のイタリア訪問を詳細に検討した岩倉翔子¹⁰と岩倉具忠¹¹による政治外交分析、そしてジュリオ・アントニオ・ベルテッリ(Giulio Antonio Bertelli)¹²によって行われた貿易外交分析が挙げられる。特に、ベルテッリは、イタリア語と日本語による公文書、そしてイタリア国内に残る私文書を調査することによって、幕

末・明治初期に来日していたイタリア商人たちの動向、および彼ら向けの駐日イタリア全権公使の外交活動を中心に、当時の日伊蚕種貿易関係の経緯を明らかにすることに非常に貢献した。しかし、両国間の国交に関する多くの側面がまだ十分に検討されていないままに残っている。例えば、より詳しく日本での史料編纂を調べると、トンマーズ王子による二度の来日とその背景に関する研究は、日伊間の初期の関係を正確に理解するための重要なエピソードにもかかわらず、いまだかつて専念した研究者が見受けられない。

イタリアと日本での史料編纂の現状を鑑み、修士論文で行った研究では、主にイタリア外務省歴史外交資料館 (Archivio Storico Diplomatico del Ministero degli Affari Esteri – ASDMAE)、イタリア国立古文書館 (Archivio Centrale dello Stato – ACS)、そしてトリノ国立公文書館 (Archivio di Stato di Torino – AST) に保管されている一次史料を参考にした。それらはローマ外務省、日本にいたイタリア外交官、サヴォイア家の間でやり取りされていた公式な報告書と私的な文通である。特に、トンマーズ・ディ・サヴォイア王子の二度の来日の際、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵と第三代駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵がローマ外務省に送った公文書は長大なもので、詳細である。

そのような資料を用いて、一九世紀の六〇年代の初めから九〇年代の終わりにかけてイタリア王国が日本に対して行おうとしていた外交政策を分析した。その結果、トンマーズ王子の来日において、日本でイタリア王国が演じなければならなかった役割をめぐり、ローマ外相と在東京イタリア公使館の外交官の間で激しい意見対立が存在していたという結論に至った。特に、歴代の駐日イタリア公使たちが、自国の政府機関と異なって、日本に対して活動的かつ積極的な外交政策を決定し、明治政府と共にさらなる親密な外交貿易関係を設立しようとしていたことを明らかにした。ただし、この先行研究は、ほとんどがイタリアにおいて参考にした古文書と参考文献一覧の情報源を基に行っており、分析が十分ではない。なぜなら、イタリア王国に対して明治政府と皇室が取ろうとしていた外交政策に関する詳しい分析がまだ必要だからである。これまでイタリア語で作成された資料を参考にしており、日伊関係に関してイタリア王国の外交政策しか分析できていなかった。

本論では、イタリアで参考にした情報源と共に日本で参考にした史料・文献を用いることにより、イタリアで行った明治時代における日伊関係に関する研究をより進めたい。特に、トンマーズ・ディ・サヴォイア王子の来日とその頃の駐日イタリア公使たちの活動を追究し、イタリア王国に対する日本の当局の考えと外交政策について可能な限り徹底的な検討を試みたい。そうすることで、現在の実証的な研究でまだあまり調べられていない日伊条約改正関係の初期段階（一八七一一一八八二年）を解明し、そして、いくつかの未知の側面を発表することで、明治維新の夜明けにおける日伊関係の歴史的な価値を強調できるだろう。総括として、本論では以下の最終目的を達成したい。

- ① 主に日本での外交史料を参考にしなが、条約改正問題をめぐる日伊外交貿易関係の背景においてトンマーズ・ディ・サヴォイア王子の来日を喚起する。
- ② イタリア王国に対する明治政府の外交政策を踏まえ、トンマーズ・ディ・サヴォイア

王子による来日の歴史的意義が何だったのかを示す。

前述の目的を達成すべく、イタリアと日本で行われた先行研究において紹介された要点を押さえた上で、主に東京にある日本歴史資料保存機関（文書館）で収集した史料を活用する。特に、本論では、外務省外交史料館、国立公文書館、そして宮内公文書館に保管されている未刊の一次史料を参考にする。そして、今までイタリアで収集した史料に前述の日本記録保管所での記録を補足しながら、以下のような順序で結論へと導きたい。

まず第一章では、本論の主な課題（つまり、トンマーズ・ディ・サヴォイア王子の来日から見る明治初期の日伊外交貿易関係）を紹介する。そのために、一八六六年夏に来日した最初のイタリア使節の派遣をめぐる状況や理由から始め、徳川幕府との「日伊修好通商条約」の締結および日伊間の公式な関係の設立過程を描きたい。特に、本章の主な目的は、一八六六年の日伊条約締結の歴史的な意義が何だったのかを解明することである。さらに、その目的達成を目指しながら、幕伊間の折衝の経緯をはじめ、その際に他の欧米諸国（特に、フランス）が果たした役割、イタリア王国との条約締結に対する江戸幕府の態度など今まで十分に研究されていなかった様々な側面を詳細に検討したい。

第二章では、イタリア王国が一八六六年の「日伊修好通商条約」を明治政府と共に改正しようとした理由と状況を明らかにしてから、両国で集めた未刊史料を活用し、一八七一年から一八七三年にかけて進んだ日伊間の条約改正関係の過程について論じる。特に、本章の主な目的は、条約改正問題に対してイタリア王国がどのような外交政策をとったのかを解明することである。また、日伊間の条約改正交渉に際して駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵、外務大臣エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵、そして代理公使リッタ伯爵がどのように動いたのかを明らかにすることで、一八七三年におけるトンマーズ・ディ・サヴォイア王子の初来日の背後にある歴史的状況が示される。

第三章においては、主に外務省外交史料館、国立公文書館、そして宮内公文書館で収集した未刊の一次史料（書簡と公文書）を活用しながら、一八七三年八月二三日から同年一月一日にかけてトンマーズ・ディ・サヴォイア王子が果たした初来日を中心に、イタリア王国に対する明治政府の考えと外交姿勢を解明する。本章の最終目的は、日本の当局が、トンマーズ王子の初来日にあたり、両国間のさらに親密な政治・経済関係の構築に対する関心を持っていたかどうかを証明することである。それに加えて、明治政府と皇室はトンマーズ王子の初来日をどのように扱ったのか詳細に説明し、トンマーズ王子の来日が日伊関係の状況に与えた影響の程度もきちんと確認したい。

第四章においては、一八七六年のいわゆる「議会革命」をきっかけに起こったイタリア王国の対日外交政策の変更を示した上で、両国で集めた未刊史料の分析に基づき、一八七〇年代後半に進んだ日伊間の条約改正関係の過程について考察する。特に、イタリア側が条約改正問題に改めて直面しなければならなかった状況や理由をはじめとして、一八七九年に第三代駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵が当時の外務卿寺島宗則と共に行った条約改正交渉について可能な限り包括的な検討を試みたい。そこで、本章の主な目的として、

前述の検証から一八七九年の日伊条約改正交渉の経緯を明らかにすることで、一八七〇年代末にバルボラーニ伯爵が日本で果たした役割の歴史的重要性に光を投じる。

そして、最後の第五章においては、それまでに述べた日伊外交貿易関係の状況を踏まえ、一八七九年一月二七日から一八八一年一月一三日にかけて起こったトンマーズ・ディ・サヴォイア王子による二度目の来日を詳細に論じる。そのために、イタリアと日本にある記録保管所で保存されている未刊史料を利用し、この来日の主な目的を明らかにしてから、その際に明治政府と皇室が取った姿勢をはじめとして、バルボラーニ伯爵が果たした役割、このような出来事が残した外交的成果など様々な側面を検討する。本章の最終目的は、バルボラーニの対日外交政策においてはもちろん、明治政府の対外方針においてもトンマーズ王子による二度目の来日を持っていた戦略的重要性を説明することである。

以上の検証から条約改正問題をめぐる日伊外交貿易関係の経緯を解明することで、トンマーズ・アルベルト・ディ・サヴォイアによる二度の来日とその背景に関してまだ十分に分析されていない様々な側面を発表し、本論によって現在につながる日伊間の国交の起源がどのように始められたのかを明らかにしたい。

第一章 「日伊修好通商条約」の締結（一八六六年）と 幕末における日伊国交関係の開始

はじめに

一八五〇年代に入ると、日本は江戸時代の二〇〇年以上に渡る鎖国政策から徐々に開国を余儀なくされた。一八五三年（嘉永六）七月八日にアメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・カルブレイス・ペリー提督（Matthew Calbraith Perry, 一七九四—一八五八）は初めて来日し、翌一八五四年（安政元）三月三〇日に徳川幕府と日米和親条約を結んだ。そして、一八五八年（安政五）七月二九日、アメリカ合衆国の初代駐日弁理公使タウンゼンド・ハリス（Townsend Harris, 一八〇四—一八七八）は幕府とさらなる画期的な日米修好通商条約に調印した。

全一四条から成る日米修好通商条約に基づき、自由貿易のために神奈川・長崎・新潟・兵庫の開港と、江戸・大阪の開市が決定された。前述の貿易港および貿易市に外国人が居住する居留地が設けられることになり、第七条により、それ以外の場所に立ち入ることが禁止された。しかし、第六条においては、日本で罪を犯した外国人は本国の法律に基づき本国の領事により裁判されるという領事裁判権が認められた。また、第四条の関税については、その別冊（「貿易章程」）において日本に不利な関税率が定められ、協定関税制が採られており、日本に関税自主権はなく、「不平等条約」としても知られている。

一八五八年、アメリカ合衆国に次いで、オランダ（日蘭修好通商条約）、ロシア（日露修好通商条約）、イギリス（日英修好通商条約）、フランス（日仏修好通商条約）も江戸幕府と同様の条約を締結した。「安政五カ国条約」と呼ばれているこれらの条約により、日本は欧米諸国と貿易を開始し、ついに資本主義世界市場に強制的に組み込まれたのである。もちろん、在日外国人の移動範囲は開港された都市の居留地とその近辺に制限されていたが、日本の外交関係史で安政五カ国条約の調印は画期的な出来事であった。その締結がきっかけで、江戸幕府への日本国民の非難と攻撃は次第に激しくなり、いわゆる「不平等条約」の改正が江戸幕府に代わって樹立された明治新政府の外交政策の主な目標の一つとなった。その間、万延元年（つまり、一八六〇—一八六一年）中にポルトガル（一八六〇年八月三日）およびプロイセン（一八六一年一月二四日）も日本との間で修好通商条約を結んだ。その後、これ以上の新条約締結国の増加を極力防止しようとした幕府は、一八六一年（文久元）三月二二日に、アメリカ公使を介してしばらく新たに条約締結の交渉に応じることができないという旨を他の欧米諸国に通告した。にもかかわらず、スイスやベルギーをはじめとする様々な欧米列強は、自国の必要に応じて、日本へ使節を派遣し、幕府に条約締結を強く迫った。

他の欧米列強と異なり、当時自国の領土拡張の半ばであったサルデーニャ王国（一八六

一年にイタリア王国になる国¹³)は日本と外交関係を持つことはもちろん、商業関係を結ぶことにも関心がなかった。しかし、一八六五年(慶応元)、新生イタリア王国の政府は、江戸幕府と一八五八年の「安政五カ国条約」と同等の修好通商条約を結ぶために、結局日本へ使節団を派遣することにした。その結果、海軍中佐ヴィットリオ・F・アルミニョン(Vittorio F. Arminjon, 一八三〇—一八九七)によって率いられたこの使節団は、翌一八六六年(慶応二)夏にイタリア海軍のコルベツ艦「マジエンタ号」(Magenta)に乗って来日し、幕府と「日伊修好通商条約」に調印したのである。私が調べた限りでは、この軍艦「マジエンタ号」の使節団による「日伊修好通商条約」の締結の問題について、日本においてもイタリアにおいても、両国の一次史料を綿密に検討した研究はみられない。実は、ロマーノ・ウゴリーニ¹⁴、クラウディオ・ザニエル¹⁵や鹿島守之助¹⁶などの専門研究があるが、いずれもこの軍艦「マジエンタ号」の使節団による通商条約締結について、詳細に検討を加えているわけではない。

そこで、本章では、両国で集めた未刊史料をもとにして、まず、この使節団の派遣の背景や派遣理由を明らかにする。次に、イタリア側と日本側双方の意図、さらに欧米諸国の動きにも配慮しながら、日伊国交樹立の過程について可能な限り包括的に検討する。そのうえで、最終的に、一八六六年の日伊条約締結の歴史的な意義が何だったのかを示したい。この目的を達成すべく、以下の五点についての考察から検討を進める。

- ① 日本との通商条約を締結する必要があった主な理由は何だろうか(第一節)。
- ② 幕府との条約を結ぶために、イタリア当局はどのように動いたのか(第二節と第三節)。
- ③ 幕伊間の折衝にあたって、他の欧米諸国はどのような役割を果たしたのか(第四節)。
- ④ イタリアとの条約締結に対し、江戸幕府はどのような態度をとったのか(第五節)。
- ⑤ 安政五カ国条約と比べて、「日伊修好通商条約」の特徴は何であったのか(第六節)。

上記の疑問に答えるためにまず、イタリアと日本で行われた先行研究を踏まえ、日伊間の公式な関係の成立過程に関する経緯に光をあてる必要がある。さらに、軍艦「マジエンタ号」の使節団員が書いた旅行記録¹⁷、またイタリア外務省歴史外交資料館¹⁸、日本にある外務省外交史料館¹⁹と神戸市文書館²⁰に保管されている一次史料(主に書簡や外交文書)を活用する。その上で、結論へと導きたいと思う。

第一節 一八六〇年代までのイタリアの状況と「日伊修好通商条約」の必要性

一八五一年(嘉永四)頃、イタリア半島経済(特に、イタリア共和国北東部に位置するロンバルディア州およびヴェネト州)の主要部門の一つが養蚕業であった²¹。一九世紀に渡り、北イタリアの企業にとっては地中海地域全域で蚕種(「さんしゅ」または「さんたね」、つまり蚕の卵)が主要なものであり²²、それを基にした絹の生産は地主、実業家、商人、金融業者等に限らず、当時の有力な政治家と有名な文学者にとっても重要な収入源であった²³。特に、小養蚕農家以外に、この部門に対して関心が最も高い職種は養蚕家として組織

されている蚕種製造業者であった²⁴。

ところが、一八五三年（嘉永六）からイタリア半島では「微粒子病」（「ペブリン」としても知られている）という蚕の病気が猛威をふるった。「*Nosema Bombycis*」という微生物に原体があるそのような伝染病は、一八四〇年代後半より一八五〇年代の初めにかけてフランスからヨーロッパに広まり、一八五〇年代になると北イタリア経済に重要な位置を占める養蚕業に対して深刻な影響をもたらした²⁵。そこで、一八六九年（明治二）にフランス人科学者ルイ・パスツール（Louis Pasteur, 一八二二—一八九五）によって発見された効果的な予防法（顕微鏡検査）が大規模に使われるようになる一八九〇年代までの間、北イタリアの蚕種製造業者のいわゆる「蚕種商人」が、値段に関係なく非感染の蚕卵を仕入れるために、まだ感染していない地域へ派遣された²⁶。

しかし、そのような試みは失敗に終わってしまった。実際に、外国から輸入された蚕種は「微粒子病」に弱く、早い段階で死んでしまった。その上、ヨーロッパの他国の蚕種商人が世界各地に非感染の蚕種を探しに出かけるにつれて、ヨーロッパでも、アジア諸国でも感染症が拡大した。そして、ユーロ・アジア諸国から輸入される蚕種にも次第に非感染の蚕種が無くなることになった²⁷。

その間に、一八六〇年代に入ると初めて、日本からの蚕卵紙（「さんらんし」、即ち無数の蚕種が産み付けられていた厚紙）が公式にヨーロッパに輸入された。実際に、オランダ国王から当時のフランス皇帝ナポレオン三世のための贈り物として一八六一年（文久元）の三月にパリに一二枚の日本蚕卵紙が届いた。また、その蚕卵紙の二枚がロンバルディア州に輸入され、北イタリアの養蚕農家により使用された²⁸。

日本の蚕種も、その頃までに他国から無病の状態で購入された蚕種と同様に、ヨーロッパに届いた後、「微粒子病」に伝染した。しかし、蚕種の輸入元である他国と日本では異なる点があった。日本では外国人の内地旅行が許されず、外国からの蚕種の持ち込みが許されなかった。そのため、日本国内で伝染病は起こらず、日本からはいつも無病の蚕卵をヨーロッパにもたすことができた。さらに、日本の蚕種の質はイタリア人の蚕種製造業者の期待に添うものであった。そのため、イタリアにおいては日本の蚕種は「微粒子病」に強く、品質が極めて良いという堅い信頼感が普及した。また、イタリア国内市場における日本の蚕種の流通に関心があった大実業家たちの効果的な宣伝によってそのような信頼が強化された。そこで、北イタリアの蚕種製造業者のために、一八六一年よりイタリア人蚕種商人が価格を決めることなく、できるだけ多くの非感染蚕種を仕入れるために日本へ行くことになった²⁹。

ところが、一八六五年（慶応元）までは徳川将軍によって日本から蚕種の輸出が公認されておらず³⁰、さらにイタリア王国と江戸幕府の間にまだ正式な通商条約が締結されていなかった。従って、一八六一年（文久元）より初めて来日していたイタリア王国の蚕種商人たちには合法的に日本に入国する許可がおりておらず、直接蚕種を仕入れるためには、密輸出に頼らなければならなかった。その結果、当時のイタリア商人の来日は高くつく一方

で、非常に危険な事業になったのである³¹。

第二節 日本との通商条約締結における初期の試み

以上を踏まえて、ロンバルディア州の蚕種製造業者は、公式な商業関係を結ぶ必要性を感じており、一八六〇年代に入ると、できるだけ早く日本と修好通商条約を締結するために、イタリア政府に圧力をかけはじめた³²。実際に、蚕種製造業者の希望に沿って、一八六二年（文久二）にイタリア王国の上院議員クリストフォロ・リドルフィ侯爵（*Marchese Cristoforo Ridolfi*）が中央政府にトスカーナ州の養蚕業家フェルディナンド・デ・ペルフェッティ（*Ferdinando de Perfetti*）を条約締結のイタリア王国の公式使節として推奨した。一八六一年（文久元）横浜に居たデ・ペルフェッティは、無報酬で日本と通商条約を締結する任務に身を捧げた³³。だが、デ・ペルフェッティの提議は、当時の外務大臣ジャコモ・ドゥランド（*Giacomo Durando*, 一八〇七—一八九四）の関心を引き起こすことはなかったため、結局水の泡となった³⁴。

翌一八六三年（文久三）三月、ロンバルディア出身であったエミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵（*Marchese Emilio Visconti Venosta*, 一八二九—一九一四）はドゥランドの代わりに外務大臣に任命されたため、日本との通商条約締結の兆しが見えるようになった。なぜなら前任者とは異なり、ロンバルディア州の養蚕家と結びつきのあるヴィスコンティ・ヴェノスタは、出身地の蚕種製造業者たちの苦情に無頓着ではなかったからである。そのため、一八六三年五月、ヴェノスタは、一等総領事およびフィレンツェにおけるイタリア地理学協会（*Società Geografica Italiana*）の創設者・第一代会長となった彼の友人クリストフォロ・ネグリ（*Cristoforo Negri*, 一八〇九—一八九六）に日本との通商条約を結ぶための公式の外交使節団を準備する作業を託した。同年、ベルガモ市でロンバルディア州の多くの養蚕家によって設立された株式合資会社（ちなみに、ヴィスコンティ・ヴェノスタは株主の一人であった）がネグリの外交使節団の資金を調達することになった³⁵。また、北イタリアの多くの商工会議所もその計画を実行することに賛成であった³⁶。しかし、当時の海軍大臣エフィシオ・クジア（*Efisio Cugia*, 一八一八—一九七二）は予算上の理由から必要な軍艦を提供しなかったため、結局一八六四年（元治元）にネグリの使節は取消された³⁷。

イタリア政府によって徳川幕府との外交および商業に関する接触を確立するための三回目の試みは、最終的に同一八六四年の五月に起こった。当時、旗本池田長発（いけだ ながおき、一八三七—一八七九）はフランスや他のヨーロッパ諸国と締結した条約の改正および横浜港の閉鎖を実現するために、正使として第二回遣欧使節団（「横浜鎖港談判使節団」としても知られている）をパリに率いていた³⁸。その際、フランス駐在イタリア公使コンスタンティノ・ニグラ（*Costantino Nigra*, 一八二八—一九〇七）はそのような状況をパリで直接、日本と通商条約を締結するための貴重な機会と見なし、池田との契約を結ぶことに努めた。そこで、一八六四年（元治元）五月一日、ニグラ公使は池田に条約締結を提議

し、それが受け入れられない場合は日本に使節を派遣する意向を示した。だが、池田は、江戸幕府がしばらく条約締結の交渉に難い旨をイタリア王国にも通告したことを理由にして、ニグラの提議を拒絶した³⁹。また、ニグラが漸く条約締結のイタリア王国の公式使節として指名されたにもかかわらず、日本の使節団がフランスとの交渉に失敗したため、池田はイタリア王国との交渉の開始に関するいかなる保証も得られずに帰国した⁴⁰。この事件のすぐ後、一八六四年（元治元）九月二七日、ヴィスコンティ・ヴェノスタが務めていた内閣が倒れ、彼は外務大臣の職を解かれた。その結果、結局横浜に居たイタリア蚕種商人は、日本でイタリアの外交権を行使する外交官を有する可能性が消滅したため、駐日フランス公使の保護を訴えるしかなかったようである⁴¹。

第三節 軍艦「マジエンタ号」の使節団の派遣

その間に、一八六四年（元治元）末ごろ、イタリア養蚕業は、「一八五八年の条約締結後、フランスとイギリスの船舶が中国および日本から搬出する生糸に圧倒されて、まさに崩壊寸前の状態にあった」⁴²。そこで、日本と通商条約を結ぶ前述の三つの試みが失敗に終わった後、同年九月二八日に成立された新内閣の首相および外務大臣アルフォンソ・ラ・マルモラ大將（Alfonso La Marmora, 一八〇四—一八七八）の下、中国と日本へ条約締結使節団が派遣されることになった。そして、翌一八六五年（慶応元）に海軍大臣ジエゴ・アンジォレッティ（Diego Angioletti, 一八二二—一九〇五）はヴィットリオ・F・アルミニョン海軍中佐を特命全権大使に任命し、彼にイタリア海軍のコルベット艦「マジエンタ号」の指揮権を与えた⁴³。

軍艦「マジエンタ号」の使節団を派遣するために、当時の農工商大臣ルイジ・トレッリ（Luigi Torelli, 一八一〇—一八八七）の協力は決定的であったという⁴⁴。もともと養蚕業家であった彼は、イタリア養蚕業の必要性に対して強い関心を持っていた。さらに、スエズ運河株式会社の株主として、彼はアジアにおける将来のイタリア人居留地の存在を考慮し、スエズ地峡の開削からイタリア王国が得られる経済的便益を確信していた⁴⁵。そこで、農工商大臣トレッリは、国内の輸出を増加させ、他の欧米列強の貿易の競争に耐えるために、軍艦「マジエンタ号」の使節団を派遣してアジアの港湾にイタリア製品の販売の可能性についての情報を集めようとした⁴⁶。

にもかかわらず、「マジエンタ号」の世界一周の船旅は、何よりもまずイタリア王国のために蚕種に関する有益な日伊貿易を推進しなければならなかった⁴⁷。そのため、もっとも必要なことは、江戸幕府と通商条約を結ぶ可能性についてしっかりと調べ、將軍に使節団の平和的な意図を通知するということであった。従って、日本へ出航する前に、ラ・マルモラ総理大臣の命令に沿って、特命全権大使アルミニョンは一八六五年（慶応元）一〇月三日にパリへ赴き、そこで外国奉行の柴田剛中（しばた たけなか、一八二三—一八七七）と会見した⁴⁸。ちなみに、当時柴田剛中は、幕府遣欧使節組頭としてフランスと製鉄所建設と

軍事教練に関する協定を締結するための使節団を率いていた。その頃アルミニオンは、イタリア王国が日本との関係を確立するために友好的な態度をとろうとしていることを示しつつ、日本との修好条約締結を目標に近々訪日する旨を柴田に告げた⁴⁹。その後、駐仏イタリア公使ニグラを通じて、アルミニオンは「御国御結盟の義申出に付、[中略] 本国船是迄アジア州へ到候無事之、同州内には国人在留も有之候間、第一此度初て国旗を翻し度、旁、第二御国結盟の義を窺として軍艦さし向候義の旨」⁵⁰を柴田に伝えた。また、アルミニオンは徳川幕府と有益な条約を無事に締結するために、「フランス政府ならびに一八五八年条約締結諸国が、既存の基礎に立って通商条約を結ぼうとするわが国の要求について、大君（即ち將軍）の閣僚らに仲介の労を取ろうという意思を有しているということ」⁵¹を確認した。

このような準備の末、アルミニオンおよび遠征の他の参加者は、一八六五年（慶応元）一月八日に軍艦「レジーナ号」（La Regina）に乗ってナポリから出航し、翌一八六六年（慶応二）一月一日に南米モンテビデオで待機していた軍艦「マジエンタ号」に移乗し、同一八六六年七月四日に下田に来航した⁵²。ついで、パリで柴田剛中によって強く忠告されたように、アルミニオンは西洋人と折衝を行うための訓令を与えられている奉行がいた横浜に上陸することにした。アルミニオンはその結果、容易に江戸幕府の当局者に受け入れられ、条約締結に対する障害に遭わないと思っていた⁵³。

第四節 幕伊間の折衝とフランス公使の役割

ところが、一八六六年七月六日に横浜市に「マジエンタ号」が来航した際は、江戸幕府と長州藩間の「第二次幕長戦争」（「第二次長州征討」としても知られる戦争）の最中であり、日本における政治的情勢は全く安定していなかった⁵⁴。將軍徳川家茂（一八四六—一八六六）は長州藩に対する攻撃を指導するために大坂に滞在しており、江戸にいた老中は彼から指令を受けるまで、通商条約を結ぼうとするイタリア使節団の要求に関して何も決定できなかった。その結果、徳川幕府との条約締結の交渉は延期される恐れがあった⁵⁵。

にもかかわらず、江戸幕府との交渉が開始できるように、アルミニオン海軍中佐は直ちにフランスの援助に頼ることができた。実際、ちょうど横浜に入港した同七月六日には、アルミニオンは網代（熱海）において当時の駐日フランス全権公使レオン・ロッシュ（Léon Roches, 一八〇九—一九〇〇）⁵⁶を訪ねて、「使命遂行のための支援を請い、日本側との交渉に際してフランス公使館付通訳者を一時貸与されんことを願った」ようである⁵⁷。すると、ロッシュ公使は、アルミニオンに外交的支持を約束し、一八五八年（安政五）における日仏修好通商条約の調印にあたって初代駐日フランス公使ジャン・バティスト・ルイ・グロ男爵（Jean-Baptiste Louis Gros, 一八七三—一八七〇）を補佐した宣教師メルメ・デ・カション（Mermet de Cachon, 一八二八—一八八九）を通訳者として差し向けた⁵⁸。そこで、一八六六年（慶応二）七月八日以降、カションは日本の当局者（特に、柴田剛中）とアルミニ

ョンとの間で取り交わされた書簡を届け、フランス公使ロッシュはイタリア王国の使節団と幕府間の折衝を仲介するという重要な役割を果たした⁵⁹。

まず、アルミニョンの依頼によって、七月九日にカシオンは老中に面会して軍艦「マジエンタ号」の使節団が渡日したことを伝え、出来るだけ速やかに「日伊修好通商条約」を締結するという要望に対する幕府の意向を探ることになった⁶⁰。その当時、徳川幕府は内政に注目しており、新たな条約を締結することに関心がなかったようである。特に、幕府は、国内の物価騰貴や政治的不安定のため、一八五八年（安政五）の「安政五カ国条約」の調印によって約束した開市開港のうち、江戸・大坂・新潟・兵庫の開市開港を他国に与える意志はなかった⁶¹。そのため老中は、イタリア王国の使節団が、国際貿易向けに神奈川、長崎、函館の三港しか開港しなかった「日普修好通商条約」（すなわち、一八六一年にプロイセンと調印された条約）の範囲内で自分の要望を留めることに甘んじなければ、交渉を打ち切ろうとした⁶²。

結局、アルミニョンは、将来の不確かさでいたずらに日本滞在を延長しないように、ためらわずに老中の提案を原則的に受け入れることにした⁶³。というのは、ヨーロッパで切迫した戦争に直面しようとしていたからである。こうして、イタリア側は、横浜にいたイタリア商人の政治的権利を保障するために、出来るだけ早く交渉を開始しなければならなかった⁶⁴。特に、その頃、日本には一八六六年（慶応二）六月二四日に起こったクストーツァの戦い⁶⁵に関するニュースが届き、ヨーロッパで起きていた戦争は、江戸湾の中立性および、結果的に「マジエンタ号」の使節団の成功を危うくする恐れもあった⁶⁶。

そこで、同年七月一二日に書いた公文書を通じて、アルミニョンは日本側からカシオンに示された難題を幕府の満足のいく形で除去する意思を明言し、日伊条約締結のため「マジエンタ号」が七月一四日に江戸湾に到着する旨を告げた⁶⁷。そして、その末尾に、アルミニョンは日本にいるイタリア人が早急に他の外国人と同様の条件下に置かれる必要性を強調した⁶⁸。それに関して、アルミニョンは以下のように述べている。

[前略] メルメット、デ、カシオン君此事に対閣下と面語を爲し、余に日本政府は以太利に対し懇親の意あること並に、早速に条約を取結ばんとするに妨けたる或は、難事ある趣を告知したり、余謹んで閣下に申す。此難事は大君マゼステア政府満足ある様取除くを得べきことと熟思せり、マゼンタ名号般者第十四日に江戸に来着すへし。閣下日本に在留する數多の以太利人を他国人と同様なる有様に爲すことの切要なるを子解あること余におみて疑を容れざる所なり。[後略]⁶⁹

また、七月一三日にはレオン・ロッシュも幕府に対して書簡⁷⁰を書き、「一日も早く意太利亞と條約を取結にあるなり」⁷¹と強く要求した。それから、一二日にアルミニョンが送った書簡に対する幕府の回答が未だ届いていなかったため、七月二二日にロッシュ公使は改めて老中に書面を送り、八月上旬までにイタリア王国との条約締結に向けた準備を開始するように勧告した⁷²。

第五節 徳川幕府の態度と両都両港開市開港延期をめぐる問題

他方では、徳川幕府は新たに条約締結の交渉に応じようとせず、新条約締結国が増えることを極力防止しようとしていた⁷³。イタリアに対しても例外ではなかった。実際、一八六五年（慶応元）六月一五に、当時の駐日オランダ一等総領事ポルスブルック（Dirk de Graeff van Polsbroek, 一八三三—一九一六）は、近々フランス公使が江戸幕府にイタリアと修好通商条約を締結するように勧告することを承知した上で、デンマークとの条約の締結も許可するように求めた⁷⁴。だが、同六月二〇日に、幕府は、国内の難事を理由にして、条約締結に関するデンマークの要求にはもちろん、イタリアの要求にも応じることができないとポルスブルックにあらかじめ答えた⁷⁵。

一八六六年（慶応二）七月四日に軍艦「マジエンタ号」の使節団が来日した際にも、その当時内政に注視していた老中はイタリア側の要請をまだ受け入れようとしておらず、アルミニオンとの交渉の開始をできるだけ延期しようとしていた。そこで、その間にフランスから帰国した外国奉行柴田剛中は、七月一〇日に「腫物疼痛ヲ以テ伊太利使節尋問延期」という書簡をカシオンに送り、不都合があったことを理由にしてイタリアの使節団を江戸へ来させないように頼んだ⁷⁶。それに関して、老中は次のように書いている。

慶應二年内寅六月朔日

以手紙致啓上候。昨日面晤之砌伊太利亜国使節より書翰差出次第明日にも尋問いたし候積り御咄申置候處、腫物痛み強く歩行難儀いたし候間、其地出張日限両三日延引可相成に付其段可然御含置有之度候謹言

慶應二年内寅六月朔日

柴田日向守

和 春 様

追啓伊太利亜使節出府いたし候ては、不都合に付貴君御取計を以出府無之様いたし度此段御願申候以上⁷⁷

以上を踏まえて、老中は「マジエンタ号」が品川（江戸湾）に向かって出発する通告⁷⁸に不満であり、新条約を結ぶイタリア全権大使の意向に少しも満足した様子ではなかった⁷⁹。実際、その当時江戸幕府は、將軍の権力を危うくする恐れがある諸大名の激しい反乱を避けようとしていた。そのために、幕府は、一八六二年（文久二）の「ロンドン覚書」の調印によって一八六八年一月一日まで延期することになった江戸・大坂（両都）の開市と新潟・兵庫（両港）の開港をさらに遅らせようとしており⁸⁰、その開市、開港権を他国に与える意志はなかった⁸¹。そこで、諸大名に幕府への反対表明の口実を与えまいとしていた老中は⁸²、イタリアが一八五八年条約を締結した四カ国⁸³に参入して大坂・兵庫の開市開港を迫ることを恐れていた⁸⁴。

実は、第四章で述べたように、イタリアの使節団は、ヨーロッパにおける戦争のために将来の展望がみえないなかで、日伊条約のできるだけ速やかな締結をするために、江戸・

大坂の開市と兵庫・新潟の開港を求める権利を断念し、「日普修好通商条約」と同じような条約を締結することに同意しようとした⁸⁵。にもかかわらず、日本幕閣は、軍艦「マジエンタ号」の使節団との交渉を開始する前に、なによりもまず「イタリア軍艦の来航が大坂にどのような影響を及ぼしたかを知らう」とした⁸⁶。そこで、七月一八日に外国奉行は、「伊太利国へ条約御取結之儀に付申上候書付」という意見書を将軍に書いた⁸⁷。

この書付の分析から、「日伊修好通商条約」を締結した場合に問題がないか否かについては、幕府が「両都両港開市開港延期問題」に注意を集中したことが明らかになる。まず、この書簡では、柴田と他の外国奉行は、フランス公使レオン・ロッシュの意見陳述⁸⁸の検討に基づいて、次のように述べている。すなわち、もともと小国（つまり、サルデーニャ王国）の国王であったヴィットーリオ・エマヌエーレ二世（Vittorio Emanuele II di Savoia, 一八二〇—一八七八）が「六七年前全意大利を一統いたし、歐羅巴各国君主之内にては屈指之英雄にて佛国帝第三ナポレオン同様口利之譽御座候」⁸⁹というわけである。そこで、そのような重要国であるイタリアが江戸・大坂・新潟・兵庫の開市開港を求める権利を断念すれば、幕府にとってその条約締結交渉により多少立場が改善されるとロッシュ公使は考えていた⁹⁰。また、柴田らにとっては、両都両港開市開港に関する項目が省かれる日伊通商条約を締結する結果として、イタリアについて日本へ使節を派遣する他の諸国との条約締結交渉の際にも、「両都両港」の項目を除く同様の条約に調印する可能性があった⁹¹。結論として、結局、外国奉行は、日伊条約から両都両港の開市開港に関する箇条をぜひとも除外することを主な目的にし、フランス公使による圧力と説得力の下やむなく軍艦「マジエンタ号」の使節団との交渉を始めることにした⁹²。

第六節 「日伊修好通商条約」の締結とその特徴

以上を踏まえて、ついに一八六六年八月五日（慶応二年六月二五日）に将軍からの許可を得た幕府は、外国奉行柴田日向守、同朝比奈甲斐守、そして目付牛込忠左衛門を全権委員に任命し、イタリア使節と交渉を始めることになった⁹³。かくして、日普条約に準じて、一八六六年八月二五日（慶応二年七月一六日）に「日伊修好通商条約」では二三条、貿易章程六則、そして付属約書一条⁹⁴が無事調印されることになり、正式に日伊間の国交が樹立した。確かに、幕府とのその条約交渉にあたっては、アルミニオン海軍中佐はフランス公使の熱心な斡旋に加えて、駐日英国公使パークス（Sir Harry Smith Parkes, 一八二八—一八八五）からの強力な支持も得た⁹⁵。その結果、当時の日本における政治的情勢は第二次長州征討で緊迫していたにもかかわらず、幕府とイタリア使節団との交渉は異例の速さで進み、他の諸国との条約に比べて「日伊修好通商条約」は極めて短期間で結ばれた⁹⁶。

「日伊修好通商条約」により、イタリア王国の外交官が日本に滞在できることになり、このようにして両国の外交関係の基礎が築かれた（第二条）⁹⁷。さらに、公式にイタリア王国との貿易に神奈川（横浜）、長崎と函館が開港され、そこに滞在していたイタリア蚕種

商人に他国の商人に与えられたものと同じ権利を行使する許可も与えられた(第三条)⁹⁸。

確かに、「日伊修好通商条約」は、幕府と他の欧米諸国で結ばれた条約と同様に、領事裁判権を認める、関税自主権がないなど不平等条約であり、日本側に極めて不利であった。しかし、一八五八年(安政五)の「安政五カ国条約」と異なり、日普通商条約と同じように、日伊条約は、第三条において神奈川、長崎、函館のみを開港とされた。実際に、その条約によりイタリア王国は、江戸幕府による要求に応じて、兵庫、大坂などの開港を求める権利を断念することを約束していた⁹⁹。(ただし、最恵国待遇を保証する第一九条に基づき、兵庫などの港が貿易港として他国に開港された際には、イタリアも直ちに同じ権益を得られる、つまり開港されることになった¹⁰⁰)。

いずれにせよ、最も重要なことは、幕府は、一八六六年(慶応二)六月二五日の「江戸改税約書」¹⁰¹を両国間に有効とするために、「日伊修好通商条約」を結んだ時に、附属約書(全一条)も締結したことである¹⁰²。日伊条約の附属約書は「江戸改税約書」と全く同じものであり、その第九条により、徳川将軍は外国貿易の独占権を放棄し、大名にも自由に欧米諸国と商業行為をする許可を出した¹⁰³。また、同附属約書によって、幕府は全ての身分の日本人に、軍艦を除きあらゆる種類の船舶を購入すること(第八条)¹⁰⁴、そして、旅券を得れば、学術研究または商業目的で海外に旅行すること(第一〇条)¹⁰⁵を許可した。

附属約書の前述の条項は西南雄藩の有力大名(特に、島津氏および毛利氏)の要求を満たすための幕府による試みであったという¹⁰⁶。実は、それは大名と徳川将軍の間の力関係が徐々に進む変化を予測していたのだろう。実際、「日伊修好通商条約」が締結されてからわずか四日後、一八六六年(慶応二)八月二九日に大坂城にて将軍徳川家茂が急死した。その前の六月に第二次長州征討の攻撃を開始した幕府軍は、長州藩領へ攻め込むことができず、長州軍により小倉城が占領されたのをきっかけに、立て続けに敗れ、徐々に戦線を離れることを余儀なくされた¹⁰⁷。そこで、幕府は将軍家茂の他界を理由に戦いを中止することにした。また、一八六六年九月一日のアルミニョンの帰国のおよそ一年後、薩摩藩と長州藩が指揮した外様大名の同盟は明治維新により日本の指導者として将軍に代わり、新政府を樹立した。

おわりに

これまで、冒頭の五つの疑問について考察してきた。これを踏まえて一八六六年の「日伊修好通商条約」の締結の重要性について考えたい。

一八六六年(慶応二)八月二五日に締結された「日伊修好通商条約」は正式に翌一八六七年(慶応三)の一月から効力を発揮し、同年の夏より横浜における公使館と領事館のイタリア王国の駐日初代表達は日本に到着した。ジュリオ・ベルテッリ(二〇〇七)が述べているように、「この条約のおかげで、数年前から始まっていた日本とイタリアとの間の蚕卵貿易は公式となり、遠い日本を訪れるイタリア人の利益と権利とが初めて擁護されるよ

うになった」¹⁰⁸のである。しかしながら、「日伊修好通商条約」の締結の歴史的な意義を考えると、重要なのは前述の成果よりも、その後の日伊関係に対するこの条約締結の影響である。

何よりもまず、当初日伊条約が蚕種商人の条件の改善を保証していなかったことを明確にすることが必要である。実際、多くの蚕種商人などの実業家にとって、徳川幕府との協定は日本へ赴く絹産業の事業者が蚕種を得る必要性を満たすためには不十分で不適切な条約であった¹⁰⁹。なぜなら、条約の第三条が日本において正確にイタリア商人の移動の制限を設定していたからである。その結果、イタリアの蚕種商人は、開港された町での滞在を強制され、地元の生産者から直接蚕の卵を仕入れるために自由に日本国内の養蚕地へ赴く許可が与えられていなかった¹¹⁰。

そこで、歴代の駐日イタリア公使は、前述の第三条を改正し、自国の商人が日本内地で自由に移動する許可を得るために、日本新政府と新条約の交渉を開始しようとしていた。他方、関税自主権回復と治外法権撤廃を自国の外交政策の主な焦点にした明治政府は、イタリアとの条約改正に向けた交渉に対して非常に好意的であったわけである。それを踏まえて、条約改正の交渉が開始される予定日として決定された一八七二年（明治五）七月一日¹¹¹以来、およそ三〇年間にわたって駐日イタリア公使たちと明治政府は、日本全国にわたるイタリア人の自由な移動とそれに対する関税自主権回復と治外法権撤廃をめぐる問題の解決を中心に、両国間にさらなる親密な関係を構築する努力へと発展していったのである。

本章では、様々な一次史料の分析に基づき、日伊間の正式な関係の設立過程について可能な限り包括的な検討を試みた。その結果、一八六六年の「日伊修好通商条約」の締結がイタリア絹産業の問題を完全に解決したわけではなかったが、その後の明治時代におけるイタリアと日本の二国間外交関係に大きな影響を及ぼしたという結論に至った。実際、一八六六年の日伊条約締結をきっかけに、日本側はもちろん、イタリア側もいわゆる「不平等条約」の改正交渉を行う必要性を感じていた。この日伊間の条約改正交渉がどのように行われていたのかを明らかにすることは、一八七〇年代前半における日伊間の外交貿易関係の過程を示すことにもなる。この過程の詳細な検討を次の第二章の課題としたいと思う。

第二章 一八七〇年代前半における日伊外交貿易関係と条約改正問題

はじめに

本章では、条約改正問題を中心にし、一八七〇年代前半の日伊関係がどのようなものであったのかを検討したい。何よりもまず、一九世紀の後半、戊辰戦争（一八六八—六九年）後、樹立された明治新政府による外交政策の主な目標の一つは、幕末に幕府が欧米諸国と締結した、いわゆる「不平等条約」の改正であったことを明確にすることが重要である。特に、明治政府の中心的関心は関税自主権の獲得（税権回復）と治外法権の撤廃（法権回復）にあった。そのため、一八七一年（明治四）、当時の太政大臣三条実美（一八三七—一八九一）は、条約改正を重視して岩倉具視を外務卿に任命した。その後、右大臣となった岩倉具視（一八二五—一八八三）は、一八七一年一二月二三日（明治二年十一月二日）から特命全権大使としてアメリカ合衆国とヨーロッパ諸国に派遣された大使節団を指揮することになった。岩倉使節団の主な目的の一つは条約締結各国と共に条約改正の準備交渉を行うことであったが、結局条約改正交渉はほとんど相手にされなかった。一方、その間に一八七一年以来、イタリア王国は明治政府と共に一八六六年（慶応二）に江戸幕府と結んだ「日伊修好通商条約」の改正に前向きな姿勢を示した。かくして、一八七三年（明治六）に入ると、第二代駐日イタリア特派全権公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵（Conte Alessandro Fè d'Ostiani, 一八二五—一九〇五）、そして駐日代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵（Conte Balzarino Litta Biumi-Resta, 一八三二—一八八〇）は、東京において当時の外務卿副島種臣（一八二八—一九〇五）との条約改正の予備談話を開始しようとしていたのである。

筆者が調べた限りでは、いわゆる「副島外務卿時代」（一八七一—一八七三年）における日本とイタリア王国間の条約改正関係について、日本においてもイタリアにおいても、両国の一次史料を綿密に検討した研究はみられない。岩倉使節団の対外交渉を中心にしてそのテーマを扱ったベルテッリ¹¹²、ウゴリーニ¹¹³や石井孝¹¹⁴などの先行研究があるが、いずれも「副島外務卿時代」での条約改正問題に対するイタリア王国の外交政策について、詳細に検討を加えているわけではない。そこで、本章では、両国で集めた未刊史料を活用し、一八七一年から一八七三年にかけて進んだ日伊間の条約改正関係の過程について可能な限り包括的な検討を試みたい。特に、本章の主な目的は、条約改正問題に対してイタリア王国がどのような外交政策をとったのかを解明することである。この目的を達成すべく、イタリアと日本で行われた先行研究において紹介された要点を押さえた上で、イタリア外務省歴史外交資料館¹¹⁵、イタリア国立古文書館¹¹⁶、外務省外交史料館¹¹⁷、そして国立公文書館¹¹⁸などに保管されている一次史料を活用しながら、以下のような順序で結論へと導きたい。

まず、第一節では、日伊蚕種貿易の重要性を踏まえた上で、イタリア側が明治政府と条約改正交渉を開始しようとした理由と状況を明らかにする。次に、第二節においては、条約改正交渉に向けて、全権公使フェ・ドスティアーニ伯爵はどのように動いたのかを詳細に検証する。そして、第三節では、条約改正問題に関して、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵が行うことにした対日外交政策を浮き彫りにする。最後に、第四節においては、明治政府との条約改正交渉に対して、代理公使リッタ伯爵はイタリア外務大臣からの政策に沿って動くことにしたのか、あるいは、彼自身が適当と考えた姿勢をとろうとしていたのか、その経緯を確認する。以上の検証から当初の日伊外交関係の経緯を明らかにすることで、明治初期において条約改正問題に対するイタリア王国の外交政策に一貫性がなかったことを証明したい。

第一節 日伊間の蚕種貿易の重要性と条約改正の必要性

一八六六年（慶応二）八月二五日に「日伊修好通商条約」が締結されたにもかかわらず、「マジェンタ号」が日本に來航する以前と同様、日伊間の公式な関係の初期段階においても、日本におけるイタリア居留地の人口はまだ少なかった。また、イタリア王国の公使館および領事館の従事者を除いて、その居留地は蚕の卵に関する貿易に関心があった商人にほとんど独占されていた。その上、永続的に日本に滞在していたイタリア王国の多くの蚕種商人は、自国からの最初の外交的アプローチが遅く、効果がなかったことにより、日本における自身の通商ビジネスを容易にするために数年に渡り、駐日フランス公使に保護を訴え続け、イタリア領事館に登録していなかった。その結果、他国の大規模な居留地に比べ、横浜におけるイタリアの居留地（当時、長崎と函館にはイタリア人がほとんど居なかった）は小さくて不安定なものであった。例えば、一八六八年（明治元）には、イギリス人四一五人およびフランス人一三九人が日本におけるそれぞれの領事館に登録していたにもかかわらず、イタリア領事館に登録しているイタリア人は二六人に過ぎなかった¹¹⁹。

しかしながら、日本においてイタリア商人たちの役割の商業的・経済的な重要性を過小評価すべきではない。横浜の市場で養蚕地からの蚕卵紙が売られている時期（すなわち、七月後半から九月中旬にかけて）に、他の多くの蚕種商人が定期的に来日していたため、毎年横浜におけるイタリア人滞在者の数は急激に増加した。彼らの日本滞在は短く（たいがい四ヶ月に過ぎなかった）、領事館の登記簿に登録されていなかったものの、横浜に居住していた欧米人全体の人口と比較すれば、彼らが占める割合は高く、その数は次第に増えつつあり、一八七〇年代の始まりにおいて一年間で四〇人を超えた¹²⁰。

筆者が本論によって分析する期間において、横浜におけるイタリア人蚕種商人の季節的な流入の主な特徴の一つは彼らの多くが数年間にわたり何度も日本への旅を繰り返していたことである¹²¹。そのような商人は、自身の就業人生の過程において、多くて一七回も（少なくとも六回以上）習慣的に横浜へ赴いていた¹²²。

いずれにしても、そのような旅行者・商売人および横浜における小さいイタリア居留地の経済的重要性をきちんと理解するために、一八六三年（文久三）からおおよそ一八八〇年（明治一三）にかけて、日本で生産されていた蚕種（また、生糸と他の蚕糸関係品）に関する輸出の大部分が主にイタリア国内市場向けだったという事実を熟慮する必要がある。特に、一八六三年から一八七三年（明治六）の間に、イタリア養蚕家に勤めていた蚕種商人は輸出総額のおおよそ六五―七五%に相当する蚕種の分量を仕入れていた。また、一八七三年以降、フランス人の蚕卵商人の数が非常に少なくなり、その結果、イタリアに輸入される蚕種の割合は八〇―八五%を超えるようになった¹²³。

日本からイタリアへの蚕種輸入に関する利益率の高い商売に関心があった重要な養蚕業家はほとんどがロンバルディア州（特に、ベルガモ県）の様々な企業であった。すでに一八五九年（安政六）にロンバルディア州出身の多くの蚕種製造業者および蚕種商人が共にその州の商業者同盟を結成していた。ちなみに、その大同盟は、日本との蚕種貿易で非常に活躍しており、そのためイタリア王国の重要な金融業者とはもちろん、イタリアの支配階級の有力な政治家とも結び付いていた¹²⁴。特に、第一章の第一節で述べたように、ミラノ出身であったエミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵も、ロンバルディア州の養蚕家と深い結びつきがあり、一八六六年（慶応二）六月二八日にイタリア外相の地位に戻ったのをきっかけに、前述の同盟に加わっていた蚕種製造業者および蚕種商人の活動を支援した主な奨励者になった。

このことから、イタリア王国政府は日伊蚕種貿易をめぐる問題の解決に対して積極的に専念していたことが推察される。さて、その当時イタリア蚕種商人を苦しめていた最も緊急の問題は一八六六年の「日伊修好通商条約」と親密な関連があった。つまり、この条約の第三条が日本において外国人の移動の制限を里（一里は約三九一〇メートルに等しい）単位で厳格に設定していたため、在日イタリア人は自由に日本国内へ赴く許可が与えられていなかった¹²⁵。そのため、日伊条約に関してイタリア養蚕業界も不満を抱いていた¹²⁶。なぜなら、日本の当局により彼らは開港された町（横浜、長崎、新潟、函館と神戸）での滞在を強制され、地元の生産者から直接蚕の卵を仕入れるために自由に日本国内の養蚕地へ赴く許可がなされていなかったからである（第一章の「おわりに」を参照）¹²⁷。

前述の制限のため、毎年定期的に来日していたイタリア王国の商人たちは内地から発送された蚕種を横浜の市場でしか購入することができなかった。しかしながら、横浜の市場で販売されていた蚕種の値段は非常に高かったにもかかわらず、その質が徐々に悪化しつつあった¹²⁸。さらに、粗悪品を良質の蚕種として販売していた日本人の蚕種販売者による詐欺事件も起こっていた¹²⁹。そのため、国内を自由に訪問できない蚕種商人は、蚕種の生産環境を調べ、地元の生産者から直接蚕の卵を購入するために、内地旅行を行う緊急の必要性があったわけである。

一八六九年（明治二）六月、初代駐日イタリア特派全権公使ヴィットリオ・サリエ・ド・ラ・トゥール伯爵（Conte Vittorio Sallier De La Tour, 一八二七―一九〇四）は、イタリア蚕

種商人の求めに応じるために、その当時まで外国人の立ち入りが禁止されていた現在の群馬県および埼玉県における蚕種生産地へイタリアの使節団を率いる許可を明治政府から得た。ロンバルディア州の養蚕家の代理人として数人のイタリア蚕種商人が加わっていたその貿易使節団の主な目標は、日本国内の各養蚕地の訪問を通じて、イタリアの養蚕業のために役に立つ養蚕実地調査を行うことであった¹³⁰。ちなみに、外国人が日本の内地にある養蚕現場へ実地調査旅行を行う許可を得たのは、これが歴史上初めてのことである¹³¹。しかし、この使節団は役人・衛兵の壮大な行列に伴われており、決して自由に移動できなかった¹³²。また、この旅行に参加した蚕種商人たちには、あらかじめ指定された行程以外の地域を訪問する許可はもちろん、地元の生産者から蚕種を購入する許可もなされなかった。そのため、前述の実地調査旅行は蚕種商人の必要性を満たすために十分な措置ではなかったわけである。そこで、翌一八七〇年（明治三）一月一〇日、ド・ラ・トゥール伯爵は新たに大規模な養蚕視察団の派遣計画をイタリア外務省に提案した。しかし、同年四月二二日に起こったド・ラ・トゥール自身の帰国、および膨大な資金が必要であったため、結局その計画は断念された¹³³。

前述の背景に続き、一八七一年五月（明治四年四月）にイタリア王国政府は、地元の蚕種生産者と直接接合するために自国の蚕種商人が自由に日本内地へ赴く許可を得ることに関心を持ち、一八六六年の日伊条約の改正を目指した。同年五月二七日（明治四年四月九日）に当時の駐日イタリア代理公使クリストフォロ・ロベッキ（Cristoforo Robecchi, 一八二一—一八九一）は当時の外務卿澤宣嘉（さわ のぶよし、一八三六—一八七三）に書簡を書き、条約の規定に基づいて一八七二年七月一日以後条約改正交渉を開始する自国政府の意向を示した¹³⁴。以下、それに関するロベッキの書簡を挙げよう。

未四月十五日来

一意太利国公使より書翰

意太利国貴国ト取結候条約面第二十章ニ迄基キ、来ル一千八百七十二年第七月一日ニ至リ此ノ条約ノ趣実験シ、緊要ナル变革或ハ改正ヲ加フル爲、再議シ得ヘシト御坐候通り、我政府ノ命ニ應シ、前章ノ趣ニ隨ヒ、右条約ノ部ヘ貿易規則並ニ税則書ノ部分改正可致政府ノ存意ニ付其旨閣下エ御通信致候。猶委細ノ廉ハ前期日限ニ至リ。

天皇陛下ノ政府エ御使告可致ト存候。右ノ趣得御意度如斯ニ御坐候以上。

横浜千八百七十一年第五月廿七日

意太利国代理公使 チェ ロベッキ 手記

外務卿 澤宣嘉

外務大輔 寺嶋宗則 閣下¹³⁵

その後、ロベッキは、六月一六日に澤外務卿と会見した際、「我国絲商人ト貴国絲製シ元ノ商人ト中買ノ手ヲ経スシテ直ニ取引イタシ度旨」を述べ、イタリア政府が条約改正の希望を持っていたことを改めて告げた¹³⁶。

第二節 駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵による提案と日本側との協定

外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵はロンバルディア州の養蚕家と深い結びつきがあり、彼の影響力により、日本に派遣された代理公使クリストフォロ・ロベッキをはじめとする他の駐日イタリア外交官と同様に、一八七〇年（明治三）三月七日にアレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵がド・ラ・トゥール伯爵の後継者として駐日イタリア特派全権公使に任命された。フェ・ドスティアーニ伯爵はロンバルディア州のブレシア出身の外交官であり、個人的にイタリア養蚕貿易の必要性に強い関心を持っていた。というのは、彼の家が養蚕に深く関わっており、著名な蚕糸研究家や蚕種商人を多数輩出していたからである¹³⁷。そのため、第二代駐日イタリア公使としてのフェ・ドスティアーニ伯爵の活動は主に養蚕部門の保護と開発に向けられていた。例えば、一八七〇年一〇月三〇日に横浜に下船する以前に、フェ・ドスティアーニは、同年五月二二日に中国に到着してから、本人自ら浙江省（上海市の近く）の主な養蚕地の現場検証を行い、そこで養蚕貿易に関するデータを収集したり、イタリア蚕種商人らの経済・商業活動を推進したりしている¹³⁸。彼は日本においてもこのような活動を続け、特に多数のイタリア蚕種商人のために日本国内の養蚕地へ赴く許可証を明治政府から取得した¹³⁹。さらに、フェ・ドスティアーニ伯爵は日本側にとって極めて有益な条約改正交渉を開始させる重要な役割を果たしている。本節ではその役割について述べる。

まず、条約改正の交渉が開始される予定日が一八七二年七月一日と決定されたにもかかわらず、岩倉使節団の帰国まで条約改正向けの会議は延期された¹⁴⁰。その間に、アメリカとヨーロッパにおいて岩倉使節団は条約改正をめぐる準備会談を行うことになったが、アメリカにおける会談は明治政府が期待した成果をもたらさずに終了した。それ以来、欧米各国との新条約締結が非常に困難であることが明らかになった¹⁴¹。その結果、条約改正によって外国人向けの内地旅行の自由は成立しそうもなかった。そこで、イタリア養蚕業者との繋がりが深かった駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵は、既存条約の改正に至ることを待つ間に、自国民向けの内地旅行の自由を目的とした計画の実行を目指した¹⁴²。それに関し、一八七三年（明治六）二月七日、フェ・ドスティアーニ伯爵は、自発的に副島外務卿へ書簡¹⁴³を送り、イタリア人向けの内地旅行と引き換えに、治外法権の一部である領事裁判権を放棄することを日本側に提案した。

フェ・ドスティアーニからすると、領事裁判権は日本における外国人に保護と利益を保証するための特権に過ぎなかったため、日本政府によって外国人とその利益の保護が保証されるようになると、その必要性が弱まっていた¹⁴⁴。フェ・ドスティアーニはイタリア国の蚕種商人が日本国内へたやすく旅行できるように許可を得ることは、日本政府による友好的な行為であり、許可を得た旅行者が敬意を得るだけでなく友好的な待遇を得、無許可の旅行者は差し留められイタリア領事館において裁判、処罰され、日本の持つ君権に対し敬意を表すと記している¹⁴⁵。それに関して、イタリア公使は以下の通り述べている。

[前略] 居所定り居候領事館へ趣き保護裁許受候より直に其場にて裁決相調ひ候事の弁理なるは閣下にも御了解可有之候事にて、我国の蚕卵商人貴国内部え容易く旅行相成候様に御許容被下候等の事は、貴政府に於て十分懇親なる御處置の證據に有之候故に、免許を得旅行候者は尊敬を得候而已ならず懇遇を得、無免許の者は差留られ我領事於て裁判を遂げ罰を与へ貴国の有せる君権に対し敬意を表し候 [後略]¹⁴⁶

もちろん、条約改正の前に居留地内における治外法権を完全に撤廃することは困難であったけれども、イタリア蚕種商人は自由に日本内地へ赴く必要があった。ゆえにフェ・ドスティアーニは、開港場における領事裁判の制度を変革しないと述べながらも、「両国利益弁理の仕法」を成立させるため、既に交わした日本の法権回復と内地旅行の交換条件をめぐる会談を引き続き行うように要求した¹⁴⁷。

他方では、副島外務卿は、フェ・ドスティアーニ伯爵の考案を受け入れ、同月二二日に彼にイタリア人向けの内地旅行をめぐる規則案¹⁴⁸を提出した。全四則から成るこの規則案によれば、日本内地における旅行を望むイタリア国民は、日本外務省が発行した通過許可証を持ち、領事裁判の範囲をこえた場合は、日本の法律を完全に遵守するべきとされた（ただし、第四則には、刑法上の裁判が発生した場合は、過度に嚴重な処罰がイタリア人に与えられるべきでないとした）¹⁴⁹。前述の規則案を受けた同二二日、フェ・ドスティアーニ伯爵は副島外務卿が自分の要求を受け入れたことに対して感謝の意を表しながら、日本側からの規則案を直接イタリア外務省に差し出し、「我政府の回答早速閣下（副島）へ御通達」する意志を表明した¹⁵⁰。三日後、つまり二月二五日、フェ・ドスティアーニ伯爵はヨーロッパに向かって横浜から出港した。というのは、一八七二年二月に彼は日本委員会の一員としてウィーン万国博覧会に赴くことになったからである。それから、フェ・ドスティアーニ伯爵は、その万博開会式が終わった後イタリアに戻り、五月九日にフィレンツェで岩倉使節団を出迎えた。

第三節 ヴィスコンティ・ヴェノスタ外務大臣の対日外交政策と岩倉使節団との会見

ところが、その間にアメリカとイギリスをはじめとする他の欧米諸国がイタリア政府に対してフェ・ドスティアーニによる提議を激しく批判したため、駐日イタリア公使は明治政府との交渉を中止することを余儀なくされた¹⁵¹。結局、フェ・ドスティアーニ伯爵の提案と副島外務卿との交渉を中止することが、当時のイタリア外務大臣エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵によって決定された¹⁵²。つまり、ヴェノスタ外務大臣は、イギリスをはじめとする他の欧米列強との摩擦を回避するため、イタリア公使の提案を却下し、条約改正問題に関して他国の決定を遵守する慎重で受動的姿勢をとることにした。

ちょうど「日伊修好通商条約」が締結された際、ヴェノスタ侯爵が外務大臣であったため、彼は、約一〇年間（一八六六年から一八七六年にかけて）に渡って、日本におけるイタリア蚕種商人の活動を支援することを重視し、日伊関係の商業的な道筋に大きな影響を

与えた¹⁵³。外務大臣ヴェノスタは、日伊蚕種貿易の発展にのみ関心を示しており、日本との外交関係を深めることはもちろん、日伊貿易全体の拡大および多様化をさらに促進することにも関心がなかったようである。彼の大きな影響の下、蚕種貿易以外では、イタリア政府（特に、ローマ外務省）にとって日本は、イタリアのために守るべき利益がない遠い国にすぎないと見なしていた¹⁵⁴。また、ヴェノスタ外務大臣の外交政策は、イタリア王国に関連がない問題に関してはほとんど他の欧米列強の国際的な取り決めを遵守し、イタリア国内の経済的な問題の解決に限定していた¹⁵⁵。彼にとって、イタリア独立戦争により征服を果たしたばかりの統一国家、イタリア王国の国際的地位を強化することが必要であった。ゆえに、新生イタリア王国を平和的に安定させるため、日本に対しても、できる限り他の欧米列強の利害と対立する外交活動を避け、非常に慎重で消極的な外交政策を講じるべきであったのである¹⁵⁶。一八七七年（明治一〇）四月二三日、イタリア王国の外交政策に関して、議会における議論の場でヴィスコンティ・ヴェノスタは次のように述べた。

[前略] 私は、我々のために有益である唯一の政策とは、忠実かつ慎重で冒険的精神がまったくない政策であり、欧米列強間の協調性においてヨーロッパの利益のためにこの若き国家（イタリア王国）の存在およびその道徳的な行動の利点と有用性を考慮させる政策であると存じています。私は、イタリアがこの政策によってのみ、自国の国際的地位を固め、かつ、現在と未来におけるこの地位を守ることができ、強力な同盟からの利点はもちろん、全ての民族が当然熱望するものである、合法的な影響力も獲得できると存じています。[後略]¹⁵⁷

すなわち、東京に派遣された明治初期のイタリア外交官の主な任務は、ローマ外務省の指示に従って、他国の利害を侵害することなく、日本の蚕種を仕入れるために毎年来日するイタリア商人の貿易活動を支援し、もっぱら蚕の卵に関する日伊貿易の繁栄を促進することであった¹⁵⁸。一八七三年五月一日に岩倉具視と会見した際にも、ヴェノスタ外務大臣の関心は日本蚕種の購入に関する問題に過ぎず、彼は日本代表団からの提議の政治的重要性を認識していなかった¹⁵⁹。その頃、ヴェノスタは、日伊間の貿易関係の発展を望みながら、イタリア人が日本国内を自由に通行する許可を求めた¹⁶⁰。他方、岩倉具視は、一定の裁判法が確立された上で、内地旅行の許可の条件として、居留地を含む日本に居住するイタリア人が日本の法権に服することを要求した。これに対し、ヴェノスタ外務大臣は、イタリア人を日本の法律に従わせる点に関してはそれが一朝一夕にできることではないとした。また、彼は、一定の裁判法が確立されても、その法律を公布し、日本国民に対する妨害もない公平な措置と見極められない場合は、日本側からの要求を承諾できないと述べた¹⁶¹。しかしながら、内情は、既に岩倉使節団が訪問した諸国が日本との通商条約の変更を目指していなかったことから、ヴェノスタは他の欧米列強の決定に合致するため、既存の日伊条約の改正を避けることにしたのである。

岩倉具視等が日本外務省へ送った書簡¹⁶²の分析から明らかになるように、条約改正に関し、彼らは、同会見に出席したフェ・ドスティアーニとの協定を考慮し、ヴェノスタ外務

大臣にさらに積極的な姿勢を期待していた¹⁶³。だが、五月一八日の会見の後、岩倉具視は、ヴェノスタ外務大臣の姿勢が他国の姿勢と異なっておらず、フェ・ドスティアーニ伯爵による提案と非常に矛盾していたため、ついに自分の切望が実現せずに終わったという結論に至った¹⁶⁴。また、岩倉使節団の一等書記官である田辺太一（一八三一—一九一五）が書いた書簡によると、二月七日と二二日にフェ・ドスティアーニが副島外務卿に「申立候事は、当地にても捕影捉風の談而已、多く結局痴人の談義に齊しき事而已、[中略] 何事も齟齬いたし候」と述べられている¹⁶⁵。

第四節 駐日イタリア代理公使リッタ伯爵とその対日外交姿勢

フェ・ドスティアーニの不在期間中、ヴェノスタ外務大臣は在東京イタリア公使館の運営に携わる代理公使としてバルツァリーノ・リッタ伯爵を日本に派遣した。

ここで留意すべきことは、日本に送られた駐日代理公使などの重要人物のほとんどが北イタリアの出身者（特にロンバルディア州）であるという点である。当時、イタリア王国が各国に派遣していた公使館および領事館の外交官は南イタリア出身であったから、その傾向とはまさに対照的であった。このように南部からではなく北部の出身者を、日本への外交官に選択したことは、イタリア王国の対日外交政策における外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタの考えに基づくものであり、日伊蚕種貿易における日本との関係を特に考慮したものであった。そのため、特派全権公使フェ・ドスティアーニ伯爵をはじめとする多くの駐日イタリア外交官たちと同じように、代理公使バルツァリーノ・リッタも北イタリアの出身者であり、当時の外務大臣ヴェノスタの側近に属する政治家であった。さらに、リッタはミラノの旧貴族の名高い家柄の出身であった¹⁶⁶。

このような経緯から、一八七三年五月一日に横浜に上陸して以来、リッタ伯爵は、ヴェノスタ外務大臣の意向を受けて、特に日本の蚕種の供給を優先的に扱わなければならなかったことが分かるであろう。しかもリッタ伯爵は外務大臣ヴェノスタの旧知の友人であった。それでも、彼は、ヴィスコンティ・ヴェノスタの政策と異なり、蚕種貿易に関連した問題を解決するだけでなく、日本に対する最も積極的な外交政策を講じることをも目指しており、条約改正問題にも非常に高い関心を示した。

これに関して、同年一八七三年七月三〇日、リッタ伯爵はヴェノスタ外務大臣に私信を書き、イタリア人向けの内地旅行の許可を条件として日本国内における領事裁判権の放棄を認めるフェ・ドスティアーニ伯爵の提議を猛烈に批判した¹⁶⁷。リッタ伯爵は、フェ・ドスティアーニについて、諸外国の代表者との相談もなく単独で動き、副島外務卿からの内地旅行案をそのまま受け入れたため、「自分自身を滅ぼし、公使館の名誉を傷つけ、そして、言いづらけれども、商業的利益のために何もせず、極東におけるイタリアの本当の政治的利益をおろそかにした」¹⁶⁸と記している。そこで、リッタはフェ・ドスティアーニの「ガリバルディらしい」（つまり、大胆不敵な）外交政策をなじり、ヴェノスタ外務大臣の期待

に沿って、条約改正問題をめぐって他国公使と一致した行動をとった¹⁶⁹。

既に七月二六日、駐日イギリス公使パークスをはじめとする各公使と同様に、リッタ伯爵も、副島外務卿の提案に対して、現行条約による治外法権を存続の下に外国人向けの内地旅行の許可を要求した¹⁷⁰。ただし、ヴェノスタ外務大臣と違って、リッタ伯爵は条約改正交渉を、その当時までに講じた慎重な政策をやめ、代わりにさらに積極的な政策を開始する機会と見なした¹⁷¹。つまり、リッタにとって、イタリアは、他国と異なり東アジアにおいて守るべき重要な利益がなかったため、有益な条約改正交渉にあたり欧米列強間の勢力均衡の調整役として決定的な役割を果たす可能性があった¹⁷²。そのような役割に関して、代理公使リッタは次のようにヴェノスタ外務大臣に書いている。

[前略] 条約改正後、極東におけるヨーロッパ諸国の政策は新たな段階に入ろうとしています。その際にも、イタリア以外の単一の列強国、あるいは、集団的に行動する二、三の欧米列強国が影響力を確立し、それを強化することは我々の利益になるのでしょうか？小生はそう思いません。小生は、我々が極東の諸国に文明をもたらすことに貢献したという榮譽を放棄することさえ認めておりません。もちろん、他の欧米列強国に対して戦うこと、あるいは、イタリア王国を他の欧米列強国と同じ立場に置くことはあまりにも危険ですが、互いに不信を抱く列強諸国の影響の危うい均衡を保つ役割が、我々のものになるはずであると小生は存じております [中略]。有益な条約改正交渉にあたり、我々は他の列強諸国と共に一般的な方針をめぐる基本的諸問題を議論しなければならないでしょう。その際、我々の影響力がどの程度に至ったのか明らかになるでしょう。その時までにはどんな行動をとったとしても、この交渉がより慎重で保守的ではなくなり、より積極的な政策を開始する機会であると小生は思います。イギリスのように、自国の資本を失う恐れに影響されることがなく、ドイツのように、ヨーロッパの外でもなんとしても自国のライバルの影響を抑制する野心にかられることがなく、フランスのように、自国の敗北の知らせが極東で広い反響を巻き起こすことを阻止する苦しい必要性に迫られることがない我々は、公平無私な役を演じながら、他国と共に行動できるでしょう [中略]。この条件だけで、ここ日本において我々はヨーロッパ列強諸国の一国として我々が占めるべき地位を得るでしょう。[後略]¹⁷³

リッタ伯爵は、前述の役割によってイタリアが政治的重要性を得る上に、日本における自国の貿易を拡大させるための機会も有していると考えていた¹⁷⁴。そこで、彼は、自分の様々なイニシアチブのために実用的な支援を得るようにローマ外務省に働きかけながら、積極的に条約改正問題の解決に従事していたと見られる。例えば、七月三〇日、彼は、条約改正交渉を考慮し、日本における領事裁判権の問題について詳細な研究を行うことを目的に、エジプトの司法改革とその領事裁判権に関する調査報告を日本に発送するように要望した¹⁷⁵。だが、一一月二日にその返答として自筆で書いた書簡を通じて、ヴェノスタ外務大臣は、在東京イタリア公使館宛ての厳密に必要な外交文書や出版物などの郵送を妨げる経済的な理由を説明しながら、リッタ伯爵の要求を激しく拒否した¹⁷⁶。代理公使

リッタは、日本政府との条約改正によって東アジアでの貿易とイタリアの政治的重要性を拡大させるべきであると説明したにもかかわらず、ローマ外務省はそれに対して関心が欠如していると考えざるをえなかった。それどころか、ヴェノスタ外務大臣はリッタが東京から頻繁に送っていた情報や要求をわずらわしく思い、リッタの政策に強く反対した。

おわりに

一八七三年九月一三日に岩倉使節団が帰国して以来、明治政府は、その前に朝鮮問題を初めとする様々な緊急の問題を解決すべきであったため、条約改正問題の解決を先送りし、一八七六年（明治九）までそのための交渉を再開しなかった。その上、外国人向けの内地旅行をめぐる問題に対し、一八七三年一〇月二八日に外務卿となった寺島宗則（一八三二—一八九三）は、前任の副島種臣より遥かに強硬な姿勢をとり、治外法権の無条件撤廃までは外国人の内地旅行を認可するわけにはいかないという持論を堅持していた¹⁷⁷。同年一二月九日に代理公使リッタがヴェノスタ外務大臣に述べたように、内地旅行問題は「副島外務卿との協力によって非常に向上したが、寺島外務卿が着任して以来、膠着状態に陥ったばかりか、むしろ、逆行しているように見え」¹⁷⁸た。実際に、一八七三年冬から一八七四年春にかけて、寺島外務卿と各国公使（リッタ伯爵を含む）の間で外国人向けの内地旅行の規則制定に関する交渉が行われたが、内地旅行問題の解決に向かっての進展は一切見られなかった¹⁷⁹。結局、一八七四年（明治七）七月一三日、寺島外務卿は各公使に書簡を送り、内地旅行の許可を申請できる者は「病養・学術研究其他不得止事件有之者」に限ると述べた¹⁸⁰。ただ、一八七四年夏以来、代理公使リッタ伯爵、そして同年九月に日本に戻った全権公使フェ・フェ・ドスティアーニ伯爵は、蚕の卵に関する研究を行うことを理由に、数名のイタリア蚕種商人たちのために通過許可証を明治政府から得ることができた¹⁸¹。他方、外務大臣ヴェノスタは養蚕部門に関するフェ・ドスティアーニの功績に満足し、従って一八六六年の「日伊修好通商条約」を改正することが必要とは考えなかった¹⁸²。

本章では、イタリアと日本にある様々な一次史料の分析に基づき、一八七一年から一八七三年にかけて進んだ日伊間の条約改正関係の過程について可能な限り包括的な検討を試みた。その結果、明治初期において条約改正問題に対するイタリア王国の外交政策に一貫性がなく、特にその問題をめぐってヴェノスタ外務大臣、全権公使フェ・ドスティアーニ伯爵と代理公使リッタ伯爵の間で姿勢の違いがあったという結論に至った。実際、一八七一年五月、代理公使クリストフォロ・ロベッキは、イタリア人の商人が自由に日本国内の養蚕地へ赴く許可を得る必要性があったため、条約改正交渉を開始する自国政府の意向を明治政府に示した（第一章）。かくして、一八七三年二月、当時の駐日イタリア全権公使フェ・ドスティアーニ伯爵は、条約改正交渉を待つ間に、居留地外において領事裁判権を放棄することと引き換えに、イタリア蚕種商人が日本内地で自由に移動する許可を日本政府に求めた。そして、その交換条件をめぐり自ら進んで副島外務卿との会談を開くことにし

た（第二章）。しかし、アメリカとイギリスをはじめとする欧米列強の圧力を受けたヴェノスタ外務大臣は、フェ・ドスティアーニ伯爵の提案を阻止し、条約改正問題に関しても他国の決定を遵守する慎重で受動的な外交政策をとった（第三章）。他方、一八七三年五月から代理公使としてフェ・ドスティアーニの代わりに在東京イタリア公使館の運営に携わるリッタ伯爵は、条約改正問題に対して他国公使と一致した行動をとった。ただし、彼は東アジアにおいてイタリアが欧米列強間の勢力均衡の調整役として果たすべきであった重要な役割を重視し、ヴェノスタ外務大臣の政策よりさらに積極的な外交政策を開始する意向を示した（第四章）。

しかしながら、ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵は外務大臣であった約一〇年間を通じて、イタリア政府が、ほとんど他の欧米列強の決定に足並みをそろえ、条約改正問題に積極的態度を表明することを避けようとした。すでに一八七三年に代理公使リッタは、極東での貿易とイタリアの政治的重要性を拡大させるべきであると説明したにもかかわらず、ヴィスコンティ・ヴェノスタの対日外交政策は横浜におけるイタリア蚕種商人の活動を支援することのみであったと考えざるをえなかった。それにもかかわらず、当時イタリア王国と日本との間の国交は著しく発展した。というのは、それまで明治政府はイタリア王国が日本に関心を持っていないと考えていたが、ちょうど岩倉使節団のイタリア訪問の約二ヶ月後、その考えが一変するような、すなわち、両国間の親密な関係の樹立にイタリア王国は関心を持っていると解釈される、思いがけない出来事が起こったからである。それは、一八七三年夏のイタリア王国の国王ヴィットーリオ・エマヌエーレ二世の甥であった第二代ジェノヴァ公トーマーズ・ディ・サヴォイア王子の来日とリッタによるその取扱いであった。

第三章 ジェノヴァ公の初来日（一八七三年）

はじめに

第二代ジェノヴァ公、トンマーズ・アルベルト・ヴィットーリオ・ディ・サヴォイア王子（Tommaso Alberto Vittorio di Savoia Genova, 一八五四—一九三一）は、一八五四年（安政元）二月六日にトリノの王宮で生まれた。彼は、初代ジェノヴァ公フェルディナンドとその妃でザクセン王ヨハンの娘であるマリア・エリザベッタの長男である。ちなみに、後にイタリア王国の第二代国王ウンベルト一世の妃となるマルゲリータ・ディ・サヴォイアはトンマーズ王子の姉にあたる。一八五五年（安政二）二月に父の急死に伴い、わずか一歳でジェノヴァ公位を継承したトンマーズ王子は母親である公爵夫人マリア・エリザベッタの手でほとんど育てられた¹⁸³。にもかかわらず、彼の人生に大きな影響を及ぼした人物は、母親ではなく、サルデーニャ王国の第八代国王（在位：一八四九—一八六一）や、その後のイタリア王国の初代国王（在位：一八六一—一八七八）ヴィットーリオ・エマヌエーレ二世であった¹⁸⁴。父方の叔父であった国王エマヌエーレ二世の保護の下、トンマーズ・ディ・サヴォイア王子（以下、ジェノヴァ公）はユージニオ・サヴォイア＝カリニャーノ王子（Principe Eugenio di Savoia Carignano, 一八一六—一九八八）によって教育を受け、その後、一八六九年から一八七一年にかけて、ロンドンにある男子寄宿学校、「ハーロー校」（Harrow School）に通った。その頃、ルキーノ・ダル・ヴェルメ伯爵（Conte Luchino dal Verme, 一八三八—一九一一）は家庭教師および当直将校としてジェノヴァ公の教育を担当した。

「ハーロー校」での勉学の期間中、彼の叔父であるヴィットーリオ・エマヌエーレ二世の強い意向に沿って、一八七一年（明治四）頃ジェノヴァ公はイタリア王国海軍における軍事キャリアを開始した¹⁸⁵。当時、サヴォイア王家は一八六一年（文久元）にイタリア王国が成立して以来、国際貿易による利益の追求や、ヨーロッパにおいてイタリアが国際的に重要な地位を獲得するために、海上進出してイタリアの存在を主張する必要性を感じていた。そこで、サヴォイア家は、新生イタリア王立海軍（Regia Marina）¹⁸⁶内で強い影響力を行使する目的で、自国の海軍に王族の王子を入隊させ、彼らを軍艦に乗船させて、士官候補生向けの長期の訓練旅行に参加させていた。これは王家の代々の慣習でもあった¹⁸⁷。

そのような政治的、王朝的な慣習に倣い、「ハーロー校」を卒業してから、一八七一年五月一日に少尉に任命されたのをきっかけに、ジェノヴァ公は様々な軍艦に乗船し、訓練教育を受けることとなった。そこで、翌一八七二年（明治五）一〇月、その当時まだ若い（わずか一八歳であった）ジェノヴァ公は世界一周旅行のための蒸気コルベツト艦「ガリバルディ号」（Garibaldi）へ乗船することになった。軍艦「ガリバルディ号」の大洋横断旅行の主な目標の一つは、教育訓練として、ジェノヴァ公が海上生活に慣れ、海軍に関する理論

的、政治的な知識を身に付けることであった¹⁸⁸。しかし、サヴォイア家の王族が軍艦に乗船して世界一周航海に参加することは、ジェノヴァ公向けの単なる訓練航海だけでなく、イタリア王立海軍の戦略的な軍事的役割を支援するという目的もあった¹⁸⁹。この点から見ると、蒸気コルベット艦「ガリバルディ号」の大洋横断旅行は、イタリア王立海軍に軍事力と威信を与えるために当時の海軍大将および海軍大臣アウグスト・アントニオ・リボティ (Augusto Antonio Riboty, 一八一六—一九九二) が採ろうとしていた賢明な政策の一部であったといえる。特に、その頃イタリア政府機関によって軍事費が大幅に削減されていた状況下で、リボティにとって、王室メンバーを伴って大洋横断航海を実行することは、わずかな年間予算にもかかわらず、できる限り多くの軍艦を運航させる資金を得るための唯一の方法であった¹⁹⁰。なぜなら、王室メンバーを伴うことは、彼らのための実益と威厳を保つための相応の同行軍艦を率いることを必然にし、それをイタリア政府に認めさせることを容易にできたからである。しかも、王室のメンバーの参加のおかげで、状況に応じて、そのような航海は軍艦で訪れる様々な諸国における王族への公式訪問になる可能性もあった。政府の無関心および資金不足により外交代表団の派遣は不可能に近かったため、彼らの代わりに、ジェノヴァ公が王子として遠い諸国と外交関係を結ぶ重要な役割を果たすはずであった。その上、イタリア海軍の軍艦に乗船していたサヴォイア家の王子による訪問は、海外における多数のイタリア居留地とそこに住んでいたイタリア人の権利を保護することを可能にした。

前述の背景をもとに、一八七二年（明治五）十一月一日に蒸気コルベット艦「ガリバルディ号」はナポリから出発し、南アメリカに向かって航海した。軍艦「ガリバルディ号」での大洋横断航海の期間中、ジェノヴァ公はイタリア王立海軍でのキャリアを続けるために必要な教育と経験を得て、世界一周航海が終わった後には、その際に身に付けた知識に関する試験に簡単に合格することができた¹⁹¹。その間、軍艦「ガリバルディ号」が寄港した全ての主要な港では、ジェノヴァ公は、海軍士官候補生向けの訓練以外に、王族としての外交代表の任務も受けており、様々な諸国の支配者および国家元首と外交関係の構築や維持という重要な役割を果たした。

このような軍事的なねらいと政治的任務を受けたジェノヴァ公は、蒸気コルベット艦「ガリバルディ号」の世界一周航海中、一八七三年（明治六）八月二三日から同年十一月一日にかけて、初来日を果たした。その当時、在東京イタリア公使館の運営に携わる責任者、つまり駐日代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵の指導の下、ジェノヴァ公はイタリア貿易拡大および国際舞台での積極的な役割を目標に、イタリア王国を代表する公式の使節として明治政府および皇室との外交関係を深めることに関与した。

確かに、一八七三年のジェノヴァ公の来日に関する重要性はこれまで何度か研究で紹介されており、この来日の公的な詳細は周知のところである。例えば、イタリアでは、旅行者や、商人、海軍将校による旅行書籍や私的な文通に基づいて、ジェノヴァ公の訪日というテーマを取り上げた注目すべき研究について、ギルド・フォッサーティ (Gildo Fossati)¹⁹²

とパオロ・プッディヌ (Paolo Puddinu)¹⁹³の功績が挙げられる。また、ジェノヴァ公の訪日の際の日伊関係の状況を検討したウゴリーニ¹⁹⁴、そしてザヴァレーゼ¹⁹⁵の論文がある。日本では、児玉定子¹⁹⁶と中山和芳¹⁹⁷が明治宮廷の食事様式と外交儀礼の変化を中心にして、宮中におけるジェノヴァ公の公式訪問を扱った。

前述の筆者の研究を踏まえ、ジェノヴァ公の初来日は、駐日イタリア代理公使リッタ伯爵の指導の下、イタリア王国・日本間の外交関係を深めることに貢献したことが明らかになった。しかし、ジェノヴァ公の来日が日伊関係の状況に与えた影響の程度をきちんと確認するため、日本の当局がこの来日をどのように扱ったのか詳細に説明する必要がある。日本にある公文書館で保存されている一次史料を活用した一八七三年のジェノヴァ公の来日についての研究は、現在のところ行われていない。その結果、この来日に対する明治政府と皇室の姿勢は未だ全く明らかにされていない。

そこで、本章では、主に日本にある公文書館で収集した未刊の一次史料(書簡と公文書)、公刊されている史料(『明治天皇紀』¹⁹⁸を含む)を中心に活用しながら、一八七三年におけるジェノヴァ公の来日について可能な限り包括的な検討を試みたい。特に、本章の主要な目的は、日本の当局が、ジェノヴァ公の初来日にあたり、イタリア王国に対してどのような外交姿勢をとろうとしていたのかを解明することである。この目的を達成すべく、イタリア外務省歴史外交資料館に保管されている未刊の一次史料(書簡)¹⁹⁹に加えて、主に外務省外交史料館²⁰⁰、国立公文書館²⁰¹、そして宮内公文書館²⁰²に保存されている記録文書を基にし、以下のような順序で結論へと導きたい。

まず、第一節では、ジェノヴァ公の来日に関して、駐日代理公使リッタ伯爵はどのように動いたのかを明らかにする。次に、第二節においては、明治政府がジェノヴァ公の歓迎をどのように、どの程度まで行おうとしたのかを詳細に検証する。そして、第三節においては、宮中におけるジェノヴァ公の訪問に関して、明治天皇と皇室はこのような状況に対して以前に行われた外交儀礼どおりに動いたのか、あるいは、この儀礼を越える行動をとったのか、その経緯を確認する。最後に、第四節では、明治初期における日伊間の外交・貿易関係を中心に、日本の当局からジェノヴァ公へ示された厚遇の理由とその外交的効果について考察する。以上の検証からジェノヴァ公による初来日の経緯を明らかにすることで、一八七〇年代においてイタリア王国とのさらに親密な外交・貿易関係を推進する日本の大きな好意的関心を指摘する一つの判断材料としたい。

第一節 ジェノヴァ公の来日をめぐるローマ外務省と駐日公使館の間の意見対立

イタリアにある史料の分析から明らかになるように、ジェノヴァ公の来日に際にしても、ローマ外務省が与えた指示と在東京イタリア公使館が取った政策活動との間にはギャップが激しかった。代理公使リッタは、ジェノヴァ公が乗船する蒸気コルベツト艦「ガリバルディ号」が横浜に上陸する予定であったことをイタリアの地方紙で知ると、すぐにローマ

外務省に王族を迎え入れる方法についての指示を求めた。彼はこのようなイベントに多くの重要性を持たせなければならないことは当然だと思っていた。当時、一八七二年（明治五）にちょうど訪日したロシア大公アレクセイ²⁰³が心のこもった歓迎を受けた直後であり、リッタは明治宮中においてサヴォイア家の王族による公式訪問が確かに日本でイタリアの威信拡大に大きく貢献できると考えていた。その結果、ジェノヴァ公の訪問は日伊外交関係の質を高め、在横浜イタリア人居留地に利益をもたらす可能性もあった²⁰⁴。代理公使リッタは、ジェノヴァ公の来日に向けてイタリア王国が取るべきアプローチに関して以下のように書いている。

[前略] 小生は、まだヨーロッパにいた際に、ジェノヴァ公爵殿下がイタリア王立海軍の軍艦「ガリバルディ号」に乗って世界一周航海中横浜港に寄港することになったという話を新聞で読む機会がありました。[中略] 小生は、大臣閣下にこのような状況において何をすべきかについて必要な訓令を与えていただければ幸いです。[中略] 小生は日本国側に公式に知られることなくこの来日を行うことが我々にとって役に立たないと存じております。アレクセイ公爵の最近の先例があるにもかかわらず、なぜ我々の国の王子がミカドからの心のこもったご接遇を避けるべきかについては、小生はそれを存じあげません。こうした懇意な行為は、両国間の良好な関係の確認であることはもちろん、この国における我々の威信を高め、我々の居留地にさらなる重要性を与えることにも役立ちます。[後略]²⁰⁵

このような経緯で、天皇もジェノヴァ公の来日が差し迫っているのを知らされることとなった。また、明治政府はこの来日を岩倉使節団がイタリアで受けた大歓迎に対する感謝の気持ちをサヴォイア家に示す機会と見なした²⁰⁶。そこで、リッタは、ジェノヴァ公の訪問を公式なものとするのに関心を持っていた日本の当局の要請により、一八七三年（明治六）五月二八日に外務省に書簡を送り、再びジェノヴァ公の来日について詳しい指示を求めた。特に、リッタはサヴォイア家の王族の来日を公式訪問として行う許可を願い出た²⁰⁷。しかし、リッタは、ローマ外務省から返事がすぐに届かなかったため、ヴィスコンティ・ヴェノスタの沈黙を公式訪問に対する同意と解釈した。そこで、明治政府側はイタリア王子に敬意を表する名目の盛大な式次第を準備することになった。だが、ちょうど軍艦「ガリバルディ号」が横浜に上陸する数日前の八月にリッタへの返事として外務省からの公式の報告書が届いた²⁰⁸。一八七三年七月八日に当時の外務省総務局長イサッコ・アルトム（Isacco Artom, 一八二九—一九〇〇）が外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタの名義で書いたその書簡によれば、軍艦「ガリバルディ号」の大洋横断航海はジェノヴァ公のための訓練旅行に過ぎなかった。そのため、代理公使リッタの意向とは異なり、ローマ外務省の首脳（特に、ヴィスコンティ・ヴェノスタ）にとってはジェノヴァ公の来日は匿名で私的な訪問として行われなければならない²⁰⁹。実際、アルトムは、ジェノヴァ公の来日に関して、以下の通りに述べている。

[前略] この点で、貴下に次の情報を伝える必要があります。すなわち、海軍省は、

訓練のためにジェノヴァ公爵殿下がコルベット艦「ガリバルディ号」への乗船に際し、船上で小さな執務室での海軍将校生活をする事になった旨を本省に通知したということです。殿下は殿下が自ら望まれる訪問のために上陸した場合に限り、王族としての役割に戻る事になります。そこで、ロシア帝国の皇族アレクセイ公爵と我々の王子の比較は、このような状況で取るべき姿勢を定める材料として考慮されるべきではありません。事実、ロシア皇帝の息子である大公爵は、海軍の戦隊によって護衛され、王子として旅行されていました。この旅行は、ロシア帝国が日本と共に自国の領土問題を定義することに興味があったため、政治的な意味を持っていました。一方、トンマーゾ王子は単なる訓練旅行をされています。殿下が乗船された軍艦は会見のために準備されるべきではありません。その上、絶対に必要な場合を除いては、殿下の今回の旅行は非公式の旅行の規則から除外するにはあたりません。[後略]²¹⁰

しかしながら、結局リッタは、明治政府と共に立てられた計画の急激な変更は当時、深刻な外交上の問題を引き起こす恐れがあったため、以上に述べたローマ外務省からの指示に従わないことを選んだ。そこで、リッタは、一八七三年八月二三日に軍艦「ガリバルディ号」が横浜港で錨を降ろすとすぐに、その蒸気コルベット艦に乗り込み、艦長デル・サント (Andrea Carlo Agostino Del Santo, 一八三〇—一九〇五) とジェノヴァ公に状況を説明した。その結果、リッタは彼らと共に、まるでヴィスコンティ・ヴェノスタの指図がまだ届いていなかったかのように、日本の当局の期待に沿った公式訪問としてジェノヴァ公の来日を行うことを決定した²¹¹。その後、リッタ伯爵は外務省に書簡を書き、ヴィスコンティ・ヴェノスタの指示に対する自分の不従順さを正当化しようと試みた。特に、一八七三年八月二七日付のこの報告書によれば、代理公使は、「渴望された訓令」が届いていなかったことを理由として、日本の当局にジェノヴァ公の到着を公式に知らせることにしたとしている。すると、天皇が熱意をもってジェノヴァ公の来日を迎え、盛大な歓迎を行おうとしていたため、リッタは公式訪問としてジェノヴァ公の来日を行うしかなかったとしている²¹²。

第二節 イタリア王族ジェノヴァ公の来日と明治政府による歓迎

前節で述べたように、代理公使リッタ伯爵がローマ外務省に送った様々な書簡によると、日本の当局はジェノヴァ公の訪問を公式なものとする事に関心を持っていた。これをきちんと確認するために、本節では、日本にある未刊の一次史料の分析に基づき、明治政府がジェノヴァ公のために行った歓迎について詳細に検討したい。

何よりもまず、一八七三年八月一日に代理公使リッタ伯爵は、ジェノヴァ公の系譜とともに「伊国皇帝ノ甥「ジュックドジェーブ」公横浜港到着可有之旨報知書翰」という書簡²¹³を当時の外務卿副島種臣に発送したことを強調する必要がある。リッタは、この書簡を通して、ジェノヴァ公が乗船する軍艦「ガリバルディ号」が横浜に到着する予定である

ことを公式に知らせた上で、ジェノヴァ公のために王族向けの公式歓迎を行うように副島外務卿に求めた。リッタはこの来日が、両国間の友好関係の強化に貢献することを期待している旨を副島に示した。代理公使リッタは、ジェノヴァ公の来日に関しては、以下のよう

に述べている。

以手紙致啓上候、陳ハ今般我伊多利皇帝ノ甥ジウックドジェーブ公（ジェノヴァ公）、フレガット形ガンバルジート称スル我軍艦ニ乗組、不日横浜へ可致入港候間、此段御報知及候。右サボウ一家ノ皇族貴国へ渡来有之候ニ付而ハ、貴政府必ス相当ノ御接待有之ト存候。右渡来ニ付テハ、両国政府ノ間ニ従来保存スル處ノ和親公際猶一層敦厚ナラン事、拙者ノ希望スル處ニ候、敬白。

千八百七十三年第八月十一日 東京ニテ伊多利代理公使 リター
外務卿副島種臣閣下²¹⁴

八月一四日、副島外務卿は、代理公使リッタからの報知を基にして、ジェノヴァ公の来日に関する書簡²¹⁵を当時の太政大臣三条実美に送った。副島は、この来日にあたり、「王族之礼典ヲ以テ相当ニ御接遇有之可然」であると考えていた²¹⁶。副島は、以前来日したイギリス王族アルフレッド²¹⁷およびロシア大公アレクセイを迎えた先例に倣い、ジェノヴァ公のためにも国賓としての接待を準備しようとしていた。以下、それに関する副島の書簡を挙げよう。

[前略] 伊太利国帝ノ甥プリンスジウックドジェーン（ジェノヴァ公）、不日横浜へ渡来可致旨同国代理公使ヨリ別紙書翰ノ通申越候。右ハ公使彼方ヨリ報知シ来リ候ニ付テハ、王族ノ礼典ヲ以テ相当ニ御接遇有之可然ト存候。依テ、英国王子魯西亜親王御接待ノ先例ヨリ較省略ヲ加へ、其手續ハ跡ヨリ可差進。右ハ英領豪斯多良里（オーストラリア）ヨリ航海ノ趣ニテ突然横浜へ着港ノ筈ニ有之、一句日ヲ出サル間ニ着航可致候也。[後略]²¹⁸

以上を踏まえ、八月二〇日、副島外務卿は天皇が熱意をもってジェノヴァ公の来日を迎えようとしていたという書簡をリッタ伯爵に書いた²¹⁹。その間、副島は太政大臣を通して各省と連絡を取り、ジェノヴァ公を迎え入れる方法について以下のような指示を出した。

- ・ 式部寮への指示：「伊太利国皇帝ノ甥プリンスジウックドジェーン（ジェノヴァ公）不日渡来ニ付テハ、礼典接待向ノ儀当省（外務省）」との打ち合わせを取り計らうこと²²⁰。
- ・ 陸軍省への指示：ジェノヴァ公が公式に横浜港に下船する際、「皇族ノ旗ヲ以テ同所礮墩（ほうとん）於テ祝砲二十一発施行并、鎮臺兵一小隊為警衛同所へ被相面度委細ハ当省（外務省）」との打ち合わせを取り計らうこと²²¹。また、「伊太里国プリンス渡来出京ノ節ハ、兵卒一小隊被差出半隊ハ新橋ステーションへ整列、半隊ハ延遠館大手門整列、同所滞在中ハ兵卒十名程相詰候様致度委細ハ当省（外務省）」との打ち合わせを取り計らうこと²²²。

- ・ 海軍省への指示： ジェノヴァ公が横浜港に下船する際、「皇族ノ旗ヲ以祝砲二十一発施行其他海軍ノ礼式等モ可有之候間、夫々相当ノ敬礼ヲ表シ候様仕度委細ハ当省（外務省）」との打ち合わせを取り計らうこと²²³。
- ・ 工部省への指示： ジェノヴァ公が公式に横浜から東京へ赴く際、「鉄路ヨリ迎引ノ節、鉄道頭ニモ出張委細当省（外務省）」との打ち合わせを取り計らうこと²²⁴。
- ・ 宮内省への指示：「伊太利国帝ノ甥ジウックドジェン（ジェノヴァ公）不日渡来ニ付テハ、[中略] 徳大寺宮内卿²²⁵、東久世侍従長²²⁶（すなわち、宮中の最高当局者）へ右接待」責任を負わせること²²⁷。また、横浜港からジェノヴァ公がその宿舎に指定された延遼館に到着する前に、ジェノヴァ公を出迎えるために、「有栖川宮殿下²²⁸、東伏見宮殿下²²⁹、華頂宮殿下²³⁰同所へ御越相成居プリンス着館次第直ニ御尋問」させること²³¹。
- ・ 大蔵省への指示：「伊太利国王子渡来ニ付、接待ノ儀ハ可相成省略ヲ表シ可申候得共、魯親王英王子ノ類例ハ有之候間、夫々折衷相加へ相応ノ接待ニ致度就テハ、右費用大凡見込ヲ以金壹万貳千円」を外務省に渡すこと²³²。

明治政府がジェノヴァ公向けの歓迎の準備を進める中、八月二三日に軍艦「ガリバルディ号」は横浜港に到着した。しかし、その頃明治天皇が旅行中で東京を留守にしていたため、その帰京までの間ジェノヴァ公は横浜港で錨を下ろしていた軍艦「ガリバルディ号」にて身分を隠して滞在することになった²³³。また、八月二六日、リッタはジェノヴァ公の下船と入京に関する書簡を副島に書き、ジェノヴァ公が「本月三十一日朝第十一時ニ艦上ニ国旗ヲ上々夫ヨリ微行ノ姿ヲ法リ、殿下第十一時致上陸、第十二時横浜出発、午後第一時東京へ着ノ手都合ト相定ノ候」と知らせた²³⁴。かくして、副島外務卿は、宮内省をはじめとする各省と調整した上で、九月一日に予定された「伊太里国プリンス横浜上陸ヨリノ手続」²³⁵と赤坂離宮（当時の仮皇居）における「内式」（つまり、式次第）²³⁶を太政大臣三条実美に発送した。この二つの計画書の分析によると、明治政府は、限られた時間の中で、駐日代理公使リッタの希望に応え、以前来日したイギリスとロシアの王族の例に準じ、ジェノヴァ公のためにも敬意を表する盛大な式次第を準備することにしたようである。

第三節 宮中におけるジェノヴァ公の公式訪問と皇室の動き

九月一日、日本の当局による計画に沿って、ジェノヴァ公は公式に横浜港に下船し、東京へ向かって明治天皇のもと、すなわち、赤坂離宮を訪問することになった。まず、ジェノヴァ公は、明治天皇が軍艦「ガリバルディ号」に派遣した侍従長東久世通禧や式部頭坊城俊政（一八二六—一八八一）などと共に上陸し、横浜港から馬車と汽車で東京の新橋駅に着いた²³⁷。そして、宮内卿徳大寺実則を含む宮中の最高位の当局者たちをはじめ、一月二五日に海軍卿に任じられる当時の海軍大輔勝海舟、東京府知事大久保一翁（一八一八

一一八八八) など、様々な重要人物は、ジェノヴァ公を新橋駅で出迎えた上で、王子の東京滞在のために指定された宿舎、すなわち、浜離宮の延遼館²³⁸へ彼を誘導した²³⁹。

午後三時、ジェノヴァ公は軍艦「ガリバルディ号」の艦長デル・サントと代理公使リッタと共に、「通禮に導かれて参内す。熾仁親王及び式部頭之れ(ジェノヴァ公)を車寄に迎ふ、皇甥(ジェノヴァ公)進みて大広間[中略]に至るや、天皇延いて俱に上段に昇り立御あらせられる。皇甥は少しく退きて熾仁親王と相対立し、太政大臣三条実美・外務卿副島種臣・宮内卿等並びにリッタ、デル・サント中段に侍立す。天皇、皇甥と少時御款話の後、之れ(ジェノヴァ公)を内廷に誘ひて皇后」に紹介した²⁴⁰。

それから、「伊太里国プリンス横浜上陸ヨリノ手續」という計画書に沿って、「プリンス歸館ノ上爲御尋問延遼館へ臨幸」が行われた²⁴¹。つまり、明治天皇は、珍しいことに、ジェノヴァ公が延遼館に戻った直後、「浜離宮に幸し、尋いで聖駕を延遼館に寄せ、[中略]少時皇甥と御款話」したわけである²⁴²。天皇が賓客への答礼として延遼館でロシア皇子アレクセイ公を訪ねたという前例がすでにあつた。しかし、ジェノヴァ公の来日にあたり、天皇はこの時初めて参内の日と同日に賓客を答礼訪問したのである。

その後の数日間、有栖川宮熾仁親王をはじめとする日本の役人は延遼館を何度も訪ねて来てジェノヴァ公と会見した。例えば、九月二日九時には、各参議と各省長官が延遼館にジェノヴァ公を訪問している²⁴³。このように、ジェノヴァ公は、皇室の主賓として八日間もてなしを受けた。この公式訪問の最終日、すなわち、九月八日には、ジェノヴァ公のために観兵式と宮中午餐会が行われた。

まず、午前中、ジェノヴァ公が日比谷陸軍操練所において明治天皇と謁見し、天皇と同じ馬車に乗り、「太政大臣・外務卿・侍従長・式部頭並びに各国公使等を随へて操練所を一周したまふ、[中略]尋いで陸軍少將篠原国幹指揮の下に、近衛・東京鎮臺・教導團諸兵の飾隊代を車上より」閲兵した²⁴⁴。この観兵式が終わった後、ジェノヴァ公と天皇は同じ馬車で宮城(旧江戸城)に向かい、吹上御苑の紅葉御茶屋で氷水を飲み、御苑を散策した。また、瀧見御茶屋においてジェノヴァ公のための午餐会が催され、天皇はもちろん、「太政大臣・外務卿・陸軍大輔・侍従長・式部頭並びに皇甥輔佐役等随員三人・各国公使等八人」も参加した²⁴⁵。

確かに、この午餐会は前例のないものであつた。中山和芳(二〇〇七)が述べているように、「これは、外国からの賓客に対して、天皇が行った初めての宮中招宴」である²⁴⁶。また、児玉定子(一九八五)によると、この催しをきっかけに「外国の賓客に対する接待は、すべて西洋料理で西欧の礼式に従って行われること」になったようである²⁴⁷。その上、最も重要なことに、「信任状を手にそこへ派遣された各国外交官たちがミカドと共に宴会場で座していたのは歴史上初めてのことである」と代理公使リッタが述べている²⁴⁸。

前述の公式訪問が終わった後、ジェノヴァ公は、一八七三年九月九日に、軍艦「ガリバルディ号」で任務を再開するため、宿舎の延遼館を去り、非公式に横浜に赴いた。その後、

ジェノヴァ公は、蒸気コルベット艦「ガリバルディ号」での訓練に支障が出ない範囲で、お忍びで日本滞在を続けた。

しかしながら、代理公使リッタの要請に応え、ジェノヴァ公が日本を離れる前に、天皇にお別れの正式な挨拶をする目的で、一〇月一三日に公式に参内することになった²⁴⁹。そこで、八時にジェノヴァ公は「同国代理公使コント・リッタ、輔佐役デル・サント、傳達役カンジャンニー²⁵⁰、同ボルフ²⁵¹等」を具して横浜を發し、午前十一時三十分」に仮皇居である赤坂離宮に到着した²⁵²。すると、前述の東伏見宮および式部頭坊城俊政が彼らを出迎え、「大広間に導く。天皇迎へて椅子を進め、少時款話」があった²⁵³。その際、副島外務卿はもちろん、同一八七三年九月一三日に米欧視察から帰国したばかりの右大臣岩倉具視と工部大輔伊藤博文（一八四一—一九〇九）もジェノヴァ公と会見する機会があった。また、岩倉使節団が訪問した「伊国の名勝・古跡等の事を奏上せしめんがため、具視の特に伴へるなり、正午天皇、皇甥と共に食堂（中略）の卓に著きたまひ、嘉彰親王²⁵⁴及び右大臣以下並びに皇甥隨從の公使・輔佐役・傳達役等に御陪食を仰付けらる」²⁵⁵。こうして、一八七三年一〇月一三日は、天皇が初めて皇居において賓客向けの午餐会を催した歴史的な日となったといえる。さらに、これは告別参内の際に行われた初めての午餐会であり、その定額は五九五三円四二銭五厘であったが、総額は三〇四円余分に多くかかったようである²⁵⁶。

九月八日に行われた宮中午餐会と同様、一〇月一三日のお別れの午餐会の際にもすべて西洋料理が提供された。さらに、正餐の料理ばかりか、皇后の儀礼も西洋の礼式に沿って行われた。一〇月一三日の午餐会が終わった後、会食者が大広間に戻ると、「皇后出でて皇甥に御対顔あり、午後二時皇甥等退出」している²⁵⁷。そして、この時も皇后との会見は非公式であった²⁵⁸。しかし、代理公使が述べたように、それは「皇后が多数の人々の前に初めて姿を現した」ことでもあった²⁵⁹。

結果として、九月一日の返礼訪問、九月八日の宮中招宴、そして一〇月一三日の午餐会という事例の分析に基づき、ジェノヴァ公が未曾有の待遇を受けたことは明らかである。事実、これまでの分析を踏まえると、宮中におけるジェノヴァ公の訪問の際の、彼に対する明治天皇と皇室の応対は、その頃まで賓客向けに行われていた外交儀礼を越え、異例の温かい心遣いであったといえるだろう。

第四節 一八七〇年代における日伊関係とジェノヴァ公の来日

ついに、日本における約二ヶ月の滞在が終わった後、ジェノヴァ公は十一月一日に横浜から出港し、アメリカに向けて軍艦「ガリバルディ号」での大洋横断航海を続けた。翌二日、代理公使リッタは、一〇月二八日に外務卿になった寺島宗則に対して書簡を書き、明治政府と皇室からジェノヴァ公が受けた厚遇に対する感謝の意を表した²⁶⁰。特に、イタリア代理公使にとって、日本外務省の協力のおかげで、この訪問がイタリア王国と日本間の

外交関係を深めることに非常に貢献するものであった。実際、リッタ伯爵は、ジェノヴァ公の来日とその外交的効果に関して、次のように書いている。

フレガット形カルバルデー号艦ヘシウックドシーブ親王（ジェノヴァ公）乗組ニテ米
国ニ向ヒ出帆被候。右親王参朝ノ砌懇切ニ御款待ニ預リ、且滞在中ハ壯麗ヲ盗尽シ、
御饗應被下候段、感佩ニ不堪趣両。陛下ヲ初メ其外御接待被成候諸官員方ヘ拙者ヨリ
可申述旨貴国出立前申被置候。右ジウックドシェーブ親王殿下東京ノ朝廷ヘ尋問被致、
互ノ懇情交感致候ニ於テハ、両国ノ間ニ從來連綿保存致候交際ノ固結益々敦カラシ
疑無之候。親王渡来ノ事ニ付テハ、外務省ニテ萬事丁寧ニ御周旋被下真ニ拙者ノ感謝
ニ不堪處ニ候。右閣下ヘ申述度候、拜具。

千八百七十三年十一月二日 伊国代理公使 リッタ
外務卿寺島 閣下²⁶¹

このような成果を達成するためには、ジェノヴァ公の東京滞在の際の前任の副島外務卿
による協力が決定的であった。前述のボルフこと、駐日ドイツ帝国全権公使マックス・フ
ォン・ブランド（Maximilian August Scipio von Brandt, 一八三五—一九二〇）が述べたよ
うに、副島外務卿は「すべての希望を快く聞いてくれ、そのために少し内気だが大変愛ら
しいこの若い王子（ジェノヴァ公）の接待は、王子自身の面目を施すことになったばかり
か、国際関係全体にも良い結果をもたらすことになった」のである²⁶²。さらに、代理公使
リッタ伯爵がローマ外務省に発送した書簡によると、観兵式と宮中午餐会が行われた九月
八日の夜に副島外務卿はリッタと会見してジェノヴァ公による公式訪問に対して感謝の意
を表し、「この訪問後、イタリアと日本の間に存在していた隔たりが消失した」と述べたよ
うである²⁶³。

また、九月一三日の岩倉使節団の帰国は、ジェノヴァ公による来日の外交的な好結果を
後押しした。ジェノヴァ公の滞在中に岩倉使節団が帰国したことによって、ジェノヴァ公
の公式訪問は日伊関係の一般的な枠組みの中でよりいっそうの好影響を与えた。明治政府
と皇室はジェノヴァ公の来日を岩倉使節団がイタリアで受けた大歓待に対する感謝の気持
ちをサヴォイア家に示す機会とみなした²⁶⁴。岩倉具視自身も、ジェノヴァ公に対するこの
きめ細かい心遣いによって、国王ヴィットーリオ・エマヌエーレ二世をはじめとするイタ
リア王族による「懇切丁寧の取扱」²⁶⁵に恩返しをしようとしていたわけである。そこで、
岩倉具視は、一〇月一三日に行われた別れの午餐会に参加する前に、同月上旬にすでに在
東京イタリア公使館でジェノヴァ公と会見し²⁶⁶、さらに、当時の大蔵卿大久保利通と共に
軍艦「ガリバルディ号」に乗船し再びジェノヴァ公を訪ねている²⁶⁷。

中山和芳（二〇〇七）をはじめとする日本側の先行研究においては、日本でジェノヴァ
公が受けた公式歓迎が、明治時代において天皇の外交儀礼が遂げた大きな変化の過程の一
部として考えられている。しかし、本章において、それよりも強調したいことは、この歓
迎が、岩倉具視による丁寧な扱いと同様に、日本の当局がイタリア王国に共感と好意を示
そうとしていた証といえる点である。その当時、イタリアでの滞在中に岩倉使節団が集め

た情報に基づき、日本側にとって、当時の歴史および政治状態に関して、成立したばかりだったイタリア王国は新生明治日本と類似しているように見えたとされている²⁶⁸。特に、使節団書記官の久米邦武が作成した報告書によれば、一八六一年（万延二）に統一されたイタリアは、「みな時勢に促されてさまざまな改革が行われ、さまざまな危機を乗り越えてのち安定に達した。わが国の今日の改革もまた同様である」と記されている²⁶⁹。また、他の欧米列強と異なり、当時イタリアは植民地獲得への意欲が薄く、日本に対する脅威ではなかった。以上を踏まえ、ジェノヴァ公の来日の際、明治政府はイタリア王国を日本のための理想的なパートナーとみなしており、そのため日伊関係の大切さを重視しようとしていたようである²⁷⁰。

最後に、ジェノヴァ公の来日に対する明治政府の立場と外交姿勢をきちんと理解するため、一八七〇年代において日伊貿易が与えた経済的貢献を考慮に入れる必要がある。その当時、イタリアの対日貿易は一方的な日本からの輸出であり、毎年定期的に来日していたイタリア王国の商人たちは、日本の蚕種や生糸の大規模な購入を通じて、日本経済に利益をもたらしていた。そのため横浜にあるイタリア人居留地は日本人の尊敬と共感を得ていたようである²⁷¹。ちょうどジェノヴァ公が来日した同一八七三年、イタリア向けの日本輸出からの収入は、二二六万五四八一円で、輸出総額（二一六三万五四四一円）のおよそ一〇%を占めた²⁷²。

このような状況の中で、ジェノヴァ公は、九月九日に東京から横浜港に戻った際、横浜の事業家からの重要な出迎えを受けた。「生糸改会社」²⁷³の社長である原善三郎（一八二七—一八九九）²⁷⁴、茂木惣兵衛（一八二七—一八九四）²⁷⁵、金子平兵衛（？）という実業家たちは、日伊間の良好な貿易関係に対する感謝のしるしとして、「第二国立銀行」で休息するようにとジェノヴァ公を招き、彼に貴重な日本製の産物を贈った²⁷⁶。九月七日、副島外務卿は、横浜の実業家によるこの出迎えに関して、代理公使リッタに次のように書いている。

今般貴国皇甥デュークドジューメ殿下（ジェノヴァ公）御渡来相成候ニ付、神奈川県管下商人惣代トシテ金子平兵衛・茂木惣兵衛・原善三郎ヨリ願出候ニハ、貴国民ト我國民トハ従前蚕種紙生糸ノ類多分ニ売買親睦ニ交際致候間、皇甥殿下帰港ノ節、御小休所相設、御立寄相願乍輕少国産物呈上仕度トノ議ニ候。右小休所ノ儀ハ、本町三丁目第二国内銀行ニ候。此段、可然殿下へ御通達相成度候敬具。

六年九月七日

副島外務卿

伊太利国公使閣下²⁷⁷

横浜の実業家らはジェノヴァ公の来日に対し、積極的に歓迎の意を表した。彼らは、取引および利益の可能性を高める好機をつかむために、自国においてそのような重要人物の存在から便益を引き出すことを目指していた。そのため、ジェノヴァ公に対する彼らの親切心の現れや贈り物は、イタリアとの貿易を拡大するという計画の提案として受け取られるべきだろう。リッタにとっては、この出来事は、宮中における外交的な成功と同様、公

式訪問としてジェノヴァ公の来日を行うこととした決定による好ましい結果であった。また、日本商人からのこの出迎えは日伊間の通商関係に利益をもたらす可能性もあった²⁷⁸。

以上を踏まえ、代理公使リッタはジェノヴァ公の公式訪問およびそのおかげで得た結果に満足していた。特に、リッタがヴィスコンティ・ヴェノスタに対して書いた報告書（一八七三年九月一七日）によれば、その公式訪問は明治政府および皇室との外交関係を深めることに非常に貢献したと書かれている²⁷⁹。事実、リッタ伯爵は以下の結論に至っている。

[前略] 小生は、通商関係はもちろん、この国との政治関係に関しても、この訪問が好ましい結果をもたらすと確信しております。横浜の日本人商人による出迎えは非常に心を打ち、副島氏（つまり、外務卿副島種臣）の言葉から日本政府が我々との良好な関係を持つ意思があることを感じています。[中略] 日本政府では、宮中におけるジェノヴァ公爵殿下の訪問はイタリア王国に関する疑いを全て晴らした上で、両国と両宮廷の間にさらに親密な絆を確立することに貢献しました。[後略]²⁸⁰

結論として、ジェノヴァ公の公式訪問の外交的効果を考えると、重要な点は、この訪問がイタリア王国と日本間の外交関係を深めることに非常に貢献し、政治・外交上の成功であった点である。日本でジェノヴァ公が受けた異例の厚遇は、イタリアとの良好で緊密な関係を保ちたい日本の当局（特に、副島外務卿）の意思によるものであった。さらに、岩倉使節団がサヴォイア家から受けた親切なもてなしに対する恩返し、そして七〇年代における日伊貿易の重要性が、ジェノヴァ公の来日に対する日本の支配階級的良好姿勢に強い影響を与えていたと言える。ジェノヴァ公のためにも敬意を表する盛大な式次第を準備することにした。

おわりに

本章では、主に日本側の様々な一次史料の分析に基づき、明治初期におけるイタリア王国に対する明治政府と皇室の外交姿勢を中心に、一八七三年に起こったジェノヴァ公トンマーゾ・ディ・サヴォイア王子の来日について可能な限り包括的な検討を試みた。その結果、日本の当局が、この来日にあたり、イタリア王国とのさらに親密な政治・経済関係の構築に対する好意と関心を示していたという結論に至った。明治政府は、外務省の指示に従わずジェノヴァ公の訪問に公式な性格を与えることにした代理公使リッタの希望（第一節）に応え、以前来日した外国の王族を迎えた先例に倣い、国賓の礼をもってジェノヴァ公のためにも敬意を表する盛大な式次第を準備した（第二節）。さらに、天皇と皇室からは、ジェノヴァ公に対し、このような状況下で以前に行われた外交儀礼を超える異例の温かい心遣いがあった（第三節）。日本でジェノヴァ公が受けたこのような厚遇の理由を考えると、重要なのは日伊間の外交・貿易関係の大切さを重視する日本側の意思である。そして、日本の当局がジェノヴァ公に示した厚遇からうかがえるのは、彼の初来日が日伊外交関係を深めることに一定の貢献をした政治・外交上の成功だったということである（第四節）。

しかしながら、外務省宛ての様々な書簡を通じてリッタが詳細に記述したジェノヴァ公の訪問の政治・外交上の成功は、ヴィスコンティ・ヴェノスタにあまり考慮されることなく、イタリア王国のための利益にも十分に生かされなかった。むしろ、リッタはジェノヴァ公の来日を匿名で私的な訪問として行うという外務省からの指示に逆らったため、外務大臣はリッタに対して非常に腹を立てていた²⁸¹。それでも、不本意ながら既成事実を受け入れたヴィスコンティ・ヴェノスタは、ジェノヴァ公が日本に滞在している限り、その訪問に関して東京から届いていた多数の報告書に直接返事するのを避けようとした。それに、ヴェノスタは、事態が日本に関する自分の外交政策に沿ったものになることを、静観して待つことにした²⁸²。一方、リッタは外務省から何の音沙汰もなかったにもかかわらず、日本における様々な出来事に関して常に最新情報を外務省に知らせ続けた。また、ヴィスコンティ・ヴェノスタの無関心さおよび敵意に対しても、代理公使は日伊関係の発展を促進するための自身の様々な活動に固執した（第二章の第四節を参照）。

以上の状況の例として、明治天皇宛ての聖アヌンツィータ騎士団大勲章²⁸³の叙勲をはじめとして、明治皇室の高官および明治政府の役人向けの高勲章の叙勲に関する小事件について次に述べる。日本からジェノヴァ公が出発する少し前に、リッタは日伊関係のために可能なかぎりの利益を実現し、宮中の高官および明治政府の役人向けの高勲章が東京へ送られるようにあらゆる手段を尽くした。というのも、彼にとって、他の欧米列強よりも進んでイタリア王国が天皇および日本の支配階級に自国王家の最高名誉称号を授ける最初の国となり、そうすることでジェノヴァ公の公式訪問によって確立された日伊両国の友好関係もさらに強化される可能性があると考えていたからである。にもかかわらず、日本の当局に前述の勲章を授けるというリッタによる提案も外務大臣によって十分に考慮されなかった。むしろ、ヴィスコンティ・ヴェノスタは外務省の指示を仰がず自主的に決定をするリッタの姿勢に対して強い不快感を抱き続けながら、日本へ位階の高い勲章を送るという代理公使による執拗な要求を様々な理由で拒否した²⁸⁴。

最後に、イタリア王国の対日外交政策をめぐってリッタ伯爵と当時の外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵との間で意見の対立があったため、ジェノヴァ公による初来日の政治的な重要性およびその成功は大幅に縮小した。確かに、明治政府は、リッタによって行われたジェノヴァ公の公式訪問を両国間のさらに親密な政治・経済関係の構築に対するイタリア王国の大きな好意として解釈した。だが、日本の支配層は、一八七四年（明治七）九月にリッタ伯爵が帰国することになった後の日伊外交関係停滞のため、日伊関係に対するイタリア政府（特に、ローマ外務省）の関心が蚕の卵に関する日伊貿易に過ぎなかったと理解した。もちろん、ジェノヴァ公は、天皇および多くの日本の政治家と堅い友好関係を結ぶことに成功し、代理公使リッタの指導に従った、日本における彼の最初の滞在は皇室に良い印象を残した。しかし、代理公使およびジェノヴァ公が得た成功は、外務省によって調整された一義的なイタリア外交政策の欠如により、非常に制限されたままであった。

第四章 一八七〇年代後半における日伊外交貿易関係と条約改正問題

はじめに

さて、これまでは条約改正問題（第二章）とジェノヴァ公の初来日（第三章）を中心に、一八七〇年代前半の日伊外交貿易関係の状況を検討してきたが、その後、この関係がどのように続いたのか。それについてこれから考えていこうと思う。

まず、第二章で述べた通り、一九世紀の後半、明治政府による外交政策の主な目標の一つはいわゆる「不平等条約」の改正であり、特に、その中心的関心は関税自主権の獲得（税権回復）と治外法権の撤廃（法権回復）にあった。ところが、関税自主権の獲得を最優先課題にしていた外務卿寺島宗則は、引き続き領事裁判権を認めつつ、一八七八年（明治一）七月二五日にアメリカ合衆国と全一〇条から成る新しい条約²⁸⁵を締結した²⁸⁶。

「吉田・エヴァーツ条約」として知られるこの条約に基づき、関税自主権の承認と引き換えに、日本は輸出税を廃止すること、そして下関港など二港（残り一港は条約締結時に決定されず）を外交貿易に開港することを約束した。ただし、同条約の第一〇条において、当事国が批准しても他の国々がこのような規定を認めなければ、この条約の効力が発生しないという条件が付けられていた。ところが、日本を重要な製品輸出市場と見なしていたイギリスがドイツと共に日本の関税自主権回復に強く反対したため²⁸⁷、「吉田・エヴァーツ条約」は結局発効されずに終わった。

他のヨーロッパ列強と異なり、イタリア王国は、日本への輸出割合が少なかったため、日本の税権回復になんの影響も利害も感じていなかった²⁸⁸。一方、一八七〇年代に毎年定期的に来日していたイタリア王国の商人たちは日本の蚕種や生糸を大量に購入していたため、その当時イタリア側にとって輸出税の廃止は非常に有利な条件であった。そこで、一八七八年末以降、イタリア政府は日本と共に「吉田・エヴァーツ条約」に等しい条約を結ぶ好姿勢を示した。かくして、翌一八七九年（明治一二）に入ると、当時の駐日イタリア特派全権公使ラッファエーレ・ウリッセ・バルボラーニ伯爵（Conte Raffaele Ulisse Barbolani, 一八一八—一九〇〇）は自発的に寺島外務卿との条約改正交渉を開始することにした。

イタリアでは、一八七〇年代後半における日伊条約改正交渉について、詳細に検討した研究者がまだかつて見受けられない。さらに、この研究テーマについてイタリア側の未刊の一次史料を用いた研究はもちろん、日本側の公文書館で保存されている記録文書を詳細に活用した研究も現在のところ日本でもまだ行われていない。そのため、これらの史料を用いて、条約改正問題に対するバルボラーニ伯爵の役割を詳細に追究する必要がある。

従って、本章では、両国で集めた未刊史料を活用し、条約改正問題を中心に、一八七〇年代後半における日伊外交貿易関係について可能な限り包括的な検討を試みたい。特に、本章の主な目的は条約改正問題に対する駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵の姿勢と行動

がどのような歴史的意義を持つのかを証明することである。この目的を達成すべく、石井孝²⁸⁹、五百旗頭薫²⁹⁰や大石一男²⁹¹などの優れた先行研究において紹介された要点を押さえ、イタリア外務省歴史外交資料館²⁹²、外務省外交史料館²⁹³、国立公文書館²⁹⁴、そして同志社大学の人文科学研究所²⁹⁵に保管されているマイクロフィルムなどを活用しながら、以下のような順序で結論へと導きたい。

まず、第一節では、ローマ外務省の対日外交政策を中心に、バルボラーニ伯爵が駐日特派全権公使として日本に着任した理由と状況を明らかにする。次に、第二節において、近代化過程における日本の経済的かつ政治的情勢をめぐるバルボラーニ伯爵の視点と認識を踏まえた上で、条約改正問題に関して彼が取ろうとしていた対日外交姿勢を浮き彫りにする。そして、第三節で、日本との新条約締結に向けて、バルボラーニ伯爵はどのように動いたのかを詳細に検証する。最後に、第四節において、バルボラーニ伯爵との新条約締結に対する明治政府の姿勢と行動について考察した上で、一八七九年における日伊間の条約改正交渉がどのように展開し、終結したのかを検証する。以上の検証から一八七〇年代後半の日伊条約改正交渉の経緯を明らかにすることで、一八七〇年代末にバルボラーニ伯爵が日本で果たした役割の歴史的な重要性を指摘する一つの判断材料としたい。

第一節 一八七六年の「議会革命」とイタリア外交政策へのその影響

一八七七年（明治一〇）における蚕種貿易の時期の終わりに、アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵は東京イタリア公使館での指導者としての自身の任務を完全に放棄し、自らの要求で他国の公使館へ移転した。そして、同一八七七年二月一三日にラッファエーレ・ウリッセ・バルボラーニ伯爵がフェ・ドスティアーニ伯爵の後継者として第三代駐日イタリア特派全権公使に任命されることになった。

駐日イタリア公使へのバルボラーニの任命は、日伊外交関係の歴史の転換点となった。何よりもまず、日本への最も重要な代表者として選ばれた官僚が北イタリアの出身の政治家ではなく、初めての南イタリア出身者であった上、最初に旧両シチリア王国（つまり、イタリア王国の成立までにブルボン家の同君連合下にあったシチリア王国およびナポリ王国の合併）の公僕として活躍した外交官であった。また、第三代駐日イタリア特派全権公使としてバルボラーニ伯爵が選ばれたことは、その頃までに北イタリア養蚕市場の必要性にのみ固執していたヴィスコンティ・ヴェノスタの側近以外の人物であり、それまでの日伊関係の終わりも意味した。そのような変化は、偶然の出来事ではなく、イタリア王国の外務省と政府機関に関する自然な変化の結果であった。

一八七〇年代後半に入ると、その頃政権の座にあった右翼（いわゆる「歴史的右派」、*Destra Storica*）に対して激しい議会闘争が起こり、影響力のある当時の外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタの外交政策は野党に加担する左翼による強力な攻撃を受けた。特に、イタリア独立戦争およびローマ占領により統一されたばかりの新生イタリア王国の国際的

地位を強化するために、他の欧米列強に関する事柄に干渉せず、非常に慎重で消極的な外交政策を講じるべきであるという彼の政治的意見²⁹⁶が討論に付された。議会において左翼野党は、そのような政策に反対し、その代わりに更に活動的かつ積極的な外交政策を提案した²⁹⁷。かくして、一八七六年三月に起こったいわゆる「議会革命」をきっかけに、ヴィスコンティ・ヴェノスタは左翼に対する議会闘争に敗れ、アゴスティーノ・デプレティス（Agostino Depretis, 一八一三—一八八七）によって率えられる新政府が樹立された。その結果、首相になったアゴスティーノ・デプレティスの指導の下、左翼（いわゆる「歴史的左派」、*Sinistra Storica*）が政権を握ったため、前述の議会闘争の際にヴェノスタの外交政策方針に反対していた政治家が外務省の指導権を取った²⁹⁸。

以上に述べた政権交代の結果、最初、外務省は日本との二国間関係の強化および北東アジアの他の諸国に対するイタリア王国の勢力圏の拡大に関心を示した。そこで、第一級の外交官であったラッファエーレ・ウリッセ・バルボラーニ伯爵を日本に派遣することになった。また、イタリア王国の新政府は、蚕の卵を購入するために自国の蚕種商人が自由に日本内地へ赴く許可を得ることに関心をもちつつ²⁹⁹、一八七八年四月に日本との条約改正交渉を開始することにした³⁰⁰。かくして、一八七八年十一月一四日に当時のローマ外務省官房長カルロ・アルベルト・マフェイ伯爵（Conte Carlo Alberto Maffei di Boglio, 一八三四—一八九七）は駐伊日本臨時代理公使中村博愛（なかむらひろなり、一八四四—一九〇二）に書簡を書き、一定の上限内であれば日本政府による関税自主権の獲得の要求を検討する意向を示した³⁰¹。その代わりに、同一八七八年の日米条約の通り、日本は輸出税を廃止することと、二新港を開港することに同意した。ただし、イタリア政府は明治政府による条約改正の要求を受け入れたわけではない。ただそのような要求にはっきりと反対できなかっただけである。マフェイ官房長が述べたように、「事柄ノ根本ニ於テハ我等他ノ締盟各国ト協議」をしていたのである³⁰²。

一八七九年二月九日に中村博愛代理公使が書いた書簡³⁰³の分析からも明らかになるように、条約改正に関するイタリア政府の立場は他の欧米列強の決定に強く影響されていた。前年一八七八年一〇月一八に駐フランス日本公使鮫島尚信（一八四五—一八八〇）が書いた書簡³⁰⁴によると、関税自主権の獲得に関する日本の要求に対しては、イタリア王国は「我邦ニテ輸出税ヲ廃止候へハ、彼利益ヲ益スヘキハ必然ニ候処³⁰⁵、[中略] 全ク英国ノ迫逼ニ依リ候」³⁰⁶とある。

以上を踏まえると、条約改正問題に対するローマ外務省の外交政策は、それ以前と比べて結局あまり変わらなかったようである。一八七六年三月の「議会革命」の後に起こった政治的变化にもかかわらず、それ以前に活発な外交政策を提案した左翼野党は、新政府樹立を通して政権を取ってから、実質的にヴィスコンティ・ヴェノスタ外務大臣の慎重な国際的政策のほとんどを継続することにした³⁰⁷。というのは、外務省の新政権にとっても、獲得されたばかりの国家統一を守るためには、絶対に他国の利益に干渉せず、国際的な舞台では非常に慎重に行動する必要がまだあったからである³⁰⁸。従って、「歴史的左派」の

指導下であったローマ外務省は地中海地域にイタリア王国の権限の範囲を限定し、日本をはじめとするヨーロッパ以外の諸国にイタリアの影響を拡大するという関心を徐々に失いつつあった。

それでも、第三代駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵は、東アジアにおけるイタリア王国に対する国際的な威信の獲得、および日伊間貿易の拡大・多様化の促進をめざす計画を実現しようとしていた。自国政府と異なり、彼は、イタリア王国は日本に対し極めて活動的かつ積極的な外交政策を取るべきであると考えていた。そこで、バルボラーニは、自分の計画を実現するため、実用的な支援を得ようと、ローマ外務省に働きかけながら、明治政府との二国間関係を強化するための機会をつかもうとしていたのである。条約改正はその一つであり、これからバルボラーニ伯爵による条約改正交渉について論じたい。

第二節 バルボラーニ伯爵が目にした日本の情勢およびその対日外交姿勢

一八七七年二月一三日に第三代駐日イタリア特派全権公使に任命されたラッファエーレ・ウリッセ・バルボラーニ伯爵は最も優れた外交官の一人であった³⁰⁹。イタリア王国の外交官になる前、バルボラーニはブルボン家の両シチリア王国での官庁機構において外交官としてのキャリアを開始した。一八四七年（弘化四）一〇月に三〇歳に満たない彼は選抜試験により両シチリア王国外務省の領事部研修生になった。そして、ブルボン王朝政府の代表者としてヨーロッパおよび世界の様々な諸国において重要な任務を果たした後、一八五九年（安政六）にバルボラーニは、サルデーニャ王国と陰で親密な接触活動を行っていると思われるため、両シチリア王国の代理公使として遠地ブラジルに派遣された。しかし、若きバルボラーニは、同年に起こったイタリア統一戦争を懸念していたため、自身のキャリアに傷がつく危険性があるにもかかわらず、間もなくイタリアに戻り、サヴォイア家のサルデーニャ王国側に加担することにした。そうして、バルボラーニは当時のサルデーニャ王国首相カヴール伯爵（Camillo Benso, Conte di Cavour, 一八一〇—一八六一）の愛顧を受けるようになり、新生イタリア王国の公僕として外交官職を続けた。一八六七年から一八六九年の間に、官房長になったバルボラーニはイタリア外務省の組織を統括した。その際、彼は、初代駐日イタリア特派全権公使ヴィットリオ・サリエ・ド・ラ・トゥール伯爵の活動を追うことによって、日本に関する問題に対処する様々な機会があり、それについて認識を深めていた³¹⁰。さらに、バルボラーニはその後の任務を実行するために彼を助けた多くの重要人物との人間関係も確立することができた³¹¹。

十分な外交経験はもちろん、影響力のある外務省高官との親交もあったバルボラーニ伯爵は、第二代駐日イタリア特派全権公使アレックスandro・フェ・ドスティアーニ伯爵の後継者として抜擢され、一八七七年五月一〇日に横浜に上陸した³¹²。ちょうど彼が日本に到着した際、明治政府は西郷隆盛（一八二八—一八七七）が率いる旧薩摩藩士族による武力反乱（いわゆる「西南戦争」）に直面していた。明治天皇はその頃反乱の情勢を窺うために

京都に滞在していた。そのため、バルボラーニは明治天皇に謁見することができなかった³¹³。駐日イタリア公使バルボラーニは、二ヶ月以上にわたり状況の変化を辛抱強く待った後、ようやく一八七七年七月二〇日に京都御所でイタリア政府からの自身に対する信任状を提出することができた³¹⁴。

来日して以来、駐日イタリア公使バルボラーニはフェ・ドスティアーニ伯爵が促進した日伊友好関係を継続する意向を示した。前任者の先例に従って、バルボラーニは日本の支配階級における有力者と親密な友好関係を深めることを目的として行動しており、日本の内政に干渉せず、イタリア王国が日本に下心のない友好国であるというイメージを促進し続けた。そのためにもまず彼は、外務省への自分の影響力および様々な諸国の朝廷で積んだ経験を生かし、資金を調達して、東京虎ノ門におけるイタリア公使館の拡張工事を行った。そして、ディ・ルッソ（二〇〇一）がバルボラーニの写真アルバムの分析に基づき述べたように、この新公館設立を名目として、多数の非公式イベントや公式晩餐会を開催し、影響力のある日本政府高官の多くと頻繁に接触する機会を設けた³¹⁵。特に、バルボラーニは、有栖川宮熾仁親王（一八三五—一八九五）をはじめ、井上馨（一八三五—一九一五）、鍋島直大（一八四六—一九二一）など多くの皇族および明治政府の重要人物を頻繁にイタリア公使館に招待し、彼らと深い友好関係を築き上げて行った³¹⁶。

その間、バルボラーニ伯爵は大きな関心を持って当時の日本の政況を観察し、外務省宛の数多くの書簡を送り、詳細な情報を知らせた。鋭い観察者であった彼は、「西南戦争」の根底にある原因を理解し、その事件を明治新政府に対する政治的かつ社会的な不満の表れと見なした³¹⁷。一八七七年七月一〇日にバルボラーニがローマ外務省に送った報告書によれば、反徒たちは「この帝国（つまり、日本）の諸制度が受けた急進的な変更で被害を被った全ての人びとを自分たちのほうに引き寄せています」としている³¹⁸。従って、バルボラーニは、西郷隆盛の率いる反乱がようやく完全に鎮圧されたにもかかわらず、当時の支配階級により促進された社会変化に敵対する派閥が存続していると考えていた³¹⁹。事実、一八七九年一〇月八日（つまり、「西南戦争」が終わったおよそ二年後）に書いた書簡において、バルボラーニは当時の日本情勢に関して以下のように述べている。

[前略] 日本は相対的に静かな状態が続いています。外見から判断するに、すべてのことが規則にあわせて順調に進んでいるといえます。事実、ミカドは常に大衆の中における威信を保っています。政府は基本的に支持されており、軍は政府に忠実で、税金は徴収されています。つまるところ、政府という機会を機能させるための条件は十分であり、不足なく進行しているようです。しかし、現状をより徹底的に究明すると、深刻な不満が全階級の間はまだ広まっていることが明らかになります。この不満が支配階級（明治政府）に対する不信によってさらに拡大されています。[後略]³²⁰

バルボラーニの報告によれば、そのような政治的かつ社会的不満の背後には日本国が直面していた深刻な財政的困難があった。特に、彼は次のように分析している。

[前略] 日本が受けた急進的変革は、大衆に何らかの具体的な恩恵をもたらさなかった

ばかりか、彼ら（大衆）の利益に対し深刻な損害、重要な変化を与えました。[中略] 日本が苦しめられている諸悪の根源は「貧血」（つまり、資本の流出）³²¹です。日本の政治家が（自国の）血管に新しい「血」（つまり、資本）を入れる方法を見つけることができるまで、日本は困難かつ不安定で、自国の存在を危うくしうる危機や大惨事に直面する恐れがあります。そのため、日本は、外国列強の一つが救いの手を差し伸べ、深刻な困難から抜け出すように日本を援助しようとする時を喜んで迎えるはずで
す。[後略]³²²

前述の状況を考慮して、バルボラーニ伯爵は、日本における産業および資本がまだ不足しており、イタリア王国は日本経済へのイタリア企業の関与および現行条約の改正を通して日本政府を援助する必要があると考えた。この点で、バルボラーニが講じたかった対日政策は、元サルデーニャ王国首相や、その後のイタリア王国の初代首相カヴール伯爵の自由主義的な観念から影響を受けていただろうと筆者は考えている。すなわち、イタリアと他国の相互の繁栄を目指す、その自由主義的な観念に基づき、バルボラーニは、明治政府によって導かれていた日本の文明開化を公平無私に支持しようとしていた。そこで、彼は、一八七九年一〇月八日にローマ外務省に述べたように、日本を援助する「意向を持って日本政府と共に条約締結に向けた真剣な交渉を開始した」のである³²³。おそらく、明治政府との新条約締結によってバルボラーニは、イタリアから日本への輸出の成長率を上げる目的で、イタリア王国の実業家による日本への投資を奨励し、日伊貿易の拡大およびその多様化を促進することをめざしていたと考えられる。というのは、一八七〇年代に、日本はイタリアへ大量の蚕種と生糸を輸出していた一方で、日本へ輸入されていたイタリア商品はあまり需要がなく、ほとんど売れ残ったままであったからである。一八八〇年代前半においても、イタリア商品に対する日本の需要は極めて低いままであり、少数の消耗品（例えば、珊瑚、キニーネ、亀、ビーズや皮革製品）に限られたイタリアからの輸入もほとんど増加しなかった³²⁴。それを踏まえ、バルボラーニにとって、日伊間の新通商条約は「日本にとって非常に有利であると同時に、イタリアの企業や実業家に幅広い活動の可能性をもたらす」はずであった³²⁵。

第三節 バルボラーニ伯爵による新条約締結の提案とその特徴

バルボラーニ伯爵が日本側との条約改正交渉を開始しようと提案した際、現行の日伊協約、つまり一八六六年（慶応二）八月二五日にイタリア王国が江戸幕府と締結した「日伊修好通商条約」³²⁶は、幕府と他の欧米諸国とで結ばれた条約と同様、領事裁判権を認める、関税自主権がない、などといった「不平等条約」であり、日本側に極めて不利であった。一八七九年一月二八日にバルボラーニ伯爵は、この条約を改正する目的で、寺島外務卿と会見し、自ら進んで彼と共に「両国平均ノ条約取結」をめぐる対話を行った³²⁷。確かに、日本との新条約締結に向けて、バルボラーニは、外務省官房長マフェイと同様に、翌一八

七八年七月二五日にアメリカと日本が結んだ「吉田・エヴァーツ条約」(本章の「はじめに」を参照)をもとにする意図があったと思われる。しかし、駐日イタリア公使バルボラーニは、マフェイとは異なり、日伊新条約から「他ノ各国ノ承諾ヲ得テ後実行スベシ」という日米条約の第一〇条を除外する意思を寺島に示した³²⁸。すなわち、一八七八年の「吉田・エヴァーツ条約」と異なり、日伊新条約を実行できるようにするために、日本は他の国々による承諾を得る必要はないというものであった。バルボラーニは、日伊新条約の締結において、前述の日米条約の内容から第一〇条を除くことについて、他のヨーロッパ諸国は「吉田・エヴァーツ条約」にある改税約書と輸出入品運上目録の撤廃に異論はないのだから、それゆえにイタリア王国と新条約を結んだ後、条約改正をめぐる欧米諸国からの批判はないはずであると説明した³²⁹。

しかしながら、第一〇条を除いても、駐日イタリア公使が日本政府と結ぼうとしていた約款は「吉田・エヴァーツ条約」と全く同様であったわけではない。なぜなら、バルボラーニは、日米条約の中から優れた部分を選定して取り入れ、そしてその協約にない「警察規則」や「銃獵規則」などを日伊新条約に含めることを寺島外務卿に要求したからである³³⁰。例えば、アメリカ側と違って、バルボラーニは、日伊貿易において二つの新港の開港よりも、イタリア人のために日本内地における通行・住居・営業活動の許可を得ることに関心があった³³¹。また、日本の当局からそのような許可を得れば、日本内地ではもちろん、開港場に設置された外国人居留地でも「我国人(つまり、イタリア人)於テ日本ノ法律ヲ遵奉スル事ニ」なるとバルボラーニは述べた³³²。ただし、バルボラーニは、「当分ノ内居留地内ニテ法ヲ犯スモノアラバ其国領事ニテ所分シ居留地外於テ法ヲ犯スモノアラバ貴国ノ法律ヲ以テ處分セラル、事ニナレバ然ルベシ」と考えていた³³³。

一八七九年一月二八日に行われた前述の予備交渉の分析に基づき、バルボラーニ伯爵が、イタリア人のために日本国内での通行・住居・営業活動の許可を得ることにより、一八六六年の「日伊修好通商条約」の第三条の改正をめざしていたことが明らかになる。この条項が日本における外国人の移動の制限を里(一里は約三九一〇メートルに等しい)単位で厳格に設定していたため、在日イタリア人も、居留地での滞在を強制され、自由に日本国内へ赴く許可が与えられていなかった³³⁴。そこで、一八七九年にバルボラーニは前述の第三条の改正の代わりに法権の一部改定を日本側に提案することにした。

実は、既に六年前、バルボラーニの前任者はそのような提案を明治政府に提出していた。すなわち、一八七三年(明治六)二月七日、駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵は当時の外務卿副島種臣へ条約改正に関する書簡³³⁵を送り、居留地外においてイタリア人に限定した領事裁判権を撤廃することを条件に、イタリア王国の蚕種商人が日本内地で自由に移動する許可を日本政府に求めた(第二章の第二節を参照)。ただし、フェ・ドスティアーニ伯爵の提案に比べ、バルボラーニ伯爵がめざしていた条約改正案は非常に革新的なものである。というのは、フェ・ドスティアーニ伯爵の要求はイタリア王国の蚕種商人向けの内地旅行の許可に過ぎなかった一方、バルボラーニ伯爵は、内地旅行の権利ばかりか、

日本国内における住居や営業活動などの権利もイタリア国民に与えるように求めたからである。また、居留地内における治外法権の制度を変革しようとしていなかったフェ・ドスティアーニ伯爵に対し、バルボラーニ伯爵は、日本内地においてだけでなく横浜などの開港場にあるイタリア王国の領事裁判所においても日本法の適用を認めようとしていた。

石井孝（一九七七）をはじめとする日本側の先行研究においては、バルボラーニによる条約改正案が、フェ・ドスティアーニ伯爵による提案と同様、蚕の卵を購入するためにイタリア王国の蚕種商人が自由に日本内地へ赴く権利を獲得したいというイタリア側の意思によるものであったと考えられている。しかし、本章において、バルボラーニは、蚕種に関する日伊貿易の保護および推進というよりもむしろ、日本におけるイタリア製品の輸入や販売の増加に関心があっただろうと筆者は考えている³³⁶。事実、一八七〇年代の終わり、イタリアの対日貿易は一方向的な日本からの蚕種輸出であり³³⁷、日伊貿易収支はイタリアにとって極めて赤字であったため、日本におけるイタリア王国の経済的利益を保護する必要があった³³⁸。さらに、日本の絹産業においては完成品よりも生糸および蚕種の価格を上げるために施策や技術が導入されたため³³⁹、一八八〇年代初頭に盛んであった日伊蚕種貿易の進行には陰りが見え、その結果、日本からの輸出も減少しつつあった³⁴⁰。実際、一八七〇年代にイタリアは日本蚕種を大量に購入し、そのような商品の最大の買い手国の一つであったにもかかわらず、一八八〇年代に入ると、絹に関する日伊貿易量は激減し始め、関連する日本からの主要な輸入品は生糸のみとなった³⁴¹。当時の駐日イタリア領事ヴィト・ポジターノ（Vito Positano, 一八三三—一八八六）の貿易報告書³⁴²によると、イタリア王国の商人が購入していた種紙（つまり、無数の蚕種を載せた四角い厚紙）の枚数は、一八八〇年に五三〇四五二枚、一八八一年に三七四四九八枚、一八八二年に一七七二四〇枚であり、その頃まで日伊貿易の大黒柱であった蚕種の輸出が急激に減少しつつあったことが窺える³⁴³。このような経済的背景を踏まえ、条約改正に関しても、バルボラーニ伯爵の最も主要な関心事の一つは、イタリア製品の輸出を重視しつつ、日本との商業的取引の拡大および多様化をできるだけ促進することであったと推察できる。

バルボラーニ伯爵は以上に述べた関心をもって、一八七九年二月一四日に改めて寺島外務卿と会見し、内密に全一四カ条から成る独自の条約草案を彼に提示した³⁴⁴。一八七三年にフェ・ドスティアーニ伯爵が副島外務卿に出した提案と比べ、その条約改正案はさらに発展させたものである。すなわち、一八六六年の「日伊修好通商条約」の「附属約書」に付された関税、輸出入両税に関する規則、そしてそれゆえに通商・税関・開港に関する現行の条項が無効にされた上で（第一条）、イタリア王国は、輸出税の廃止（第三条）の代わりに、日本政府の関税自主権（第二条）と沿岸貿易管理権（第四条・第五条）を認める。次に、第六条から第一〇条までの条項は、イタリア人向けの内地開放（つまり、国内における居住・旅行・営業活動の自由）を規定する。特に、第六条においては、日本政府は、日本の民事・刑事裁判権が完全に遵守されることを条件に、日本全国にわたる通行をはじめとして、家屋建築、不動産購入、商店・工場開設の自由など日本人が共有する全ての権

利をイタリア人にも与える。そして、第一条では、イタリア王国は居留地における検疫・狩猟・警察についての規則制定権を日本政府に認める結果として、イタリア王国の領事裁判所はその行政規則により開港地に居住するイタリア人を裁判することになる。以上が条約内容の大部分である。

上記の内容を踏まえると、バルボラーニによる新条約草案は、一八七八年の「吉田・エヴァーツ条約」はもちろん、一八七三年のフェ・ドスティアーニ伯爵による提案よりもさらに急進的なものであった。一八七九年の日伊条約改正案は、日米条約の制約的な第一〇条を除外し、関税自主権の獲得と沿岸貿易管理権を認める上に、居留地内における領事裁判制度の変革を含めて、法権の一部も回復しようとする案であった。従って、石井孝（一九七七）が述べたように、この条約案は「当時の段階では、日本にとって最も有利なものであった」³⁴⁵といえるのである。

第四節 バルボラーニ伯爵・寺島外務卿間の条約改正交渉とその終結

第一項 明治政府の姿勢と法権回復をめぐる問題

一方、その当時明治政府はバルボラーニ伯爵の提案に不満を感じていたと思われる。というのは、その案は開港場における領事裁判を維持しながら、内地旅行の自由に限らず、イタリア人向けの居住と営業活動も許可する内地雑居（つまり、内地開放）を認めていたからである。特に、当時の内務卿伊藤博文は領事裁判権を撤廃して完全に法権を回復するまでは内地雑居を許可するべきではないと主張し、バルボラーニの提案を強く批判した³⁴⁶。その案に対する伊藤博文の意見書によれば、イタリア公使が「『エキステリトリヤルチー』ノ全部ヲ棄ルニ非サレハ、其發議案ハ断シテ用ウベカラザルナリ」³⁴⁷とある。また、伊藤内務卿にとって、イタリア王国との条約改正交渉の際にも、なによりもまず日本側の関税自主権の獲得に優先順位を付けておくべきであった³⁴⁸。もちろん、寺島外務卿もバルボラーニの提案に対するこの慎重な姿勢を共有していた。特に、内地雑居問題に関しては、寺島外務卿は「我内地ニ住居シ得ルト我法律ノ行ハル、ト同時ニ極ラネバ不相成事也」と考えていた³⁴⁹。すなわち、民事・刑事の裁判管轄権を回復するまで、日本側はイタリア人に対する内地開放を許可するわけにはいかなかったのである³⁵⁰。寺島外務卿にとって、日本政府が居留地での領事裁判権をまだ認めていたバルボラーニの新条約を締結すれば、その結果他の欧米諸国が、イタリア王国と同様に、治外法権の完全回復を認めずに内地開放を要求する恐れがあった³⁵¹。

そこで、明治政府は主に法権回復と内地雑居の交換条件をめぐってバルボラーニとの交渉を続けた。六月三日、寺島外務卿はイタリア公使と会見し³⁵²、「吉田・エヴァーツ条約」に基づく対案（全一〇条）を出した³⁵³。一八七八年の日米協約と同様に、寺島の新条約草案は、税権回復の代わりに、輸出税の廃止および二港開港を認めていた（ただし、寺島の通商条約案においては、日米条約の制約的な第一〇条がなかった）。また、日米条約と同じ

ように、その対案は内地雑居に関する諸条項を伴っていなかった。この部分を省略する理由として、寺島外務卿は、政府が「現今独皇孫³⁵⁴其外来賓ノ事ニテ色々多忙ニ有之大ニ延引セシ處閣下御見込之内国ニ入ル事ハ取調方最モ六ケシク」とバルボラーニに説明した³⁵⁵。さらに、寺島からすると、バルボラーニの新条約草案においては、日本国内へ赴くイタリア人は日本の民事・刑事裁判権に完全に服する一方で、居留地に滞在していたイタリア人は自国の領事による裁判を受ける権利がまだあったため、この二つの管轄をめぐって関係者が混乱する恐れもあった³⁵⁶。

前述の対案から内地雑居に関する条項を除いたにもかかわらず、寺島外務卿はバルボラーニに、それについて「現今取調中ニ有之凡ソ取調出来致候ヘバ（別の条約）起案差通スベシ」と述べている³⁵⁷。一八七九年三月五日に寺島外務卿はバルボラーニ向けの新条約草案と共に内地開放を規定する条約改正追加条項（全七条）³⁵⁸を太政大臣三条実美および右大臣岩倉具視に上申した³⁵⁹。そして、六月一九日に寺島は全六条から構成された追加条項としてイタリア人に対する内地開放案を改めて三条太政大臣に報告し、早々にそれについての決裁を求めた³⁶⁰。

しかしながら、日本政府は、イタリア人向けの内地開放を認めるとしても、その条件として法権の完全回復をバルボラーニに要求した。六月三日に寺島外務卿がバルボラーニに提出した対案の第七条においては、居留地を含む日本に居住するイタリア人は、地方警察規則はもちろん、その規則に違反する場合、地方裁判所にも服従するべきと書かれている³⁶¹。すなわち、イタリア人犯罪者向けの領事裁判権が撤廃されるわけである。他方、バルボラーニ伯爵は寺島による新条約草案に対して不満を示し、特に前述の第七条を強く批判した³⁶²。開港場における領事裁判権の撤廃は「過度の変換」を起こすため、日本の居留地に住むイタリア人は寺島が提案した新条約に対して苦情を訴え³⁶³、イタリア政府がその条約改正案を認めない可能性もあったのである³⁶⁴。一方、領事裁判権を撤廃せずとも、「貴国内地ニ入りシ我国人等貴国の管轄ヲ甘ンスルニ至ラバ、自カラ横浜其他各港居留ノモノモ貴国ノ管轄ヲ受クルニ至ルベク」とバルボラーニは考えていた³⁶⁵。つまり、バルボラーニは法権を回復する機会を完全に日本政府に与えなかったわけではない。むしろ、彼にとって、この権利は徐々に獲得されるべきであった。

第二項 イギリスの阻止活動とイタリア政府の姿勢

前段落で述べた通り、日伊間新条約の締結において、日本側の懸念は内地雑居と領事裁判権撤廃の同時両立にあった。しかしながら、この点をめぐる日伊間の交渉が進む中、イギリスからイタリア政府への直接的な強い抗議の働きかけにより、この新条約交渉は頓挫することとなったのである。バルボラーニの提案は当時の一般的な慣例に反していたため、アジア諸国との通商条約に関して互いに一致した行動をとりたがっていたイギリスはイタリア政府に対し、バルボラーニによる条約改正についての提案に激しく抗議した。

この点については石井孝の『明治初期の国際関係』³⁶⁶に詳しい。その中で、石井孝は主

に駐日イギリス大使パークスや駐伊イギリス大使パジェットがイギリス外務大臣ソールズベリー侯爵に送った書簡などを取り上げ、バルボラーニ伯爵・寺島外務卿間の条約改正交渉に対するイギリスの阻止活動の経緯を再現している。石井孝によれば、一八七九年四月一七日、寺島外務卿による個別条約改正交渉に固く反対していた駐日英大使パークスは、日本政府がバルボラーニ伯爵と単独条約のための交渉を開始した旨を外務大臣ソールズベリーに打電した³⁶⁷。すると、ソールズベリーの指示に沿って、六月二日に駐伊大使パジェットは、イタリア政府が英国政府と協力して対日条約改正問題をめぐる共同交渉を主張する用意があるかどうかを確かめる目的で³⁶⁸、イタリア外務省通商局長アウグスト・ペイロレーリ (Augusto Peiroleri、一八三一—一九一三) と会見した³⁶⁹。その際、ペイロレーリは、イギリス政府からの圧力を避けるために、バルボラーニと寺島外務卿間の交渉から距離を取り、イタリア政府が明治政府と共に単独条約を締結する意向をもっていなかったとパジェットに述べた³⁷⁰。かくして、同六月末に当時のイタリア首相と外務大臣アゴスティーノ・デプレティスはバルボラーニに日本と新しい条約を結ぶことを禁じ、条約改正に関してもイギリスの決定に合致させるよう指示した³⁷¹。

以上を踏まえると、イタリア政府（特に、ローマ外務省）が、日本および東アジアに対するイタリアの方針に関しては、イギリスの決定に強く影響されていたことが明らかになる³⁷²。既に一八七三年に、アメリカとイギリスをはじめとする欧米諸国がフェ・ドスティアーニによる提案を激しく批判したため³⁷³、当時のイタリア外務大臣エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵は、イギリスとの摩擦を回避するため、イタリア公使の提案を阻止し、条約改正問題に関しても他国の決定を遵守する慎重で受動的姿勢をとった（第二章の第三節を参照）。本章の第一節で述べたように、その頃イタリア王国議会における左翼野党はそのような政策に強く反対し、その代わりにさらに活動的かつ積極的な外交政策を提案した。だが、一八七六年三月に首相デプレティスの政権下で、いわゆる「歴史的左派」は、イタリア王国の対日方針に関しては、いずれにしても他の欧米列強の決定を遵守し、ヴェノスタと同様の受動的な外交政策を維持することにした（本章の第一節を参照）³⁷⁴。

そのため、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵は、一八七九年一月に自国政府から明治政府と条約改正交渉を開始する権限を付与されたにもかかわらず³⁷⁵、結局その交渉を中止することを余儀なくされたわけである³⁷⁶。そこで、バルボラーニは、条約改正に関するイギリスの決定を遵守することは、イタリア王国にとって有益にならないと考えながらも、外務省からの指示に従う意向を示し、一八七九年一〇月にやむなく寺島との条約改正交渉をとりやめた³⁷⁷。同月八日、バルボラーニは、条約改正問題をめぐってイギリスと一致した行動をとっているローマ外務省の決定に関して、七月一四日に外務大臣となったベネデット・カイローリ (Benedetto Cairoli、一九二五—一九八九) に以下の通りに述べている。

[前略] 小生は、イタリア王国の貴省（外務省）の決定を尊重しないわけにはいきません。貴省は、英国と結んだ以前の契約あるいは他の特別な理由のために、小生による新条約締結の提案を満たすのがよいと考えておらず、条約改正に関しては駐日英国公

使の意見に同意するように小生に命令しました。この命令に服従いたします。しかし、小生は、日本において英国が我々の利害と全く関係ない特別な利害があることを大臣閣下に申し上げる義務があります。英国は日本では非常に不人気ですので、他の列強諸国の同意を得ることによって自身の立場をより優位にしようとしています。しかし、小生は、ロシアが英国の全ての圧力に抵抗し、現在に至るまで自由に活動する権利を留保したかったことを存じております。[後略]³⁷⁸

バルボラーニ伯爵は、日本においてイタリア王国が他の欧米列強の決定から独立した自立的役割を果たすべきであったという理論の主張者であり、諸外国の代表者との相談もなく単独で日本政府と共に新条約を結ぼうとしていた。しかしながら、寺島外務卿がバルボラーニ伯爵との新条約を締結する意向を示したにもかかわらず³⁷⁹、イギリスの圧力を受けたイタリア政府は、「仮令公使（バルボラーニ）に意見有之候とも、現今英独両政府等へも申合、独り別殊の条約を取結間敷事」という決定を下した³⁸⁰。

おわりに

本章では、イタリアと日本に所管される様々な一次史料の分析に基づき、条約改正問題を中心に、一八七〇年代後半における日伊外交貿易関係について可能な限り包括的な検討を試みた。その結果、駐日イタリア公使バルボラーニが、いわゆる「寺島外務卿時代」の条約改正にあたり、日本のために有益な交渉を開始する重要な役割を果たしたと結論づけることができる。まず、バルボラーニ伯爵が駐日イタリア特派全権公使に任命されたことは、約一〇年間にわたってイタリア王国の対日外交政策に大きな影響を与えた外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタが一八七六年の「議会革命」に敗れた結果の一つであり、それまでの日伊関係と比べて日伊外交関係の歴史の転換点となった（第一節）。実際、近代化過程における日本の経済的かつ政治的情勢を理解した上で、バルボラーニは、イタリアからの輸出を重視して日伊貿易の拡大およびその多様化もめざしながら、現行条約の改正を通して当時の深刻な財政的困難から抜け出すように日本政府を援助しようとした（第二節）。そこで、駐日イタリア公使バルボラーニは、輸出税を廃止することや、イタリア人向けの内地開放と引き換えに、関税自主権の獲得と沿岸貿易管理権はもちろん、法権の一部回復も認めようとする急進的な新条約案を日本側に提示した（第三節）。他方、伊藤内務卿と寺島外務卿をはじめとする明治政府の代表者は、バルボラーニの提案に対して不満と懸念を示したにもかかわらず、主に法権回復と内地開放の交換条件をめぐって彼との交渉を続けることにした。しかしながら、イギリスの圧力を受けたイタリア政府の反対のため、結局、バルボラーニ・寺島間の交渉は暗礁に乗り上げた（第四節）。

一八七九年一月二八日にバルボラーニ伯爵が開始した交渉の歴史的意義は強調に値する。まず、当時関税自主権の獲得を中心にいわゆる「不平等条約」の改正をめざしていた日本政府は、イタリア公使バルボラーニと新条約を結ぶ結果として、一八七八年の「吉田・エ

ヴァーツ条約」の効力を発生させ、他の欧米諸国と同様の条約を締結する可能性があった。また、バルボラーニ伯爵が開始した条約改正交渉は、税権・法権を両方回復する目標に向かって、大幅な進歩を遂げる機会を日本に提供していたと考えられる。その上、イタリア側にとっては、この交渉は、日本との外交・貿易関係を深めることにはもちろん、日本の支配階級におけるイタリア王国の威信を高めることにも貢献する好機であった。というのは、寺島との交渉が首尾良くまとまった場合は、イタリア王国が、他の全ての欧米列強より先に日本国とのいわゆる「不平等条約」を有効に改正した最初の国になったからである。

結局その交渉が失敗に終わったにもかかわらず、その後バルボラーニは、他国と足並みをそろえた行動をとろうとしておらず、日本に対する活動的かつ積極的外交政策を採用し続けた。第二節でも述べたように、第三代駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵は、日本にて影響力のある多数の政府高官との友情に基づく信頼とともに、イタリア王国の国益のために彼自身が適当と考えた外交戦略を実行しようとしていた。そこで、バルボラーニは、寺島宗則が一八七九年九月一〇日に外務卿として辞表を提出してからも、イタリア国民向けの内地雑居の取得を中心に、条約改正問題に高い関心を示し続けた。他方、条約改正問題に対しては、寺島宗則が辞任した同日に外務卿になった井上馨が、前任者より遥かに妥協的な姿勢をとり、彼の要求は税率の増加および法権の漸進的・部分的回復に過ぎなかった³⁸¹。そのため、寺島外務卿との交渉の際に税権の完全回復や法権の漸進的回復などを認めようとしていたバルボラーニ伯爵は、井上外務卿が開始した条約改正交渉にも積極的に参加し、明治政府の対外政策において再び重要な位置を占めたわけである。確かに、条約改正に関するバルボラーニ伯爵の行動と姿勢は明治政府に非常に理解され、日伊両国関係を強化することに貢献した。

前述の歴史的背景に、一八七九年十一月二七日、イタリア軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」(Vettor Pisani)に乗船したジェノヴァ公トシマーズ・ディ・サヴォイア王子は再び公式に横浜港に下船し、一八八一年(明治一四)一月一三日まで日本皇室の主賓として二度目の日本での滞在を続けた。その来日の際にも、日伊間外交関係の管理に関して、バルボラーニは、イタリア外務省からの指示を待つことなく、彼自身が適当と考えた政策を採用した。他方、バルボラーニ伯爵と友情関係を築いた日本の当局は、イタリア王国との外交貿易関係を深めることに関心を持ち、ジェノヴァ公のために重要な位置付けの歓迎を行うことにしたとされている³⁸²。これまでに述べた日伊関係の重要な一部として、ジェノヴァ公による二度目の公式来日の詳細な検討を次章の課題としたいと思う。

第五章 ジェノヴァ公の二度目の来日（一八七九年から一八八一年にかけて）

はじめに

一八七四年（明治七）一〇月二日にリグーリア州にあるラ・スペツィアにおいてコルベット艦「ガリバルディ号」での世界一周旅行を終了した後、ジェノヴァ公トンマーゾ・ディ・サヴォイア王子はイタリア王立海軍でのキャリアを続行した。様々な軍艦に乗って訓練教育を受け、乗組員の指揮監督をはじめとする重要な諸任務にも就いた上で、一八七八年（明治一）一月二三日にジェノヴァ公は中佐に任命され、軍艦の完全な指揮権を握ることとなった³⁸³。その間、同年一月九日にヴィットーリオ・エマヌエーレ二世が亡くなり、ジェノヴァ公の従兄弟および義理の兄であったウンベルト（Umberto di Savoia、一八四四—一九〇〇）はウンベルト一世（在位：一八七八—一九〇〇）としてイタリア王国の第二代国王に即位することとなった。そのため、ジェノヴァ公はイタリア王国の上院議員（一八七五年に得た肩書）として新主権者の前で宣誓を行うため、ローマへ赴いた。そして、新国王ウンベルト一世の命によりジェノヴァ公はリスボンに向け航海し、イタリア王国の王位継承についてポルトガル国王に報告した³⁸⁴。

その後、ジェノヴァ公は大佐に任命されるために必要であった、東アジアにおける大洋横断航海に加わることとなった。そのため、一八七九年（明治一二）二月一七日にイタリア王国の海軍省は蒸気コルベット艦「ヴェットル・ピサーニ号」上の完全な指揮権および責任をまだわずか二五歳の青年であったジェノヴァ公に与えた。軍艦「ガリバルディ号」での世界一周旅行と同様に、蒸気コルベット艦「ヴェットル・ピサーニ号」の大洋横断航海も、サヴォイア家の海軍士官候補生向けの長期の訓練旅行であり、イタリア王国にとって政治的かつ商業的利益を果たす目的もあった³⁸⁵。軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」においてジェノヴァ公が指揮しなければならなかった使節は、何よりもまず蚕種貿易に関する知識を深めるといった商業的な目的を持っていた。そして、この使節は東アジアにおいてさらなる商業交流を促進する役目も担っていた。前述の目的は、一八七九年二月一八日に当時の海軍大臣ニコロ・フェッラッチュウ（Niccolò Ferracciù, 一八一五—一八九二）の名で海軍省官房長によって作成されたジェノヴァ公宛の指示書（Memoria Istruttoria）³⁸⁶に示されている。この公式な文書によると、ジェノヴァ公は、その航海の目的地や日程などに関しては海軍省から受け取った一般的な指示に準拠するべきであったが、それ以外の点において、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」の艦長として彼は広く行動の裁量権を享受することになったようである。特に、海軍省官房長による指示書において、蚕種市場の交易の時期に訪問すべき、横浜港をはじめとするいくつかの必須の目的地が示されていたが、詳しい旅程は決定されていなかった。一八八一年三月に海軍省によって計画された、帰国前に上陸する地点の選択はジェノヴァ公の裁量に委ねられていた³⁸⁷。

イタリア王族の当直将校および副官として既に軍艦「ガリバルディ号」の世界一周旅行に参加した少佐カミロ・カンディアーニをはじめ、様々な熟練の士官が艦長ジェノヴァ公を支援することとなった。他の乗組員のうち、一八六九年から一八七一年にかけて家庭教師および当直将校としてジェノヴァ公の教育を担当した中佐ルキーノ・ダル・ヴェルメ伯爵（第三章の「はじめに」を参照）も軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」の大洋横断航海に加わるようになった。ダル・ヴェルメはジェノヴァ公の率いる使節団の書記官であり、自分の旅行書籍および記録文書をもとにして、帰国した後『日本とシベリア』（*Giappone e Siberia*）³⁸⁸という著書を出版した。一方、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」の航海の際、同時期にジェノヴァ公の部隊つきの副官であったカンディアーニは、科学調査隊派遣を指揮し、訪問諸国でのデータを収集した。

前述の目的と乗組員をもって、一八七九年（明治一二）三月三十一日に蒸気コルベット艦「ヴェットル・ピサーニ号」はヴェネツィアから出航し、食料と燃料を補給するためにブリンディジに着岸した上で、四月七日に東アジアに向かってその大洋横断航海を開始した³⁸⁹。この航海の期間中に、ジェノヴァ公は同一八七九年八月二日から一八八一年一月三日にかけて、二度目の来日を果たした。その当時、在東京イタリア公使館の運営に携わる責任者、つまり特派全権公使バルボラーニ伯爵の指導の下、ジェノヴァ公はイタリア貿易拡大および国際舞台での積極的な役割を果たすことを目的に、イタリア王国を代表する公式の使節として明治政府および皇室との外交関係をさらに深めることに関与した。

ジェノヴァ公による二度目の来日に関する重要性はこれまで何度か研究で紹介されており、この来日の公的な詳細は周知のところである。例えばイタリア側では、未完の文書や、印刷物、私的な所管などの資料に基づいて、ジェノヴァ公の二度目の訪日というテーマを取り上げた注目すべき研究として、ディ・ルッソ³⁹⁰の功績が挙げられる。また、ジェノヴァ公の訪日の際の日伊関係の状況を検討したウゴリーニ³⁹¹、そしてザヴァレーゼ³⁹²の論文がある。日本側では、ディ・ルッソの研究の他に、明治宮廷の外交儀礼の変化を中心にして宮中におけるジェノヴァ公の公式訪問を扱った中山和芳の功績³⁹³が挙げられる。

しかしながら、イタリア側と日本側の一次史料を両方とも使って、ジェノヴァ公による二度目の来日を詳細に検討した研究は現在のところまだ行われていない。その結果、このテーマに関する明治政府の姿勢などはまだ明らかにされていない。そこで、本章では、両国側の姿勢を考慮した上で当時の日伊関係の変遷を理解するため、イタリア側資料に加え、主に日本にある公文書館で収集した未刊の一次史料（書簡と公文書）、公刊されている史料（『明治天皇紀』³⁹⁴を含む）を中心に活用しながら、一八七九から一八八一年におけるジェノヴァ公の来日について可能な限り包括的な検討を試みたい。特に、本章の主要な目的は、バルボラーニ伯爵の対日外交政策においてはもちろん、明治政府の対外方針においてもジェノヴァ公による二度目の来日が持っていた戦略的重要性を解明することである。この目的を達成すべく、ディ・ルッソや中山和芳などの優れた先行研究において紹介された要点を押さえた上で、主にイタリア外務省歴史外交資料館³⁹⁵、外務省外交史料館³⁹⁶、そ

して宮内公文書館³⁹⁷に保存されている記録文書を基にし、以下の側面を検討したい。

まず、第一節では、明治政府がジェノヴァ公の歓迎をどのように、また、どの程度まで行おうとしたのかを説明した上で、その来日のために駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵が行った準備を詳細に検証する。次に、第二節においては、ジェノヴァ公による東京での二度目の公式訪問は、どのような成果をもたらしたのかを明らかにする。そして、第三節においては、朝鮮におけるジェノヴァ公の「秘密使節」から見る日伊関係の暗い側面を浮き彫りにする。最後に、第四節では、明治初期における日伊間の外交・貿易関係を中心に、ジェノヴァ公による二度目の来日が残した様々な外交的効果について考察する。以上の検証からジェノヴァ公による二度目の来日の経緯を明らかにすることで、結論へと導きたい。

第一節 イタリア王族ジェノヴァ公による二度目の来日とその準備

これまでに述べたように、ジェノヴァ公トンマーズ・ディ・サヴォイア王子は一八七九年三月一日に軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」に乗船し、ヴェネツィアから出航した。主な目的地であった日本に到着する前に、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」は、エジプトでポートサイドへ出航し、そこからスエズ運河を経由して紅海へ入った。紅海を渡った後、五月八日にジェノヴァ公はイエメンのアデンに到着した。その後、ソマリアの様々な港に寄港してから、蒸気コルベット艦はインド洋に渡ってモルディブとスリランカを越え、六月二八日にマラッカ海峡を経由してマレーシアにあるイギリスのペナン植民地に到着した。それから、シンガポールと香港に到達した後、八月二日に「ヴェットル・ピサーニ号」は福江島に上陸し、八日に長崎港で日本の当局により手厚く歓迎された。日本までのその大洋航海に関して、駐伊日本臨時代理公使中村博愛は以下のように述べている。

[前略]「プリンス、トーマス」殿下ハ世界巡廻航ノ為「コルウェット」艦「ウエットルピザニ」号ヲ指揮シ、三月卅一日「ウエニス」港ヲ解纜セリ同軍艦ハ「ジユエス」堀割河ヲ航過シ、紅海ニ出デ「バペルマレデブ」海峡ヲ経テ「アーデン」港ヘ寄り、石炭ヲ積ミ夫ヨリ「セーロン」島ヘ向テ數日繫泊シ、島内諸所ヲ巡視シ後「シンガポール」并ニ支那海ヘ回航シ、来ル八月中旬頃横浜ヘ到着ノ日積リ。 [後略]³⁹⁸

すでに一八七九年一月、つまり「ヴェットル・ピサーニ号」の出発の約三ヶ月前、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵はジェノヴァ公による来日を明治政府に知らせた。一八七三年に代理公使リッタ伯爵が決定したのと同じように、バルボラーニ伯爵もジェノヴァ公の来日に公式な性格を与えることにした。特に、バルボラーニは「皇族ハ先年御国ヘ渡来ノ節我政府（日本政府）於テ御懇待ヲ被受候ニ付、右ヲ拜謝ノ為メ出京謁見ヲ企望可被致旨」³⁹⁹を当時の外務卿寺島宗則に通告した。バルボラーニの希望に応え、一月六日に寺島外務卿はジェノヴァ公向けに「更ニ明治六年中御接遇被為在候礼典ニ照準シ御接遇相成可然」⁴⁰⁰ということを当時の太政大臣三条実美に述べた。かくして、八月四日、寺島は宮内卿徳大寺実則と共に改めて三条太政大臣宛ての書簡で、以下のような接遇次第を提案した。

伊太里国皇族ジュックドジェーン（ジェノヴァ公）接遇次第

- 一皇族ジュック、ド、ジェーン横浜著艦ノ前日接伴掛官員直ニ同所へ出張迎接ノ事務ヲ辦備ス
- 一伊太里軍艦皇族旗ヲ掲クレハ、其時礼砲ノ事
- 一皇族上陸ノ時、限ニ先チ接伴掛鍋島從三位在港ノ海軍将官各艦長神奈川縣令各大礼服着用伊太里軍艦ニ行向
- 一接伴掛伊国公使ニ依テ皇族ニ面謁シ、迎接ノ意ヲ傳フ。自餘緒員亦公使ノ紹介ニ依テ一謁ス
- 一接伴掛皇族ヲ引迎シ、鎮守村府ノ被戸場ヨリ上陸ス。海軍士官水路前導護送ス。此時、海軍適應ノ礼式ヲ行フ
- 一鎮守府ニ小憩シ、同所ヨリ停車場迄皇族馬車ニハ、接伴掛一名陪乗ス。伊太里公使及皇族ノ隨從皆馬車ヲ出シ、乗ラシム神奈川縣警部前導路次巡查警備ス
- 一汽車整備ノ報ニ依テ停車場へ誘引神奈川縣官此所ニテ告別
- 一発車別仕立御召車。但上等三輛中等二輛ヲ引車中ニ挿入シ、一行発斬
- 一新橋著車場へ東伏見宮御出迎、御対面宮内御・式部頭・陸海軍将校・大警視・代理東京府知事何レモ大礼服着用出迎、接伴掛ニ依テ一謁ス
- 一同所ニ於テ陸軍楽隊樂ヲ奏ス
- 一為儀仗鎮台歩兵同所ヨリ永田町旅館マテ途上ニ堵列鎮台騎兵一小隊旅館マテ絡次隨從ノ事
- 一同所ヨリ上等馬車へ皇族東伏見宮御同乗自餘緒員ト共ニ永田町館舎ニ至警部騎馬ニテ前導巡查警備ス
- 一宮内卿以下永田町館舎ニテ更ニ面謁シ、限散ス
- 一永田町館舎へ皇族滞在中鎮台兵為儀仗差出ノ事
- 一著館当日ヨリ三日ノ内勅任官麁香間華族尋問ノ事。但フロツコート着用ノ事
- 一館外巡查警備ノ事⁴⁰¹

この接遇次第の分析からも明らかになるように、明治政府は鍋島直大侯爵に日本滞在中にジェノヴァ公をもてなす責任を負わせることにした。幕末に佐賀藩第一一代（最後の）藩主である鍋島は、明治・大正期の政府高官であった。一八七八年（明治一一）にヨーロッパ滞在から帰国してから、翌一八七九年に彼はジェノヴァ公以前に来日したドイツ王族ハインリヒおよびアメリカ元大統領グラント将軍の接判掛を命じられ、八月には外務諸御用掛となった。また、鍋島はバルボラーニと深い友好関係を築き上げた明治政府の重要人物であった。

以上を踏まえて、日本の当局は、バルボラーニ伯爵の希望に応え、一八七三年に起こったジェノヴァ公による初来日の例に準じ、彼のために再び敬意を表する盛大な歓迎を準備しようとしたようである。明治政府は、軍艦「ガリバルディ号」の世界一周航海の際のジェノヴァ公による前回の日本公式訪問に好感を持っており、軍艦「ヴェットル・ピサーニ

号」が横浜港へ入港する際にも彼のために重要な出迎えを行うこととした。

その間、明治政府ばかりか、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵もジェノヴァ公による二度目の来日のために入念な準備を行い、慎重にその行事を処理した。代理公使リッタ伯爵と同様、バルボラーニ伯爵にとっても、サヴォイアの王族による公式来日は、日本の支配階級との友好関係をさらに深め、イタリア王国にとってかなりの政治的な利益および国際的な威信を得るための重要な機会であった。その状況の例として、明治天皇宛ての聖アヌンツィアータ騎士団大勲章の叙勲をめぐる問題について以下に挙げよう。

まず、一八七九年五月から六月の間、バルボラーニは初代ドイツ帝国皇帝ヴィルヘルム一世（在位：一八七一—一八八八）の孫、ハインリヒ・フォン・プロイセン（以下、ハインリヒ親王）による前述の来日を慎重に観察した。特に、五月三〇日に当時の外務大臣（及び首相）アゴスティーノ・デプレティスに宛てた報告書を通じて、バルボラーニ伯爵はドイツのフリゲート艦「プリンツ・アーダルベルト号」での外洋航海の際に起こったハインリヒ親王による横浜への到着について報告し、その頃親王によりドイツ帝国の最高勲章が明治天皇に叙勲されたという点を強調した⁴⁰²。ハインリヒ親王の先例を考慮して、バルボラーニは、明治天皇宛ての聖アヌンツィアータ騎士団大勲章の叙勲をはじめとして、ジェノヴァ公も日本の当局に位階の高い勲章を授けることが必要であると考えた。

実は、一八七三年におけるジェノヴァ公の初来日にあたり、明治天皇などに高勲章を授ける試みが既にあった。当時、駐日イタリア代理公使リッタ伯爵が日本の当局向けの勲章の発送を求めたが、結局その要求は外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタによって考慮されなかった（第三章の「おわりに」を参照）。さて、その出来事を知っていたバルボラーニは、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」に乗船してジェノヴァ公による日本に差し迫った際来日を、明治天皇に向けて聖アヌンツィアータ大勲章を提出する理想的な機会と見なした⁴⁰³。

そこで、一八七九年五月三十日にデプレティスに送った前述の公文書において、バルボラーニはジェノヴァ公が横浜港に上陸するまでに在東京イタリア公使館へ位階の高い勲章を発送するようローマ外務省に強く要求した⁴⁰⁴。一八七三年一〇月一三日のお別れの午餐会の際にジェノヴァ公自身が明治天皇への聖アヌンツィアータ大勲章叙勲を約束したため⁴⁰⁵、バルボラーニは、ジェノヴァ公が日本に戻って「天皇への大勲章叙勲がなければ、ジェノヴァ公の立場は脆弱なものとなる。すでにドイツの皇子による叙勲が行われていることを考えればなおさらである」と考えていたようである⁴⁰⁶。それを踏まえ、同じ報告書の終わりに、バルボラーニ伯爵はドイツ帝国の勲章より位階の高い勲章をジェノヴァ公から直接叙勲されるべき候補者のリストを挙げた。

バルボラーニがローマ外務省における重要人物との長年の友人関係を利用したため、説得力のある彼の要求は所望の結果を達成した。同一八七九年七月二七日、バルボラーニはジェノヴァ公を通じて明治天皇に聖アヌンツィアータ大勲章を授ける外務省からの正式許可を得た⁴⁰⁷。しかし、同年八月八日に軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」が長崎港に入港し

た際には、バルボラーニが要求した聖アヌンツィアータ大勲章および他の高勲章は東京にまだ届いていなかった。そのため、切望されていたその名誉称号を受け取るのを待ちつつ、バルボラーニはトンマーズ王子の横浜到着を自主的に延期することにした。そこで、ジェノヴァ公向けの書簡を通じて、バルボラーニは、長崎と東京をはじめとする日本での様々な都市におけるコレラの発症を理由にして、一時的に日本を離れて中国北部の海岸に針路を向けるようにジェノヴァ公に進言した⁴⁰⁸。それから、八月一九日、バルボラーニは、それに関して寺島外務卿に書簡を書き、勲章の叙勲に言及せずに、以下のように述べている。

鍋島侯ニハ「ヂュックドセーナ」殿下（ジェノヴァ公）ヲ御迎接ノ為御出張可相成様命ヲ奉セラレ候ニ付テハ、同殿下長崎表へ滞港可相成哉、又箱館へ出帆可致哉、之趣御照会ニ付早速電信ヲ以テ、右之趣問合候如、殿下ヨリノ返書ニ日本政府ノ厚意ヲ深謝可申述様拙者へ申越、且殿下ノ指当リ、韃靼沿海巡航ノ為メ長崎表ヲ出帆可致ニ付追テ横浜ニ於テ御面会可致候間、別設御出張ヲ煩スルニ及ハザル旨鍋島侯へ御通知可致様申越候。

一体殿下ニ於テハ長崎ヨリ直線横浜へ入港ノ心組ニ有之候如、目下健康上不良之義ニ際シ、旁々著港ノ義ハ暫時見合ノ方可然様申送候義ハ、拙者ノ義務ト存シ、斯ク取計申候。右得貴意度如此御座候。敬具。

於箱根千八百七十九年八月十九日

バルボラーニ

外務卿寺島宗則殿⁴⁰⁹

他方、直ちにバルボラーニと緊密な協力関係を確立したジェノヴァ公は、駐日イタリア公使から受けた助言に応じて、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」の航海の日程表および計画を変更し、賢明にも中国北部およびロシアタタール地方の海岸へ赴くことにした。というのは、その間に軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」でもコレラの初期症状が発生したため、熱帯気候と空気感染から遠のき、乗組員の体調を回復する必要性があったからである。そこで、八月一八日にジェノヴァ公は長崎から出発し、同月二四日に満州のオルガ湾を訪問した後、その近くにあるウラジオストクへ赴いた。それから、一〇月二九日、ジェノヴァ公は「北海道箱館港へ着航相成リタリ。最早同港ニハ悪疫ノ患モ全ク去リタレハ、十数日間同所ニ滞泊。夫ヨリ日本東海に路ヲ取り、暫時陸中ノ山田港へ滞泊。漸ク十一月廿四日横浜へ着同ク廿七日上陸入京」した⁴¹⁰。

第二節 東京におけるジェノヴァ公の公式訪問とその外交的成功

一一月二二日、バルボラーニは、到着の予定日（つまり、一一月二四日）にジェノヴァ公を迎え、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」に乗船し彼と会見するため、すでに横浜に移っていた⁴¹¹。ジェノヴァ公と駐日イタリア特派全権公使の最初の面会の際、バルボラーニは多忙なスケジュールをジェノヴァ公に手渡した。バルボラーニ伯爵と明治政府による計

画に沿って、横浜・東京での滞在期間中にジェノヴァ公は公式会合や歓迎会など、様々なイベントに参加することが決定された。

まず、一月二五日の朝には、横浜港に停泊した軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」において、バルボラーニは鍋島直大侯爵によって率いられた歓迎委員会の面々をジェノヴァ公に紹介した⁴¹²。すると、鍋島は「東京ニ於テ我天皇陛下貴殿下ノ御着ヲ御希望被成居候」という勅語をジェノヴァ公に伝えた⁴¹³。それから、一八七三年における公式訪問の際と同じように、一八七九年一月二七日にジェノヴァ公が公式に横浜港に下船し、浜離宮の延遼館（つまり、明治天皇によって迎賓館として使用されていた建物）にある一時的な住居へ移動した。その際にも、明治政府の要望に従って、高位の外国王子向けの礼遇が行われ⁴¹⁴、最初からジェノヴァ公および軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」の参謀本部に対する接待が非常に盛大であったことは言うまでもない。一月二七日におけるジェノヴァ公の上陸とその入京に関して、『明治天皇紀』の一月二八日の条が以下の通り記している。

[前略] 昨二七日皇従弟（ジェノヴァ公）上陸し、接半掛（鍋島）等の迎引によりて午後四時三十五分入京す、嘉彰親王及び宮内卿・式部頭・陸海軍將校・大警視・東京府知事等新橋停車場に迎謁し、陸軍軍楽隊樂を奏す、嘉彰親王皇従弟と俱に御料馬車に乗じて之を延遼館に誘導す、東京鎮臺騎兵一小隊前後を警衛し、東京府下在營の東京鎮臺歩兵隊途上に堵列す。 [後略]⁴¹⁵

二八日、ジェノヴァ公による初来日の際の訪問を特徴づけたのと同じ心遣いで参内および明治天皇との謁見が行われた。その頃ジェノヴァ公は、天皇および皇后と歓談しながら、「往年来朝の際に於ける懇待を感謝し、再び拝謁を得るは幸慶の至なりと陳上するや、再会を得たるを喜」んだ⁴¹⁶。そして、ジェノヴァ公は以下のようにイタリア国王ウンベルト一世から聖アヌンツィアータ大勲章が天皇に贈られる旨を述べた。

[前略] 余ノ貴重ナル従兄且義兄タル以国皇帝陛下ヨリシテ其友誼ヲ表シ、且日本皇国ノ昌盛ナラン事ヲ希望スルニ依リ、最高級ナル「アンノンシャート」ノ賞牌ヲ陛下ニ呈スヘキヲ委任セリ就テハ、此欣喜ニ堪ヘサル使命ヲ奏スルハ何日何時ニ御決定アルヤヲ知ラン事ヲ希望セリ。 [後略]⁴¹⁷

明治天皇はその旨に対して感謝の意を表し、「成丈ヶ速ニイタシ度依テ明日午後二時拜受可致候」と答えた⁴¹⁸。その結果、翌二九日、朝に延遼館で明治天皇による答礼訪問を受けた上で⁴¹⁹、午後二時にジェノヴァ公が勲章叙勲のため参内することになった。イタリア王子が皇居に到着すると、天皇は「小御所代に出御、皇従弟の参進するや、之を敷居際に迎へたまひて玉座に復し、皇従弟に対して立御あらせらる」⁴²⁰。そして、ジェノヴァ公は、イタリア国王が日伊両国交誼のさらなる親密を望み、その誠意を示すために、聖アヌンツィアータ最高勲章を明治天皇に贈ると述べた。また、彼は聖アヌンツィアータ大勲章を天皇の首にかけ、その副章を左胸につけた⁴²¹。最後に、ジェノヴァ公は「自今以後従兄弟ノ名義御取結ヒ相成候ニ付キテハ、右礼式ヲ行ヒ申度候」と述べ、明治天皇を抱擁した⁴²²。

バルボラーニ伯爵の書簡によると、聖アヌンツィアータ大勲章叙勲の式典は、その際に

皇居に列席していた日本の当局および各国代表団の目にさらなる驚きを喚起したようである⁴²³。中山和芳（二〇〇七）をはじめとする日本人の研究者によると、ジェノヴァ公が明治天皇を抱擁したことは確かに式典に居合わせた王族や要人たちを感動させたという。確かに皇室が徐々に西洋の習慣に適応しつつあったが、聖アヌンツィアータ大勲章叙勲の式次第にある抱擁という身体的接触は明治宮中の儀礼規則にとって急進的なものであった⁴²⁴。

その後から一二月九日に予定されていた東京からの出発まで、公式会見、舞踏会、観兵式、歓迎会、宴会、晩餐会、競馬観戦、祭典などが長く連続して続いた。そのうちに、ジェノヴァ公はもちろん、バルボラーニ伯爵も明治政府と皇室の中で最も重要かつ影響力のある人物たちと共に長い時間を過ごすことができた。また、マリサ・ディ・ルツ（二〇〇一）が述べた通り、「日本の人々は彼の人柄の良さに魅せられ、何人かはジェノヴァ公を私邸に招いた」のである⁴²⁵。このように、常にジェノヴァ公に付添っていた鍋島直大侯爵をはじめ、太政大臣三条実美、外務卿井上馨、右大臣理岩倉具視、有栖川宮熾仁親王のような数多くの政治家はイタリア王子およびイタリア公使との友好関係をさらに深めた。

ローマ外務省宛ての様々な書簡を通じてバルボラーニは明治天皇と皇室がジェノヴァ公に表した敬意を詳細に記述した。彼は、一二月二日の観兵式にあたり天皇のほうに先に到着してジェノヴァ公を迎えたという点を強調した⁴²⁶。また、バルボラーニ伯爵の書簡によると、観兵式の同二日に明治天皇がジェノヴァ公を赤坂離宮での晩餐に招き、それが賓客向けに行われた歴史上初めての宮中晩餐会であった⁴²⁷。さらに、イタリア公使は、一二月八日の告別参内にあたり行われたジェノヴァ公向けの勲章親授式についても外務省に報告した⁴²⁸。その頃天皇は、「殿下（ジェノヴァ公）ニハ渡々我国（日本）へ御渡来ニ相成別テ御懇信ニ相成候。右懇情ヲ表セン為、殿下ヲ我国ニテ最貴重ナル大勲位ニ列シ菊花大綬章ヲ進呈イタシ候」と述べた⁴²⁹。ちなみに、同じ勲章親授式の際、天皇より勲一等旭日大綬章を贈呈されたバルボラーニ伯爵をはじめ、駐日イタリア領事カルカノ、一等書記官ランチャレス、そしてジェノヴァ公の近衛兵を務める五人の将校は新生旭日章の様々な勲章を受けた⁴³⁰。

要約すると、ジェノヴァ公の愛想の良さおよびバルボラーニ伯爵の賢明な指導のおかげで、二人は明治政府と皇室の好感を得ることができ、ジェノヴァ公による東京での二度目の公式訪問は日伊関係をさらに強化するものとなり、実質的な成功をもたらした。バルボラーニは、「全てはうまくいきました。むしろ、この訪問は我々の期待を超えました。小生はジェノヴァ公殿下の訪問がイタリアと日本の間にある良好な関係をますます快くて親密にすることに貢献すると信じております」と記している⁴³¹。

第三節 朝鮮における「秘密使節」と日伊関係の影

前述のように外交的成功を収めた後、一八七九年一二月九日にジェノヴァ公は東京を出

発し、横浜港に停泊した軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」に戻った。しかし、明治政府と皇室による彼向けの招待や親切な行為は続いた。一八八〇年（明治一三）一月一七日にバルボラーニが書いた書簡によれば、「殿下（ジェノヴァ公）に敬意を表して行われた見世物、猟や宴会に出席するために、殿下は頻繁に東京へ赴くことになった」⁴³²。そのような歓待のため、ジェノヴァ公は約一年半（つまり、一八八一年一月一三日まで）日本に滞在した。この長期滞在中、彼は日本の沿岸に沿って軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」で航海を続け、この国の数多くの港と都市を訪問した。さらに、一八八〇年三月から六月の間に彼は、中国をはじめ、パプアニューギニア、フィリピンなど、偵察旅行として様々なアジア諸国に赴いた。特に、中国にいるイタリア人宣教師を訪問し、その頃浮上していた清露間の緊張から生じた危険からの彼らの保護を目的に、一八八〇年三月二六日から同年四月二九日にかけて軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」はイタリア王国の船として歴史上初めて上海より長江川をさかのぼった⁴³³。

東アジアに滞在した全期間に渡って、ジェノヴァ公は私信交換を通して常にバルボラーニ伯爵と接触し続けた。他方、イタリア特派全権公使バルボラーニは東アジアにおける軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」およびその艦長ジェノヴァ公の存在を可能限り利用することにした。そこで、日本国内外においてイタリア王国の政治的かつ商業的な利益を拡大するために、彼は、以前に決定された航海の計画を状況に応じて変更しながら、自らにとってジェノヴァ公が赴くべき場所へ軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」を派遣した。例えば、日本との条約改正交渉を考慮して、バルボラーニ伯爵は、明治政府が国際貿易に新たな譲歩として開港しようとしていた諸港の特性と実用性を確認する目的で、駿河湾を訪問するようにジェノヴァ公に要請した⁴³⁴。

バルボラーニが東アジアでのイタリアの影響力を拡大するためにジェノヴァ公の来日を利用したことについての最も象徴的な事例は、一八八〇年八月一日から同月一八日まで起こった朝鮮国への秘密使節団である。ジェノヴァ公の公式訪日と同様、朝鮮国への訪問の際にもバルボラーニは入念な準備を行い、ジェノヴァ公率いる使節団に正確な指示を与えた。以前から、彼は李氏朝鮮王国の政治的な状況に深い関心を持ち、その発展に関して詳細で正確な報告を提供していた。バルボラーニが外務省およびジェノヴァ公に送った様々な報告書の分析から明らかになるように、何世紀にもわたって李氏朝鮮王国は鎖国政策をとっており、他国との商業条約を締結することはもちろん、大清帝国に貢納を払う場合を除いて、政治的関係を確立することも避けていた。

一九世紀後半には、国際貿易に由来する利益を自覚するようになった日本国だけは、その軍事力のおかげで、一八七六年（明治九）に李氏朝鮮国王に修好条約の締結を課すことができた。江華島で調印されたため「江華条約」と呼ばれたその条約を通して、明治政府は朝鮮半島における貿易独占権を取得し、釜山港は横浜において施行されていた同じ条件下で日本との貿易に開港された。すると、釜山港において自国の当局保護の下に貿易を行

う権利を行使している約二〇〇〇人の日本人の居留地が確立された⁴³⁵。朝鮮の当局は、日本人と朝鮮人が長時間接触することにより、人々の習慣の根本に危険な変化を引き起こすのではないかと懸念していたため、さらなる貿易譲歩および他の港の開港に関する日本政府の要求に反対することはもとより、釜山における日本人居留地と地元の人々の間に緊張も引き起こそうとした⁴³⁶。しかし、明治政府による圧力のため、結局それは無駄に終わり、李氏朝鮮はやむなく北朝鮮にある元山港の開港も認めることになった。

その間、アメリカ合衆国をはじめとする欧米列強も李氏朝鮮に通商条約を締結するよう要請し始めた。例えば、一八八〇年五月にアメリカ海軍提督ロバート・ウィルソン・シューフェルト (Robert Wilson Shufeldt, 一八五〇—一九三四) の率いる軍艦「タイコンデロガ号」(Ticonderoga) が釜山に派遣されることになり、その際提督シューフェルトは駐朝日本領事の調停を頼りにし、アメリカ大統領が書いた李氏朝鮮の国王宛の書簡を持参した。しかし、朝鮮の当局は、その書簡を受け取ることなく、アメリカの代表者と会見することを拒否した。また、提督シューフェルトの使節団と同じように、李氏朝鮮と公式な関係を確立するための他国による全ての試みも失敗に終わった。バルボラーニ伯爵によれば、それらは、朝鮮の当局による拒否のためばかりか、明治政府による妨害のためでもあったようである。バルボラーニは、日本が、李氏朝鮮とアメリカ間の条約締結のために仲介する意志を示しながら、朝鮮半島における貿易独占権を可能な限り長期的に維持しようとしていたため、そのような協定締結を支援することに関心が全くなかったと考えていた⁴³⁷。

前述の歴史的背景に、駐日イタリア公使は、アメリカ合衆国をはじめとする他の欧米列強に先立って、イタリア王国が開国により李氏朝鮮を資本主義世界市場に組み込む最初の国家になるべきであると考えていた。特に、一八八〇年五月二七日に外務大臣カイローリに宛てた公文書において、バルボラーニはイタリアが朝鮮との条約締結からもたらすはずであった養蚕業向けの経済的な利益を強調した。また、朝鮮の蚕種は日本の蚕種より品質が良いといううわさが流れていたため、彼は当時の日伊蚕種貿易が徐々に衰退していることを考慮して、朝鮮海域へイタリア軍艦を偵察に派遣する必要があると述べている⁴³⁸。

そこで、バルボラーニはその頃フィリピンの海岸を訪問していたジェノヴァ公に電報を送り、早速軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」に乗って日本に戻るよう彼に圧力をかけた⁴³⁹。直ちに一八八〇年六月二八日、ジェノヴァ公は横浜に到着し、間近の朝鮮訪問に関してバルボラーニから詳細な指示を受けた。すると、駐朝日本領事の調停と協力を通じて地元当局と連絡を取るために、ジェノヴァ公は日本により開港された釜山港および元山港を訪問することになった⁴⁴⁰。そのため、既に六月二九日にバルボラーニは、朝鮮の海岸に沿って航海するジェノヴァ公の意向について井上外務卿に知らせ、イタリア王族のために駐朝日本領事宛の推薦状を書くように彼に要請した⁴⁴¹。ただし、バルボラーニはジェノヴァ公による朝鮮訪問の唯一の目的（つまり、朝鮮において新たな蚕種市場を開放すること）を井上に説明することを避け、駐朝日本の当局にそれを隠すよう、ジェノヴァ公に勧めた。というのは、日本人の調停役は、韓国の養蚕家が日本の養蚕家に対して競争を仕掛けること

を防ぐために、朝鮮・イタリア間の協定成立に強く反対するはずであったからである⁴⁴²。

バルボラーニ伯爵の指示に従って、ジェノヴァ公は駐朝日本領事宛に外務卿井上馨によって書かれた推薦状を持って一八八〇年七月二〇日に横浜を離れ、八月一日に釜山港に上陸した。しかし、釜山港への到着に先立って、「江華条約」の改正を目指していた李氏朝鮮の使節団を乗せた日本汽船がその港から東京に向かって出発した。おそらく朝鮮人はすでに日本国との貿易のために国境を開いたことを後悔しており、そのためジェノヴァ公の任務は簡単なものではなかったのである。

朝鮮の当局との最初の接触をきっかけに、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」の艦長は、李氏朝鮮と公式な関係を確立することを目指しながら、他国による試みの失敗を引き起こした同じいくつかの障害に直面した。第一に、ソウルにおける中央政府によって課された法律は、人民にはもちろん、地元当局にも外国人と一切の関係を持つことを禁止していた⁴⁴³。第二に、一八八〇年一〇月二日にジェノヴァ公が海軍省に書いた私信の分析から明らかになるように、朝鮮半島における自国の貿易独占を維持しようという明治政府の決定のため、在釜山日本領事館からの調停および協力は、朝鮮の当局との連絡を容易にするどころか、むしろその当局との交渉を始めるジェノヴァ公の試みを妨げていた⁴⁴⁴。

上記の第二の障害については、イタリアと日本がお互いに誠実な友好関係を確立したにもかかわらず、両者間関係には相互不信の存在もはらんでいたことが明らかになる。イタリア王国の代表者と日本の当局は、他国において面会するだけでも、両国間の公式関係を特徴付けていた親交や信頼の感情を放棄し、その代わりにより用心深くて慎重な態度を取っていた。結局、両国は何よりもまず自らの政治的かつ経済的利得が念頭にあり、自らの利益に対する脅威である場合は、どんな国であっても、その成功を妨げるという考えがあった。

前述の困難にも関わらず、ジェノヴァ公は李氏朝鮮王国と初めて接触する機会の確立に成功した。朝鮮国王宛の書簡を持参した点で、釜山においてジェノヴァ公は、先行の他国の代表団とは異なり、駐朝日本領事を通じて地元総督に書簡を提出できただけでなく、二国間関係を確立する可能性に関する地方自治体からの返事も得ていた⁴⁴⁵。このような成功を収めるために、ジェノヴァ公は済州島において二年前に起こったイタリア蒸気船「ビアンカ・ペルティカ号」(Bianca Pertica)の難破を李氏朝鮮との交渉を開始する口実として利用し、島の人々と当局によるイタリア船員の救助に対して釜山の総督に感謝の意を表明した⁴⁴⁶。

ただし、ジェノヴァ公は駐朝日本領事を信用しておらず、その際に釜山の当局にも商業的な目的を知らせないことにした⁴⁴⁷。むしろ、彼は、日本の当局の調停を利用することを避けるべきであると考え、釜山港を出発し、元山港にある日本の居留地へ赴く代わりに現在の北朝鮮にある咸鏡南道の興南港に向かうことにした⁴⁴⁸。興南港においてジェノヴァ公はようやく朝鮮の当局と直接接でき、イタリア王国と李氏朝鮮王国の間のその後の貿易協定向けの基礎を築いたという⁴⁴⁹。

いずれにしても、バルボラーニの指示により支援されたジェノヴァ公の外交手腕とその努力にもかかわらず、イタリア使節団はイタリア王国のために朝鮮における新たな蚕種市場を開放するという目標をすぐに達成することができなかった。そのため、結局ジェノヴァ公の朝鮮訪問は失敗に終わったわけである。その主な理由は、ソウルの中央政府が海外との貿易に朝鮮を開国することにまだ消極的であったからである⁴⁵⁰。ジェノヴァ公が李氏朝鮮と修好通商条約を結ぼうとした同時期に、李氏朝鮮は一八七六年の「日朝修好条規」上の厳しい制限を課すために東京へ使節団を派遣した。さらに、東アジアの問題に対するイタリア政府の関心の低さもあった。ちょうど同年九月に他の欧米列強が集団行動によって李氏朝鮮を強制的に開国させようとした際、イタリア政府が軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」の帰国を命じたため、ジェノヴァ公は朝鮮の当局との交渉を途中で中断し、日本へ戻ることになったのである⁴⁵¹。

第四節 ジェノヴァ公による二度目の来日の好結果

長期間にわたり朝鮮半島の東北海岸に沿って航海し、地方当局との最初の接触を確立した後、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」およびその艦長は日本に針路を向け、一八八〇年八月二日に駿河湾に到着した。その後、ジェノヴァ公は北海道へ赴き、九月二日より二七日にかけて、その諸港および建設されたばかりの工場を訪問した。そして、一八八〇年十一月二三日の夜に彼は横浜港に上陸した。その際にもジェノヴァ公が明治政府と皇室からより熱く歓迎されたということは言うまでもない。特に、ジェノヴァ公の再訪に対する満足を表すために、明治天皇は彼を迎え入れるための補佐官を横浜港に派遣した⁴⁵²。イタリア側の情報源の分析から明らかになるように、ジェノヴァ公は明治政府高官および皇室との個人的な友情の絆を結び、明治天皇との関係さえさらに緊密で親密になっていた。そのため、ジェノヴァ公向けに行われた午餐会や行楽、歓迎会などは、厳格な儀礼慣習を遵守することなく、全て非公式に開催された⁴⁵³。

もちろん、明治政府および皇室と共感の絆を深めることに関しても、ジェノヴァ公は常にバルボラーニ伯爵に支援されていた。バルボラーニは、日本におけるイタリア王国の威信とその名声を高め、日伊関係を深めるために、あらゆる機会を密かに用意した。このような事実の例として、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」への行幸を挙げよう。バルボラーニは、このイベントを行うためにはまず、一八八〇年における蚕種貿易の時期の終わりにジェノヴァ公が帰国することになったにもかかわらず、日本からその出発を可能な限り遅らせるように彼を説得した。また、イタリア公使は、ジェノヴァ公による日本訪問の有終の美を飾ることを目指し、将来的に日伊商業関係にさらなる利益をもたらす可能性がある出来事として軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」における午餐会を入念に準備した。その上、影響力がある井上外務卿と結んだ長年の親交を活用することで、バルボラーニは一八八一年（明治一四）一月七日に明治天皇を主賓としてイタリア軍艦での会食を行う許可を明治

政府から得ることができた⁴⁵⁴。軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」における午餐会に関して、『明治天皇紀』の一月七日の条に以下のように記されている。

[前略] (天皇は) 横浜港に幸して伊太利国皇従弟 (ジェノヴァ公) を同国軍艦に訪ひたまふ、午前九時三十分正装にて御出門、熾仁親王及び外務卿井上馨・宮内卿徳大寺実則・侍従長山口正定等供奉す、新橋より汽車に乗じて横浜に著御し、東海鎮守府に御少憩、行廚を取らせらるゝの後、熾仁親王・嘉彰親王・貞愛親王・能久親王・右大臣岩倉具視・参議山縣有朋・同側村純義・同西郷従道・海軍卿榎本武場・外務大輔上野景範・外務省三等出仕鹽田三郎及び馨・実則・正定の十四人を従へ、小蒸汽船を以て伊国軍艦ビザニー号に臨ませる、砲臺並びに諸艦の礼砲等式の如し、皇従弟迎謁し、前導して艦内の大小砲等を天覽に供す、尋いで皇従弟と酒譚を俱に共にせられ、供奉の親王及び諸臣に御陪食を仰付けらる、皇従弟の饗設する所なり、是の際皇従弟、日本語を以て乾盃の辭を延べ、天皇の健康を祝したてまつる、畢りて皇従弟と款話あらせらるゝこと少時、午後三時辭去したまひ、五時を過ぎて還幸あらせらる。[後略]⁴⁵⁵

駐日イタリア公使バルボラーニの公文書によると、歴史上初めて天皇は外国船 (しかも、日本の領土外) への招待を受け入れ、それは日本国とそこにあった外国人居留地に大きな印象を喚起した⁴⁵⁶。実は、明治天皇が初めて外国艦を訪問したのは一八七二年 (明治五) に起こったロシア皇帝アレクサンドル二世の息子アレクセイによる来日の際であったのだが、軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」における前述の午餐会はジェノヴァ公による二度目の来日が完全な成功に終わることを可能にした。また、それはバルボラーニ伯爵の個人的な成功であった。一八八一年三月五日、つまりジェノヴァ公が日本から出発したわずか二ヶ月後、彼は家族や健康上の理由により駐日イタリア特派全権公使を辞任した上で、帰国した。その間、一八八一年一月一日にジェノヴァ公が最終的に横浜から出発する前に、バルボラーニは東アジアにおけるイタリア王国の利益を拡大するために改めてジェノヴァ公の来日を利用することにした。すなわち、朝鮮における使節がイタリア貿易向けの具体的な結果を達成しなかったため、それに失望していたバルボラーニはジェノヴァ公に新たな使命を与え、帰国途中で台湾を訪問することを彼に提案した。バルボラーニは台湾をイタリアの潜在的な植民地と見なしており、他の欧米列強の同意を得て、その島の占領に向けた可能な軍事作戦から生じる戦略的かつ経済的な利点を強調した⁴⁵⁷。

最後までジェノヴァ公の出発を遅らせたバルボラーニの狡猾さのさらなる証拠として、熱海まで軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」に乗せられるという彼の要求がある⁴⁵⁸。一八八一年九月一七に外務省に送った報告書において、バルボラーニ伯爵はその要求の理由として自分の病気を治す必要性を挙げている。その上、バルボラーニは、公式手段を通じてだけでなく非公式会談を通じても日本において外交活動を行っていることに着目させ、熱海において頻繁にその湯治場に通っていた様々な国家の役人に出会う可能性もあったことを指摘していた⁴⁵⁹。事実、イタリア公使とジェノヴァ公の両方が出席していた多数の社会的イベント (例えば、舞踏会、宴会、晩餐会、競馬観戦、祭典など) と同様、そのような非

公式の出会いも明治の支配階級とさらなる親密な人間関係を確立するための手段としてバルボラーニは広く利用した。というのは、それがイタリア王国向けの利益を得る政治的かつ外交的目標を達成するための有効な機会になり得る可能性があったからである。それゆえ、バルボラーニが条約改正などの重要な問題に対処するためにも日本の政治家との非公式な出会いを利用していたことも不思議ではない⁴⁶⁰。この点で、第三代駐日イタリア特派全権公使の指導の下に行われたジェノヴァ公による来日は、蚕種商業家にとっての必要性だけに限らず、東アジアにおいてイタリア王国が国際均衡での主導的な役割を果たすことを可能にするための広範な計画にも組み入れられた。バルボラーニ伯爵による条約改正と同じように、ジェノヴァ公の来日もイタリア王国のために国際的な威信および日伊貿易の拡大を得る大きな計画の範囲内であったと考えられる。

このような観点から、ジェノヴァ公も賛成していたバルボラーニ伯爵の外交活動はその後の日伊関係の発展に貢献した有意義な好結果を残したのである。何よりもまず、そのような活動は軍事面での日伊関係の発展を可能にした。実際、ジェノヴァ公による二度目の来日の際、イタリア王国の砲兵は明治政府と皇室の関心を掻き立てた。特に、一八八一年一月七日に軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」上で行われた午餐会のエピソードから分かるように、艦内の武器や大砲は天皇と閣僚をはじめとする招待客の好奇心を喚起した。すでに一八七九年一月二八日にはジェノヴァ公に会見した際、明治天皇はイタリアでの大砲鑄造に関する情報を彼に求めた⁴⁶¹。また、バルボラーニによれば、翌一八八〇年六月に東伏見宮親王はライフルと弾薬を日本へ発送するようにイタリア政府に要求したようである⁴⁶²。その後、イタリアからの兵器と弾薬の購入のほかにも、お雇い外国人としてイタリア人のポムペオ・グリッロ少佐 (Maggiore Pompeo Grillo) も招聘された。一八八四年 (明治一七) から五年間に渡ってグリッロ少佐は大阪造兵廠で指導員として勤め、日清戦争で使われたイタリア様式の青銅砲、そして日露戦争で使用された軍艦に搭載された海岸砲を造ったという⁴⁶³。その間、イタリア王国が日本の海軍士官による諸調査旅行先の国に含まれた結果、一八八三年 (明治一六) に砲兵大尉太田徳三郎 (一八四九—一九〇四) は「伊国滞在中不容易配慮ヲ受ケ、且製砲ニ就テ必用書函面等数多」を手に入れた⁴⁶⁴。

ジェノヴァ公による二度目の来日の際に達成された最も直接の好結果はイタリア王国が明治政府と皇室の上層部により非常に重んじられるようになり、日本国の貴族および高官の海外旅行の主要な目的地として選ばれたことである。それについて、一八八〇年三月八日に旧大名である鍋島直大侯爵が駐イタリア特命全権公使に任命されたことに言及する必要がある⁴⁶⁵。バルボラーニ伯爵自身は以前にジェノヴァ公をもてなす責任があった鍋島の任命をイタリア王族に対する明治政府の親切な行為として解釈した⁴⁶⁶。その上、同年九月一三日に新公使鍋島は大勲位菊花大綬章をイタリア国王ウンベルト一世に贈り、この叙勲も両国と両宮廷の間の友好関係を強化することに貢献した⁴⁶⁷。しかし、さらに重要なことには、一八八二年 (明治一五)、バルボラーニ伯爵およびジェノヴァ公と懇意にしていた有栖川宮熾仁親王が、ロシア皇帝アレクサンドル三世の戴冠式に出席する目的で、日本の公

式代表者としてヨーロッパへ派遣されたのである。ディ・ルッソ（二〇〇一）が述べたように、「アジアの国の王族をヨーロッパ各国が歓迎してくれるかどうかを案じた有栖川宮は、最初にイタリアを訪れることにした」⁴⁶⁸。そのため、スエズ運河を渡ってから、彼はナポリ港に上陸した。イタリアにおいて有栖川宮が様々な高栄誉を受けたのは言うまでもない。当時の宮内省大書記官、林董（一八五〇—一九一三）が書いた「歐米巡遊日記」によると、有栖川宮が「八月二日午後三時以太利国「ナール」府ニ着ス。グランヂュク、デ、ジェヌ公（ジェノヴァ公）ノ傳令侍官一等エーデカン海軍大佐コントロベラ、少佐カンヂヤニ両氏ハ皆正服ヲ穿ち、ジェヌ公ノ代理トシテ」その到着を出迎えたということである⁴⁶⁹。また、有栖川宮がミラノに着いた八月九日午前、「ジェヌ公通常服ニテ停車場ニ出迎ス。儀仗兵場頭ニ整列シ以テ我国歌ヲ奏樂ス。而シテ、殿下（有栖川宮）ハ公ト車ヲ同シ直チニ王宮ニ入ル。〔中略〕午後三時「イタリヤ」王通通常服ニテ臨幸」した⁴⁷⁰。それから、国王ウンベルト一世からも手厚い歓迎を受けた有栖川宮は、八月一〇日にミラノの近くにあるモンツァ王宮での午餐会に招かれ、その際に最高位の聖アヌンツィータ大勲章を授与された⁴⁷¹。翌一八八三年二月に帰国した後、有栖川宮は外務卿井上馨と共に当時の駐日イタリア代理公使エウジェニオ・マルティン・ランチャレス（Eugenio Martin Lanciarez, 一八三五—？）⁴⁷²と会見し、彼にイタリアにおいて受けたもてなしに対する自分の満足感および感謝の意を示した。さらに、ランチャレスによると、その際に外務卿井上は、有栖川宮向けの歓迎に対して改めて感謝の意を示した上で、「ヨーロッパ諸列強に対して日本が抱いている好感度をランク付けすると、イタリアは第一位、ロシアは第二位、ドイツは第三位を占める」と述べたようである⁴⁷³。井上と有栖川とのその会見に基づいて、代理公使ランチャレスは明治朝廷と明治政府に対して、イタリア王国が自国の威信に関わる重要な位置を得ることができたと指摘した⁴⁷⁴。

その上、ジェノヴァ公による二度目の来日の後、明治政府と皇室においてばかりか、イタリア王国は全国紙および日本社会においても人気を博した。そのような現象は、八〇年代初期に起草されていた明治憲法の性質をめぐる議論の際に起こった重要な事実である。つまり、一八八四年（明治一七）十一月二五日に出版された『時事新報』の記事は、日本国憲法向けのモデルとしてドイツの憲法を使用しようとしていた国会での支配的な傾向に反して、両国間の歴史的かつ政治的な親和性を主な理由として挙げ、イタリア王国が日本向けの理想的な模範となるべきであると指摘した。これに関して、この記事、タイトル「独乙ヨリモ寧ロ伊太利ヲ学ブベシ」（記者名：福岡春吉）は以下のように記している。

〔前略〕独乙ハ近頃出来ノ連邦ニ有之。我邦ハ廢藩置縣以來誰一人昔ノ封建ニ押シ、返サント企ル者モ無之。即チ、純粹ノ一統制御ノ国柄ニテ日本帝国ノ外ニ日本国ナク、彼ノ独乙帝国ノ外ニ普漏西王国アルトハ全ク別物ニ有之候ニ付、彼国ニテハ必用ノ手当モ我邦ニテハ無用ノ上ニ有害ナル事ナドモ可有之。〔中略〕西洋各国の中孰レノ国ヲ手本ニ致シテ可然歟ト申候ヘバ、兼テヨリ僕ノ持論ニテハ伊太利ニ限り可申ト存候。伊太利ハ国ノ形状位置マデモ甚我邦ニ似タル上近頃一統政治ト相成、萬事改良擴張ヲ

要スル時節ニ当リ候迄一々我日本ト全く同様ニ有之。[後略]⁴⁷⁵

そのような見解が主に日本の労働者階級と自由主義者の中で普及していただけてだけでなく、前述の記事による宣言がバルボラーニ伯爵とジェノヴァ公が密接な友情関係を確立した有力者ら（特に、有栖川宮熾仁親王、鍋島直大侯爵、外務大臣井上馨など）にも共有されていた。おそらく、彼らはイタリア文化の偉大な賛美者であっただけでなく、ドイツ帝国の権威主義憲法の代わりにイタリア王国の自由主義憲法に触発された憲法の支持者でもあったと考えられる。その有力者の一人である有栖川宮の支援のもと、日伊関係の発展はもとより、両国文化の相互理解も促進するために、一八八八年（明治二一）七月九日に「伊学協会」（つまり、現在の「日伊協会」の前身）が発足した⁴⁷⁶。

最後に、ジェノヴァ公による二度目の来日をもたらしたいくつかの好結果の中で、一八八〇年代においてその来日が日伊蚕種貿易に与えた経済的貢献を考察したい。一八七三年における初来日の際に起こったように（第三章第四節を参照）、二度目の来日の際にも日本の実業家は、取引および利益の可能性を高める好機をつかむために、自国においてジェノヴァ公の存在から便益を引き出すことに尽力した。例えば、一八七九年一二月、秋田県にある川尻組という養蚕組合の頭取、川村永之助（一八四一—一九〇九）は、イタリア王国において新顧客を獲得するために、川尻組の蚕種をイタリア王国の養蚕家に推薦するようにジェノヴァ公に要請し、その組合で生産された蚕種紙の十二枚を彼に献納した。その頃ジェノヴァ公に宛てた意見書において、川村は川尻組の長所や方針などを挙げ、イタリアでの商業活動を開始する意向を示した。それについて、彼は以下の通り述べている。

[前略] 逐テハ貴国養蚕家ニ直接ニ交誼ヲ結ヒ、吾実着ノ精神ヲ徹底セシメン事ヲ企図シ。既ニ昨明治十一年ヨリ社員二名ヲ貴国（つまり、イタリア）「トリノ」府萬国共立語学校ニ派遣シ、専ラ語学ヲ学ハシメ、普ク貴国人民ノ事情ニ通曉シ。又、貴国ヲシテ我真意ノ所在ヲ知ラシメ相互ノ利益ヲ永遠ニ維持シ、尚進テハ貴国ノ養蚕家ヲ誘導シ直接ノ取引ヲナシ、退テハ我国貿易法ヲ改良シ、益両国間ノ親睦ヲ厚フセン事ヲ欲望ス。[中略] 希クハ、此誠意ヲ擴充シテ貴国人民ニ諭示シ、益両国間ノ貿易ヲシテ盛旺ナラシメ、彼我ノ幸福ヲ永遠ニ保続スルノ恩恵ヲ下賜セラレン事ヲ。[後略]⁴⁷⁷

川村永之助の意見書に対して、一二月六日に中佐ダル・ヴェルメ伯爵はジェノヴァ公の名義で感謝の意を表し、「貴会社ノ蚕種ヲ我国ニ於テ称赞可致為メ、該品ハ速ニ本国養蚕家へ相送り」と述べた⁴⁷⁸。その後、川村永之助は一八八一年四月にピエモンテ州（イタリア北西部）にあるトリノにおいて販売出張所を設立し、約四年間に渡りこの販売店を通じてイタリアやフランスの養蚕家に直接川尻組の蚕種を販売し続けた⁴⁷⁹。以上を踏まえると、ジェノヴァ公の便宜はこの経済的成果を達成することにも非常に貢献したといえるだろう。

おわりに

本章では、イタリアと日本にある様々な一次史料の分析に基づき、一八七九年から一八

八一年の間に起こったジェノヴァ公トンマーズ・ディ・サヴォイア王子による二度目の来日について可能な限り包括的な検討を試みた。その結果、バルボラーニ伯爵の対日外交政策においてはもちろん、明治政府の対外方針においてもその来日が日伊間の外交関係をさらに深める戦略的重要性を果たしていたという結論に至った。実際、明治政府は、一八七三年に初来日したジェノヴァ公を迎えた先例に倣い、国賓の礼をもってイタリア王族のために敬意を表する盛大な式次第を再び行うことにした。他方では、明治政府および皇室との友好の絆を深めようとしていたバルボラーニは、イタリア王国のために政治的な利益および国際的な威信を得る目的で、ジェノヴァ公の横浜上陸を延期し、その間に彼の来日を入念に準備した（第一節）。その結果、バルボラーニ伯爵が取り計らったジェノヴァ公による東京での二度目の公式訪問は、イタリア王国に対する明治政府および皇室の好感を得ることを実現し、日伊関係をさらに強化する実質的な成功をもたらした（第二節）。もちろん、朝鮮におけるジェノヴァ公の「秘密使節」の検討から明らかになるように、日本から離れると、日伊間の誠実な友好関係には相互不信の存在も垣間見られた（第三節）。にもかかわらず、バルボラーニ伯爵によって指示されたジェノヴァ公の来日は、軍事面をはじめとする様々な諸分野でその後の日伊関係の発展に貢献し、有意義な好結果を残した（第四節）。

以上を踏まえ、この来日は日本におけるイタリア王国の影響力と威信を拡張する数多くの可能性を広げ、日本とイタリア間の外交関係をさらに強固にしたと言える。しかし、一八八〇年代にイタリア王国が明治政府および皇室の有力者から高い評価と尊敬を得ていたにもかかわらず、一八七〇年代の終わりよりすでに減少しつつあった日伊貿易の限界を忘れるわけにはいかない（第四章第三節を参照）。この点について、ジェノヴァ公は日本におけるイタリアの貿易が不安定であることに気づき、定期的に海軍省に送った数多くの詳細な旅行報告書を通して何度かその問題を指摘していた。例えば、一八八一年における蚕種貿易の時期の終わりに、ジェノヴァ公はその際に行なわれていた蚕の卵の市場が極めて乏しかったと述べていた⁴⁸⁰。また、すでに一八七九年にジェノヴァ公は、「蚕種の一時的な輸出を除いて、日本とのイタリアの貿易量がわずかなものであり、増加することなく、[前略]むしろ減少しがちである」ということを認識していた⁴⁸¹。ジェノヴァ公がイタリアに戻った後も、日伊貿易の発展と多様化は依然として不足していたようである。ジェノヴァ公による二度目の訪日からほぼ一〇年が過ぎた、一八九〇年（明治二三）五月一五日、当時の駐日イタリア代理公使レナート・デ・マルティーノ（Renato De Martino, 一八四三—一九〇三）は日本との通商交易の深刻な低下をローマ外務省に報告し⁴⁸²、特に一八七〇年代後半以降日本においてイタリア貿易の成長を妨げていた主な要因を以下のように指摘した。

[前略] (1) 痛恨の事実であるが、イタリア商人の中には自己の信用をしっかりと築くことよりも、てっとりばやい儲けを選ぶ者が多々あった。また次の注文を狙った最初の出荷の後には、商品の質は劣等かつ粗悪であった。(2) 新たなはけ口を切り開いていこうとする不変の意志、進取の精神が欠落していた。その上、恐らく、さしあたっては即座の見返りのないことに金を費やすことにも消極的であった [中略]。(3) 確固と

した針路が欠如していた。[後略]⁴⁸³

さらに、日本との貿易関係を深め、多様化するということへのイタリア政府の無関心さも前述の欠陥に追加する必要がある。日本との外交関係を開始する原因となった蚕の病気が消滅された後、イタリア王国の養蚕業家の利益（また、その蚕種商人の活動）を保護する必要性がなくなったのである。従って、日本（および東アジア）に対するイタリアの支配階級の関心は次第に消えつつあり、政治的かつ外交的に重要な場合を除いて、ローマ外務省は日本で長期的に積極的な通商政策を実行するために役立つ資金と資力を駐日イタリア外交官に提供しなかった。その結果、日伊関係の状況を改善に向けた駐イタリア外交官による様々な取り組みが最終的に政府の支持を失い、在横浜イタリア領事館と在東京イタリア公使館はルーチンの機能を遂行するためにさえ一定の深刻な困難に直面しなければならなかった。そのため、有能なスタッフが不足しており、何度も駐日イタリア外交官は他国の公使館に勤めていた専門家を頼りにすることを余儀なくされたわけである。

その上、イタリア王国の政府機関は日本の支配階級の好意および駐日イタリア外交官の努力によって提供された様々な政治的かつ経済的好機を意図的に捉えようとしなかった。ローマ外務省は日本におけるさらに広範で積極的な外交政策を実行するための後述の重要な機会を利用しないことにした。すなわち、他の全ての欧米列強より先に明治政府と共にいわゆる「不平等条約」を改正し、主に治外法権撤廃を条件に日本全国において自国民向けの自由な移動を許可する新たな修好通商条約を締結するという好機を手放したのである。第四章第一節で述べたように、一八七六年三月の「議会革命」の後に起こった政治的变化にもかかわらず、イタリア王国の政府は外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタが演じた受動的で慎重な対日外交政策を維持しようとしており、条約改正に関しても他の欧米列強の決定を遵守することにした。条約改正問題に対するイタリア政府のその態度に関して、一八八一年四月九日、当時の駐イタリア日本公使鍋島直大侯爵は次の通り井上外務卿に報告した。「当国（イタリア）於テ舊条約ノ内幾分カラ改正スル方可然様存スルト申モ、内実英政府ヨリ勸奨候事ト被存、若シ右様各国於テ団結候時ハ偏ニ困却ノ事ト存候」⁴⁸⁴。前述の政策の結果として、ようやく一八七四年（明治二七）一二月一日にいわゆる「日伊通商航海条約」に調印した際、イタリア王国は日本と対等な関係を築く新条約を結んだ第三国（イギリスとアメリカ合衆国に次いで）に過ぎなかった。

その間、一九世紀の九〇年代半ば頃には、国際社会の中でイタリアに比べて日本は明確に優位な立場になり、両国間には政治的、軍事的、そして経済的ギャップが生まれた。一八九五年（明治二八）に日本は日清戦争で大清国に勝利したのをきっかけに、世界列強の一つと見なされるようになった。一方で、翌一八九六年（明治二九）にイタリア王国の国際的重要性はアドワの戦いの敗北⁴⁸⁵により大幅に減少した。すると、日本に残っていたイタリア王国の威信と影響力も最終的に消失していった⁴⁸⁶。

結論

本論では、ロマーノ・ウゴリーニやマリサ・ディ・ルッソなどの先行研究の恩恵を受けながら、イタリア、そして日本で収集した多種の未刊史料を分析することで、ジェノヴァ公トーンマーズ・ディ・サヴォイア王子による二度の来日とその頃の駐日イタリア公使たちの活動を追究し、イタリア王国に対する日本の当局の考えと外交政策について可能な限り徹底的な検討を試みた。そうすることにより、以下の順序で条約改正問題をめぐる日伊外交貿易関係の経緯を解明しつつ、ジェノヴァ公の来日とその背景に関してまだ十分に分析されていない側面を公表し、日伊間の国交の起源がどのように始まったのかを明らかにした。

まず第一章では、一八六六年夏に来日した軍艦「マジェンタ号」の使節団の派遣をめぐる状況や理由をはじめとして、日伊間の公式な関係の樹立過程について考察した。その結果、一八六六年の「日伊修好通商条約」の締結が明治時代におけるイタリアと日本の二国間外交関係に大きな影響を及ぼしたという結論に至った。というのは、イタリア絹産業の問題を完全に解決していなかったその条約の締結をきっかけに、日本側はもちろん、イタリア側もいわゆる「不平等条約」の改正交渉を行う必要性を感じたからである。明治政府は関税自主権回復と治外法権撤廃を自国の外交政策の主な焦点にした一方で、歴代の駐日イタリア公使と代理公使は、開港された町での滞在を外国人に強制していた「日伊修好通商条約」の第三条を改正し、自国の商人が日本内地で自由に移動する許可を得ることを目指していた。そのため、条約改正の交渉が開始される予定日として決定された一八七二年七月一日以来、およそ三〇年間にわたって日本全国に渡るイタリア人の自由な移動とそれに対する税権・法権回復をめぐる日伊間の経済・外交関係が促進された。

従って、ジェノヴァ公の初来日が起こった歴史的背景を紹介するために、第二章において一八七一年から一八七三年にかけて進んだ日伊間の条約改正関係の初期過程について論じた。その検討から一八七〇年代前半において条約改正問題に対するイタリア王国の外交政策に一貫性がなかったことが明らかになった。とりわけ、イギリスをはじめとする欧米列強の圧力を受けたイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵は条約改正問題に関しても他国の決定を遵守する慎重で受動的な外交政策をとることにした。一方、第二代駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵、そして駐日代理公使リッタ伯爵は、その問題に関して彼ら自身が適当と考えた姿勢をとろうとしており、ヴェノスタ外務大臣の政策よりさらに積極的な外交政策を開始する意向を見せた。他方、明治政府はヴェノスタ外務大臣の姿勢が他国の姿勢と異ならず、自国の外交官による行動と非常に矛盾していることを認識していた。にもかかわらず、岩倉使節団の帰国まで日本の当局は代理公使リッタと共に条約改正交渉を続けた。

次に第三章においては、一八七三年八月二三日から同年一月一日にかけてジェノヴァ

公が果たした初来日を中心に、イタリア王国に対する明治政府の考えと外交姿勢について考察した。その結果、この来日の経緯を明らかにすることで、日本の当局が一八七〇年代においてイタリア王国とのさらに親密な外交・貿易関係を推進する大きな好意的関心を持っていたという結論に至った。事実、ジェノヴァ公の訪問に公式な性格を与えることにした代理公使リッタ伯爵の希望に沿って、当時の外務卿副島種臣をはじめとする明治政府は国賓の礼をもってイタリア王族のために敬意を表する盛大な式次第を準備した。かくして、明治天皇と皇室からは、ジェノヴァ公に対し、以前に行われた外交儀礼を超える異例の温かい心遣いを受けた。主に、日本でジェノヴァ公が受けた厚遇は、イタリアとの良好で緊密な関係を持つ日本当局の意思によるものであった。その上、岩倉使節団がイタリアで受けた親切なもてなしに対する恩返しや七〇年代における日伊貿易の重要性はこの来日に対する日本の支配階級の良好姿勢に強い影響を与えた。以上を踏まえ、ジェノヴァ公の初来日は日伊外交関係を深めることに貢献した政治・外交上の成功であったと言える。

第四章においては、ジェノヴァ公の初来日（一八七三年）からその帰国（一九七九年）までの間に進んだ日伊間の条約改正関係の変化過程について考察した。そのために、第三代駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵が当時の外務卿寺島宗則と行った条約改正交渉を基に、彼の活動と対日外交姿勢について論じた。その結果、バルボラーニ伯爵が、いわゆる「寺島外務卿時代」の条約改正にあたり、日本のために有益な交渉を開始する重要な役割を果たしたと結論づけた。その当時イタリア公使と新条約を結ぶ結果として、明治政府は、前一八七八年にアメリカ合衆国と結んだ「吉田・エヴァーツ条約」の効力を発生させ、他の欧米諸国と同様の条約を締結する可能性があった。その上、バルボラーニ伯爵による新条約草案は、税権・法権を両方回復する目標に向けて、大幅な進歩を遂げる機会を日本に提供していた。しかしながら、イギリスの圧力を受けたイタリア政府の反対により、結局バルボラーニ・寺島間の交渉は暗礁に乗り上げた。にもかかわらず、バルボラーニ伯爵は、寺島宗則が一八七九年九月一〇日に外務卿として辞表を提出してから、外務卿井上馨との条約改正関係においても非常に重要な役割を果たし続けたようである。

最後に、第四章で述べた歴史的背景に踏まえ、第五章において一八七九年の終わりから一八八一年始まりにかけてバルボラーニ伯爵の指導の下に起こったジェノヴァ公による二度目の来日を検討した。そうすることで、バルボラーニ伯爵の対日外交政策においてだけでなく、明治政府の対外方針においてもジェノヴァ公による二度目の来日は日伊間の外交関係をさらに深めるという戦略的重要性を持つイベントであったことを解明できた。事実、ちょうどバルボラーニ伯爵・寺島外務卿間の条約改正交渉が行われていた期間中、日本の当局は、バルボラーニ伯爵の希望に応え、ジェノヴァ公のために再び敬意を表する盛大な歓迎を準備することにした。他方では、バルボラーニ伯爵は、日本の支配階級との友好関係をさらに深め、イタリア王国にとってかなりの政治的な利益と国際的な威信を得る目的で、ジェノヴァ公の横浜上陸とその日本での滞在を入念に準備した。その結果、バルボラーニ伯爵が取り計らったジェノヴァ公の来日は、イタリア王国が明治政府と皇室の上

層部により非常に重んじられるようになったことをはじめとし、その後の日伊関係の発展に貢献した様々な好結果をもたらした。

以上の論述に基づき、本論の序論に挙げた最終目的①を達成した。つまり、主に日本での外交史料を参考に、最初の日伊外交貿易関係の背景におけるジェノヴァ公トーンマーズ・ディ・サヴォイア王子による二度の来日を喚起した。この目的を達成すべく、主に日伊間の条約改正関係の変化過程を中心に、この来日を分析することにした。条約改正関係の変化過程に焦点を当てた理由は三つある。第一に、ジェノヴァ公の来日に公式な性格を与え、このイベントの際にイタリア王族を入念に指導したイタリア外交官たち（つまり、代理公使リッタ、そして全権公使バルボラーニ）は、その頃日本において積極的に条約改正問題の解決に従事していた人物であった。第二に、リッタとバルボラーニのどちらにとっても、日本との新条約締結と同様、ジェノヴァ公の来日も、蚕種の商業家の必要性に限らず、イタリア王国が東アジアにおける国際均衡での主導的な役割を果たすことを可能にするための広範な計画に組み入れられた。リッタとバルボラーニによる条約改正と同じように、イタリア王族の来日もイタリア王国のために国際的な威信と日伊貿易の多様化と拡大を得る大計画の中にあっただ。第三に、日本の当局はジェノヴァ公の来日をいわゆる「不平等条約」の改正を実行するための自国の対外政策に組み入れようとしたと見られる。日本でジェノヴァ公が受けた公式歓迎と接待が、明治時代において天皇の外交儀礼が遂げた大きな変化（いわゆる「文明開化」）の過程の一部であり、そのため欧米諸国から条約改正を得る目的もあった。さらに、駐日イタリア外交官たちは日本と新条約を締結しようとしていたため、明治政府がジェノヴァ公の来日を利用してイタリア王国との親密な外交貿易関係を樹立しようとする意図があったことも忘れてはならない。

序論に挙げた最終目的②を果たすべく、これまでに進めた検討を踏まえると、ジェノヴァ公による二度の来日の歴史的意義は強調に値する。この二つの来日は、明治初期においてイタリア王国と日本が両国間の外交貿易関係を発展させられる可能性があったことに光を投じるエピソードであった。実際、駐日イタリア外交官たちによる条約改正の試みと同様、ジェノヴァ公の来日も、イタリア王国にとって日本の支配階級との友好関係をさらに深め、かなりの政治的な利益と国際的な威信を得るための貴重な機会であった。他方、主に安政条約の改正を目指していた明治政府は、新条約の締結によってイタリア王国とのさらに親密な政治・経済関係の構築に対する好意と関心を示す目的で、このようなイベントを利用した。しかし、両国間に戦略的かつ経済的なパートナーシップを確立する日本側のそのような好意に応じて、イタリア側は一貫性のある行動を起こさなかった。むしろ、条約改正に関してローマ政府の姿勢が他国の姿勢と異ならず、自国の外交官たちによる姿勢および活動と非常に矛盾していたため、ついに日本の支配階級はイタリア王国とのさらに親密な関係を築くという切望が実現せず終わったという結論に至ったわけである。その結果、ジェノヴァ公の来日による成功も限定的なものであった。

[註]

[序論]

¹ Romano Ugolini, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'età Meiji*, in *Lo stato liberale italiano e l'età Meiji: atti del I Convegno Italo-Giapponese di studi storici (Roma, 23-27 settembre 1985)*, Edizioni dell'Ateneo, 1987, pp. 131-152. Ugolini の日本語原文については次を参照。ウゴリーニ・ロマーノ「明治期における日伊関係」『イタリアの自由主義国家と明治時代：第一回日伊歴史会議議事録（ローマ、一九八五年九月二三～二七日）』、大学図書館所蔵、一九八七年、一六〇—一八〇頁。

² Antonio Puri Purini, *Primi approcci diplomatici fra l'Italia e il Giappone*（「イタリアと日本の間の最初の外交的接触」）, in “L'Osservatore politico letterario”, a 25 (1975), n. 5, pp. 80-90

³ Francesco Zavarese, *Commercio e diplomazia: le occasioni perse dall'Italia con il Giappone negli anni 1873-1889*. Parte I, in *Il Giappone*, vol. XLIII [2003], Roma, 2005, pp. 57-8. また、Francesco Zavarese, *Commercio e diplomazia: le occasioni perse dall'Italia con il Giappone negli anni 1873-1889*. Parte II, in *Il Giappone*, vol. XLIV [2004], Roma, 2007, pp. 135-161.

⁴ Claudio Zanier, *Semai, setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, CLEUP, Padova, 2006, p. 40.

⁵ Ludovica De Courten, *Diplomazia, commercio e navigazione: le relazioni italo-giapponesi tra il 1860 e il 1914*（「外交・貿易・船行：一八六〇年と一九一四年の間の日伊関係」）, in *Clio*, a. 22 (1986), pp. 51-57.

⁶ Marisa Di Russo, *Un principe di Casa Savoia e un diplomatico del Regno d'Italia conquistano la Corte Meiji*（「サヴォイア家の王子とイタリア王国の外交官が明治宮廷を魅了する」）, in «Atti del XXVI convegno di Studi sul Giappone», Torino, 2002, pp. 157-174. また、ディ・ルツツ・マリサ（高田和文訳）「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」『大日本全国名所一覧：イタリア公使秘蔵の明治写真帖』、平凡社、二〇〇一年、二八九—三〇三頁。

⁷ 石井元章『ヴェネツィアと日本—美術をめぐる交流』、ブリュッケ出版、一九九九年。

⁸ 協会日伊『幕末・明治期における日伊交流』、日本放送出版協会、一九八四年。

⁹ 河上眞理『工部美術学校の研究：イタリア王国の美術外交と日本』、中央公論美術出版、二〇一一年。

¹⁰ 岩倉翔子『岩倉使節団とイタリア』、京都大学学術出版会、一九九七年。

¹¹ 岩倉具忠「イタリア人の目から見た日伊関係：岩倉使節団訪伊を中心として」、『京都産業大学日本文化研究所報』、第一号、一九九五年九月、一一—二五頁。

¹² 主に、日伊蚕種貿易関係をめぐる駐日イタリア公使の活動についての詳細は次を参照。ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「未刊史料に見る初代駐日イタリア公使・領事の活動（一八六七—一八七〇）」、『イタリア学会誌 *Studi Italici*』、第五七号（二〇〇七年）、一三八—一四七頁。そして、ベルテッリ・ジュリオ・アントニオと「日伊蚕種貿易関係における駐日イタリア全権公使の役割（一八六七—一八七七）」、『イタリア圖書 *Biblioteca Italiana*』、Nuova Serie 第三七号（二〇〇七年）、一九—二七頁。

[第一章]

¹³ 第二・第三次イタリア独立戦争によって一八五九年（安政六）から一八七一年（明治四）にかけてサルデーニャ王国（Regno di Sardegna）はイタリア半島が分かれていた複数の他の諸国、つまりロンバルド・ヴェネト王国（Regno Lombardo-Veneto）、トスカーナ大公国

(Granducato di Toscana)、モデナ公国 (Ducato di Modena)、パルマ公国 (Ducato di Parma)、マッサ公国 (Ducato di Massa)、教皇国家 (Stato Pontificio)、両シチリア王国 (Regno delle Due Sicilie) などを征服し、イタリアを統一した。

¹⁴ Romano Ugolini, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'età Meiji*, pp. 131-152. 日本語原文についてはウゴリーニ・ロマーノ「明治期における日伊関係」、一六〇—一八〇頁を参照。

¹⁵ Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto. Setaioli italiani in Giappone nella seconda metà dell'Ottocento*, in *Nel'impero del Sol Levante – Viaggiatori, missionari e diplomatici in Giappone. Atti del convegno*, a cura di Adolfo Tamburello, Fondazione Civiltà Bresciana; Camera di Commercio di Brescia, Brescia, 1998, pp. 109-132.

¹⁶ 鹿島守之助『幕末外交：開国と維新』（『日本外交史/鹿島平和研究所編』第一巻）、鹿島研究所出版会、一九七〇年。

¹⁷ 特に、ヴィットリオ・F・アルミニョン (Vittorio F. Arminjon, 一八三〇—一八九七) によって書かれた日記。Vittorio Arminjon, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, R.I.Sordomuti, Genova, 1869 (この一冊は部分的に日本語に翻訳されている：アルミニョン・V・F 著、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』講談社学術文庫、二〇〇〇年。また、一八六六年にアルミニョンと一緒に来日した若い動物学者のエンリーコ・ヒラー・ジリョーリ (Enrico Hillyer Giglioli, 一八四五—一九〇九) が遺した記録。Enrico Hillyer Giglioli, *Viaggio intorno al globo della pirocorvetta italiana Magenta negli anni 1865-66-67-68 sotto il comando del capitano di fregata V.F.Arminjon*, V.Maisner, Milano, 1876.

¹⁸ Archivio Storico Diplomatico del Ministero degli Affari Esteri (Roma), *Fondo Moscatti VI* (Cina e Giappone) : registro lettere in arrivo b.18 (1861-1867) . イタリア外務省歴史外交資料館 (ローマ)、モスカティ文書六 (中国と日本) : 到着文書 b.一八 (一八六一—一八六七)。以下、「ASDMAE, *Moscatti VI*,」などと記す。

¹⁹ 外務省外交史料館、正・続通信全覧、続通信全覧、類輯之部、修好門、条約／伊太利条約一件 (一・ニ・三)。『通信全覧』とともに、『続通信全覧』は幕末の外交関係に関する外交史料集である。特に、『続通信全覧』は『通信全覧』の後をうけて、一八六一年 (文久元) から一八六八年 (慶応四) までの編年文書に、修好・貿易などの事項別部門を加えて外務省が編集・分類したものである。日伊修好通商条約の締結に関する『続通信全覧』のこの一部は、外務省所属の『続通信全覧』(第二五巻)、また本章で参考にした次の文献によっても出版されている：維新史学会編『幕末維新外交史料集成』、第五巻、財政経済學會、一九四四年、三〇二—三四二頁。

²⁰ 本章では『公私日載』と題する外国奉行柴田剛中 (一八二三—一八七七) の日記の日載七 (元治元年一二月ヨリ慶應元年八月ニ至ル、佛英行、リール NO.4、資料 NO.95) と日載九 (慶應元年二月二日ヨリ同三年三月ニ至ル、上阪・上京下坂、リール NO.4、資料 NO.97) を参考にした。日載七は、本章で参考にした次の編集によっても出版されている：君塚進校注「仏英行：柴田剛中日載七・八より」『日本思想大系：西洋見聞集』、第 66 巻、岩波書店、二六一—四七六頁。

²¹ Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto*, p. 111.

²² Mario Romani, *Storia economica d'Italia nel secolo XIX*, Giuffrè, Milano, 1970, pp. 156-157.

²³ Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto*, p. 111.

²⁴ Francesco Zavarese, *Commercio e diplomazia: le occasioni perse dall'Italia con il Giappone negli anni 1873-1889*. Parte I, pp. 60-61.

²⁵ Bruno Caizzi, *La crisi economica del Lombardo-Veneto nel decennio 1850-59*, Società editrice Dante Alighieri, Milano, 1958, p. 208.

²⁶ Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto*, p.111.

²⁷ Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto*, p.112.

²⁸ Alessandro Pestalozza, *I banchi del Giappone: memoria*, Tipografia di Giuseppe Redaelli, Milano, 1864, pp. 9-10.

²⁹ Enrico Hillyer Giglioli, *Viaggio intorno al globo*, p.7.

- ³⁰ Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto*, p. 127.
- ³¹ Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto*, p. 123.
- ³² Romano Ugolini, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'Età Meiji*, p.134.
- ³³ ASDMAE (イタリア外務省歴史外交資料館), *Fondo Moscati VI*, b. 18, f. 7, フェルディナンド・デ・ベルフェッティより、上院議員クリストフォロ・リドルフィ侯爵宛の書簡 (一八六二年六月二日付)。
- ³⁴ Romano Ugolini, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'Età Meiji*, p. 134.
- ³⁵ Claudio Zanier, *Semai*, 2006, p. 40.
- ³⁶ Enrico Hillyer Giglioli, *Viaggio intorno al globo*, p. 6.
- ³⁷ ASDMAE, *Fondo Moscati VI*, b. 18, f. 7, 海軍大臣エフィシオ・クジアより、外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵宛の書簡 (一八六三年五月一七日付)。
- ³⁸ 第二回遣欧使節団についての詳細は次を参照。大塚武松『幕末外交史の研究』、宝文館、一九六七年、七〇—七七頁。
- ³⁹ 鹿島守之助『幕末外交：開国と維新』、一九九頁。
- ⁴⁰ Enrico Hillyer Giglioli, *Viaggio intorno al globo*, pp. 7-8.
- ⁴¹ Enrico Hillyer Giglioli, *Viaggio intorno al globo*, p. 8.
- ⁴² アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、二二頁からの引用。
- ⁴³ Enrico Hillyer Giglioli, *Viaggio intorno al globo*, p. 1.
- ⁴⁴ Claudio Zanier, *Semai*, p. 171.
- ⁴⁵ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、二三頁。
- ⁴⁶ 前掲、二四頁。
- ⁴⁷ 前掲、二六頁。
- ⁴⁸ 外国奉行柴田剛中の使節団についての詳細は次を参照。鳴岩宗三『幕末日本とフランス外交：レオン・ロッシュの選択』、創元社、一九九七年、四八—八四頁。
- ⁴⁹ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、二七—二九頁。
- ⁵⁰ 君塚進校注「仏英行：柴田剛中日載七・八より」、三三一頁からの引用。
- ⁵¹ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、三〇頁からの引用。
- ⁵² 八木正自「Bibliotheca Japonica XLIII：アルミニオン著（イタリア）『日本及び1866年の軍艦マジェンタ号の航海』、『日本古書通信』、二〇〇一年七月（六六号）、一九頁。
- ⁵³ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、三〇頁。
- ⁵⁴ Enrico Hillyer Giglioli, *Viaggio intorno al globo*, pp.438-439.
- ⁵⁵ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、一〇二頁。
- ⁵⁶ レオン・ロッシュ（当時の日本語史料ではロセスと呼ぶ）は一八六四年（元治元）四月二七日に来日した。彼は、長州藩に支援を与えていたイギリスの動きと政策に反対しつつ、政府に接近し、内政と外交性上の助言、六〇〇万ドルの借款などによって、徳川の軍事権力の強化を支持した。鹿島守之助『幕末外交：開国と維新』、二一八頁。
- ⁵⁷ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、六七頁。
- ⁵⁸ 前掲、六八頁。メルメ・カション（日本語の資料で「和春」とも呼ばれている）は一八五五年（安政二）に来日したフランス人の神父であり、日本語に堪能で一八六六年（慶応二）一〇月にかけてフランス公使館で通訳者として務めた。ただ、彼は単なる通訳者ではなく、ロッシュの相談相手や勸告人として幕仏間の協力にも活躍した。カションについての詳細は次を参照。富田仁『メルメ・カション：幕末フランス怪僧伝』、有隣堂、一九八〇年。また、ル・ルー・ブレンダン「通訳・外交官としての宣教師メルメ・カション—日伊条約の交渉を事例に」、荒武賢一郎・池田智恵編第三輯『関西大学文化交渉学教育研究拠点 次世代国際学術フォーラムシリーズ』、二〇一一年三月、学術論文、一一三—一三七頁。
- ⁵⁹ ベルテリ・ジュリオ・アントニオ「明治政府の樹立と駐日イタリア公使・領事の外交活動について ～イタリア側公文書を中心に～」、ICIS 次世代国際学術フォーラムシリーズ第三輯『文化交渉における画期と創造』、二〇一一年四月、学術論文、一〇七頁。

- ⁶⁰ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、七四頁。
- ⁶¹ 前掲、一〇二頁。ちなみに、江戸幕府は、安政五カ国条約によって、江戸・大坂（両都）の開市と新潟・兵庫（両港）の開港を約束していた。だが、幕府が、諸大名の反対をはじめとする国内問題によって、開市開港を延期せざるを得なかった。それは「両都両港開市開港延期問題」として知られている。外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会『日本外交史辞典』、山川出版社、一九九二年、「開市開港問題」一五六頁。
- ⁶² アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、一〇三頁。
- ⁶³ 前掲、一〇五頁。
- ⁶⁴ ちょうど「マジエンタ号」が日本海沖に航海している時に、イタリア王国は、ヴェネツィアおよびヴェネト州を奪取するために、「普墺戦争」を戦っていたプロイセンと同盟を結び、オーストリア帝国に宣戦布告をした。この戦争はイタリア統一のコンテキスト中で「第三次イタリア独立戦争」と呼ばれる。ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「明治政府の樹立と駐日イタリア公使・領事の外交活動について」、九四頁。
- ⁶⁵ クストーツァの戦いはイタリア北部のクストーツァで戦われた「第三次イタリア独立戦争」の戦闘であり、オーストリア帝国軍によってイタリア王国軍は壊滅的な敗北を被った。
- ⁶⁶ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、一五九—一六〇頁。
- ⁶⁷ 維新史学会編『幕末維新外交史料集成』、第五卷、財政経済學會、一九四二—一九四四年、三〇三—三〇四頁。イタリア特命全権大使ヴィットリオ・F・アルミニオン海軍中佐より、幕府の外国事務執政宛の書簡（一八六六年七月二日付）。
- ⁶⁸ 前掲、三〇四頁。
- ⁶⁹ 前掲、三〇三—三〇四頁からの引用。
- ⁷⁰ 前掲、三〇四—三〇五頁。駐日フランス公使レオン・ロッシュより、幕府の外国事務執政宛の書簡（一八六六年七月一三日付）。
- ⁷¹ 前掲、三〇五頁からの引用。
- ⁷² 前掲、三一〇頁。駐日フランス公使レオン・ロッシュより、御老中宛の書簡（一八六六年七月二日付）。
- ⁷³ 鹿島守之助『幕末外交：開国と維新』、一九八頁。
- ⁷⁴ 維新史学会編『幕末維新外交史料集成』、第五卷、二九四頁。駐日オランダ一等総領事ポルスブルックより、御老中宛の書簡（一八六五年六月一五日付）。
- ⁷⁵ 前掲、二九五頁。御老中より、駐日オランダ一等総領事ポルスブルック宛の書簡（一八六五年六月二〇日付）。
- ⁷⁶ 前掲、三〇二頁。柴田日向守より、メルメ・カション宛の書簡（一八六六年七月一〇日付）。
- ⁷⁷ 前掲、三〇二頁からの引用。
- ⁷⁸ 神戸市公文書館『公私日載』、第九卷（柴田剛中文書、リールNO.4、資料NO.97）、慶応二年六月三日（一八六六年七月一四日）。
- ⁷⁹ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、一〇七—一〇八頁。
- ⁸⁰ 前掲、一〇四頁。「ロンドン覚書」についての詳細は次を参照。『日本外交史辞典』、「ロンドン覚書」一〇八五—一〇八六頁。
- ⁸¹ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、一〇二頁。
- ⁸² 前掲、一〇八頁。
- ⁸³ 即ち、イギリス、フランス、オランダ、アメリカである。一八六五年（慶応元）一月に起こった「兵庫開港要求事件」の際、その四カ国の連合艦隊が兵庫沖に侵入し、下関戦争のための報酬として一八六八年一月一日までの大坂・兵庫の開市開港を強く要求したものである。
- ⁸⁴ アルミニオン・V・F、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、一〇五頁。

- ⁸⁵ 前掲。
- ⁸⁶ 前掲、一〇八頁。
- ⁸⁷ 維新史学会編『幕末維新外交史料集成』、第五卷、三〇八—三一〇頁。外国奉行より、将軍徳川家茂宛の「伊太利国へ条約御取結之儀に付申上候書付」(一八六六年七月一八日付)。
- ⁸⁸ 前掲、三〇七—三〇八頁。仏国カシオンより、外国奉行宛の「佛国公使より申立候大意」(一八六六年七月一七日付)。
- ⁸⁹ 前掲、三〇九頁。外国奉行より、将軍徳川家茂宛の「伊太利国へ条約御取結之儀に付申上候書付」(一八六六年七月一八日付)。
- ⁹⁰ 前掲、三〇九頁。
- ⁹¹ 前掲。ちなみに、幕府は、イタリアとの条約に次いでデンマークとの条約を締結することになった際に、交渉を開けずに日伊条約と全く同一である条約をデンマークの代表者に締結させた。鹿島守之助『幕末外交：開国と維新』、二〇一頁。
- ⁹² 維新史学会編『幕末維新外交史料集成』、第五卷、三〇九頁。外国奉行より、将軍徳川家茂宛の「伊太利国へ条約御取結之儀に付申上候書付」(一八六六年七月一八日付)。
- ⁹³ 前掲、三一五—三一六頁。老中より、イタリア特命全権大使ヴィットリオ・F・アルミニオン海軍中佐宛の書簡(一八六六年八月五日付)。
- ⁹⁴ 外務省記録局「日伊修好通商条約(和文・仏文・伊文)」『締盟各国条約彙纂』、第一編、一八八四年、四七七—五〇四頁。
- ⁹⁵ 維新史学会編『幕末維新外交史料集成』、第五卷、三〇七—三〇八頁。仏国カシオンより、外国奉行宛の「佛国公使より申立候大意」(一八六六年七月一七日付)。
- ⁹⁶ 八木正自「Bibliotheca Japonica XLIII」、一九頁。
- ⁹⁷ 外務省記録局「日伊修好通商条約(和文・仏文・伊文)」、四七八頁。
- ⁹⁸ 前掲、四七八—四七九頁。
- ⁹⁹ アルミニオン・V・F 著、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』、一〇五頁。
- ¹⁰⁰ 外務省記録局「日伊修好通商条約(和文・仏文・伊文)」、四八六頁。
- ¹⁰¹ 改税約書(「江戸協約としても知られている」とは、慶応二年五月一三日にイギリス、フランス、アメリカ合衆国、オランダの4カ国と江戸幕府の間に締結され、一八五八年(安政二)の修好通商条約を補完する協約であった。『日本外交史辞典』、「改税約書」一五七一—一五八頁。
- ¹⁰² 鹿島守之助『幕末外交：開国と維新』、二〇〇頁。
- ¹⁰³ 外務省記録局「日伊修好通商条約(和文・仏文・伊文)」、五〇二—五〇三頁。
- ¹⁰⁴ 前掲、五〇二頁。
- ¹⁰⁵ 前掲、五〇三頁。
- ¹⁰⁶ Adolfo Tamburello, *I trattati delle potenze occidentali col Giappone*, in *Il Giappone*, vol. XXXI [1991], p. 187.
- ¹⁰⁷ Enrico Hillyer Giglioli, *Viaggio intorno al globo*, p.465.
- ¹⁰⁸ ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「明治初期の日伊蚕卵貿易関係における第二次駐日イタリア全権公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵の役割(1870-1877)」、OUKA (URL: <http://hdl.handle.net/11094/51195>)、二〇〇七年、二五頁からの引用。
- ¹⁰⁹ Carlo Orio, *Gli urgenti bisogni della sericoltura italiana al Giappone*, in “Bollettino della Società geografica italiana”, V (1870), parte II, p. 117.
- ¹¹⁰ 実は、徳川幕府や、その後、明治政府によるその禁止は、農村地域における外国人の無差別流入が日本国内の生産活動を損なう恐れがあるという理解できる懸念に正当化されていた。特に、日本の当局は、他国ですでに起こったように、フランスやイタリア蚕種商人がヨーロッパからの感染した蚕種子を使った実験によって日本でも「微粒子病」を拡散させることを恐れていた。Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto*, pp. 128-129.

¹¹¹ 外務省記録局「日伊修好通商条約（和文・仏文・伊文）」、四八六頁。

[第二章]

¹¹² ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵と外国人内地旅行問題について—明治初期の日伊外交貿易関係を軸に—」、『日本語・日本文化』、学術論文、第三三号（二〇〇七年五月）、五五—八一頁。

¹¹³ ウゴリーニ・ロマーノ「イタリアの岩倉使節団：日伊関係黄金時代（一八七三～一八九六）のあけぼの」、岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会、一九九七年、一六七—二〇二頁。

¹¹⁴ 石井孝『明治初期の国際関係』、吉川弘文館、一九七七年。

¹¹⁵ Archivio Storico Diplomatico del Ministero degli Affari Esteri (Roma), *Fondo Moscati VI* (Cina e Giappone) : registro lettere in arrivo b.1288 (1868-1873), registro copia lettere in partenza b.130 (1867-1886). イタリア外務省歴史外交資料館（ローマ）、モスカーティ文書（中国と日本）：到着文書 b.一二八八（一八六八—一八七三年）、出発文書 b.一三〇（一八六七—一八八六年）。以下、「ASDMAE, *Moscati VI*,」などと記す。

¹¹⁶ Archivio Centrale dello Stato (Roma), Archivi di Famiglie e Personale: Fondo Visconti Venosta 1859-1906, b.5, pacco 11, f.7. イタリア国立古文書館、ヴィスコンティ・ヴェノスタ文書（1859-1906年）、b.5, p.11, f.7. 以下、「ACS, Fondo Visconti Venosta,」などと記す。

¹¹⁷ 外務省外交史料館、三・九・四・一五「帝国在留外国人治外法権享有ニ基キ内地旅行開放請求ニ関シ在本邦各国公使ト交渉一件」（第一巻・第二巻・第三巻）、そして三・九・四・九「外国人内地旅行関係雑件」（第一巻・第二巻・第三巻）。また、本章では、日本学術振興会（編集）『日本外交文書』（特に、第六巻と第七巻）、日本外交文書頒布会、一九三九年を参考にした。

¹¹⁸ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-035-01、記 00507100（簿冊標題：「記録材料・各国条約改定附大使巡行・乾」）、そして本館-2A-035-01、記 00508100（簿冊標題：「記録材料・各国条約改定附大使巡行・坤」）。

¹¹⁹ イタリア外務省歴史外交資料館（ASDMAE）にある *Bollettino Consolare*（『領事会報』）、vol. IX/1° parte, Libreria dei Fratelli Bocca, 1872, pp. 231-232.

¹²⁰ Claudio Zanier, *Ricchezze e splendori di un mondo fluttuante. Setaioli italiani in Giappone dal 1863 al 1880*, in *Italia - Giappone: 450 anni*, Istituto italiano per l'Africa e l'Oriente, Roma-Napoli, 2003, p.93.

¹²¹ *Bollettino Consolare*（『領事会報』）、vol. IX/1° parte, pp. 265-367.

¹²² Claudio Zanier, *Semai*, pp. 143-144.

¹²³ *Bollettino Consolare*（『領事会報』）、vol. IX/1° parte, pp. 268-369.

¹²⁴ Claudio Zanier, *Ricchezze e splendori di un mondo fluttuante*, p. 95.

¹²⁵ 外務省記録局「日伊修好通商条約（和文・仏文・伊文）」、四七八—四七九頁。

¹²⁶ Carlo Orio, *Gli urgenti bisogni della sericoltura italiana al Giappone*, p. 117.

¹²⁷ Claudio Zanier, *Alla ricerca del seme perduto*, pp. 128-129.

¹²⁸ Luciano Pigorini, *La R. Stazione Bacologica Sperimentale di Padova*, in “La scienza per tutti”, XXV (1918), Stabilimento Grafico Mattarelli, Milano, p. 67.

¹²⁹ 前掲。

¹³⁰ この使節についての詳細は次を参照。Pietro Savio, *La prima spedizione italiana nell'interno del Giappone e nei centri sericoli effettuate nel mese di giugno dell'anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte de La Tour*, E. Treves, Milano, 1870. この一冊は岩倉翔子氏によって日本語に翻訳されている。ピエトロ・サヴィオ著、岩倉翔子訳「一八六九年六月ドウ・ラ・トゥール伯爵閣下により実施された、日本の内陸部と養蚕地帯におけるイタリア人最初の調査旅行—詳細な旅行記と養蚕・農業・農作物の特殊情報に関する詳記」、『就実大学史学論集』

第二一号、二〇〇六年、六九一一二一頁。

¹³¹ おそらくその原因は、イタリアが、日本の内政に干渉することなく、日本蚕種の大規模な購入を通じて、日本経済に利益をもたらしていたからである。確かに、イタリアと同じように、フランスも日本から大量の蚕卵を輸入していたが、幕末に徳川幕府を支援したため、イタリアより以前に同様の許可を数回要求したにもかかわらず、その許可を明治政府から得られなかった。Claudio Zanier, *Semai, setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, p. 188.

¹³² ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「明治初期の日伊蚕卵貿易関係における第二次駐日イタリア全権公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵の役割（一八七〇—一八七七）」、五〇—五一頁。

¹³³ 前掲、五二—五九頁。

¹³⁴ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-035-01、記 00507100、「伊太利代理公使ヨリ条約改定ノ儀ノ書簡」、明治四年四月一日、マイクロフィルム No. 004100, pos. 0729.

¹³⁵ 前掲。

¹³⁶ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-035-01、記 00507100、「於外務省澤外務卿伊太利公使エ条約改定談判書抜」、明治四年四月二九日、マイクロフィルム No. 004100, pos. 0729.

¹³⁷ Claudio Zanier, *Semai*, p. 323.

¹³⁸ Renata Stradiotti, *Fe'D'Ostiani e la sua attività di mediazione, in Italiani nel Giappone Meiji (1868-1912): atti del Convegno internazionale bilaterale (Roma, 8-11 novembre 2000)*, Centro stampa Università, Roma, 2007 年, p. 82.

¹³⁹ 明治政府からフェ・ドスティアーニ伯爵が得た内地旅行の許可についての詳細は次を参照。ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵と外国人内地旅行問題について—明治初期の日伊外交貿易関係を軸に—」、六〇—六三頁。

¹⁴⁰ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、日本外交文書頒布会、一九四一年、四六—四七頁。

¹⁴¹ 前掲、二〇四—二〇六。

¹⁴² ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵と外国人内地旅行問題について—明治初期の日伊外交貿易関係を軸に—」、六三頁。

¹⁴³ 日本学術振興会（編集）『日本外交文書』第六巻（明治六年）、六五—六五二頁。

¹⁴⁴ 前掲、六五一頁。

¹⁴⁵ 前掲。

¹⁴⁶ 前掲、六五一頁からの引用。

¹⁴⁷ 前掲、六五—六五二頁。

¹⁴⁸ 前掲、六五二頁。

¹⁴⁹ 前掲。

¹⁵⁰ 前掲、六五三頁からの引用。

¹⁵¹ 鹿島守之助『条約改正問題』（『日本外交史/鹿島平和研究所編』第二巻）、二五五頁。

¹⁵² フェ・ドスティアーニ伯爵の提案の阻止についての詳細は次を参照。石井孝『明治初期の国際関係』、一〇〇—一〇八頁。

¹⁵³ Claudio Zanier, *Semai*, p. 60.

¹⁵⁴ Antonio Puri Purini, *Primi approcci diplomatici fra l'Italia e il Giappone*, p. 85.

¹⁵⁵ ASDMAE, *Fondo Moscati VI*, b. 612, イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵より、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵宛の書簡（一八六七年三月六日付）。

¹⁵⁶ Federico Chabod, *Storia della politica estera italiana: dal 1870 al 1896*（『イタリア外交政策の歴史：1870年から1896年にかけて』）, Laterza, Bari, 1951, pp. 533-534.

¹⁵⁷ *Atti del Parlamento italiano* (『イタリア王国の議会会議録』), Camera dei deputati, sessione del 1876-1877, XIII legislatura: Dal 14 marzo al 9 maggio, Volume 3, Per gli eredi Botta, Roma, 1877, p. 2687. [...] io credo che la sola politica che ci convenga è una politica prudente, leale, scevra da ogni spirito di avventure, che faccia considerare il vantaggio e l'utilità per gli interessi europei della presenza e dell'azione morale di questo giovane Stato nel concerto delle grandi potenze. Io credo che solo per questa via l'Italia potrà consolidare la sua situazione internazionale, potrà renderla sicura nel presente e nell'avvenire, ottenere il vantaggio di fidei alleanze ed amicizie ed assicurarsi quella legittima influenza che ogni popolo ha ragione di ambire [...]. 拙訳。

¹⁵⁸ ウゴリーニ・ロマーノ「イタリアの岩倉使節団：日伊関係黄金時代（一八七三～一八九六）のあけぼの」、一七二頁。

¹⁵⁹ ヴェノスタ外務大臣と岩倉使節団間の会見についての詳細は次を参照。国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-035-01、記 00508100、「明治六年五月十八日伊太利国羅馬府於外務省岩倉大使同国外務卿エ応接記ノ内条約改正談判抜萃」、明治六年五月、マイクロフィルム No. 004100, pos. 0949～0952。そして、日本学術振興会（編集）『日本外交文書』第六卷（明治六年）、一〇一—一〇三頁。

¹⁶⁰ 日本学術振興会（編集）『日本外交文書』第六卷（明治六年）、一〇二頁からの引用。

¹⁶¹ 前掲、一〇三頁からの引用。

¹⁶² 前掲、四五—四八頁。

¹⁶³ 前掲、四七頁。

¹⁶⁴ 前掲、四六頁。

¹⁶⁵ 前掲、四七頁からの引用。

¹⁶⁶ バルツァリーノ・リッタ伯爵は一八三二年五月一九日にミラノで生まれた。一八五九年一月から一八六〇年三月までの間、無報酬でミラノの県庁に務めた。その後、一八六二年から一八七二年にかけてリッタ伯爵は、イスタンブル、バーデン、シュトゥットガルト、ストックホルム、ベルリンなどにおいてイタリア王国の外交官としての務めを果たした。次いで、一八七二年一月に駐日イタリア代理公使に任命され、一八七四年九月の特派全権公使フェ・ドスティアーニ伯爵の帰日までの間、在東京イタリア公使館を指揮した。その後、一八七五年三月一三に弁理公使としてワシントンにおける在米イタリア大使館に派遣された。その勤務中一八八〇年三月四日に死亡した。Fabio Grassi, *La formazione della diplomazia nazionale (1861-1915). Repertorio bio-bibliografico dei funzionari del Ministero degli Affari Esteri*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, pp. 527-528.

¹⁶⁷ ACS, *Fondo Visconti Venosta 1859-1906*, b.5, pacco 11, f.7, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ侯爵宛の書簡（一八七三年七月三〇日付）。

¹⁶⁸ 前掲。[...] Egli, separandosi tutt'affatto dagli altri colleghi, e facendo come egli soleva dire, una politica garibaldina, ha rovinato se stesso, compromesso la dignità della Legazione e, è duro a dirsi, negletto gli interessi politici dell'Italia nell'estremo oriente, senza far nulla per gli interessi commerciali [...]. 拙訳。

¹⁶⁹ 前掲。

¹⁷⁰ 外務省外交史料館、三・九・四・一五、「内地旅行ノ義ニ付云々申越ス」、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、外務卿副島種臣宛の書簡（一八七三年七月二六日付）。

¹⁷¹ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年六月二五日付）。

¹⁷² 前掲。

¹⁷³ 前掲。[...] Dopo la revisione dei trattati, la politica europea nell'estremo Oriente entrerà essa pure in una nuova fase. Sarà forse nell'interesse nostro che anche per l'occasione si stabilisca e si consolidi l'influenza di una sola potenza, od anche di due o tre potenze collettivamente all'infuori

dell'Italia? Non lo penso. Non ammetto nemmeno che noi rinunciando al vanto di aver contribuito noi pure, anche in minima parte, a portare la civiltà in questi paesi, e se fosse troppo azzardare il combattere od il volersi mettere al livello dell'influenza di qualche altra potenza, parmi però che a noi potrebbe essere riservata la parte di tenere in bilico l'influenza di potenze gelose [...]. Colla proficua revisione dei trattati, noi saremo necessariamente chiamati con le altre potenze a discutere alcune questioni di principio, direi quasi di politica generale, in cui vedremo sino a qual punto sia giunta la nostra influenza: qualunque sia il cammino da noi fatto, parmi quella sarebbe l'opportunità per sortire dalla saggia politica di osservazione ed iniziarne una meno prudente ma più attiva. Noi che non siamo guidati come l'Inghilterra, dal timore di perdere i suoi capitali, non stimolati come la Germania dall'ambizione di volere a qualunque costo soppiantare anche fuori di Europa l'influenza dei suoi rivali, non costretti come la Francia dalla dolorosa necessità di impedire che troppo a lungo qui risuoni l'eco dei suoi rovesci, noi potremmo sostenere una parte imparziale e disinteressata, e come ho detto più sopra, camminare con gli altri [...]. È a queste condizioni soltanto che noi avremmo qui il posto che ci compete come ad una delle grandi potenze europee [...]. 拙訳。

¹⁷⁴ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年七月九日付）。

¹⁷⁵ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年七月三〇日付）。

¹⁷⁶ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1130, イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタより、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵宛の書簡（一八七三年一月二日付）。

¹⁷⁷ ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵と外国人内地旅行問題について—明治初期の日伊外交貿易関係を軸に—」、七二—七三頁。

¹⁷⁸ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年一月九日付）。[...] questione dell'ammissione dei forestieri nell'interno del Giappone, questione che col Soyedjima aveva fatto molto progresso, ma che col Terashima non solo rimane stazionaria, ma anzi pare che indietreggi. [...]. 拙訳。

¹⁷⁹ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』別冊会議録、一九五〇年、日本外交文書頒布会、一三二頁。

¹⁸⁰ 日本学術振興会（編集）『日本外交文書』第七卷（明治七年）、六二〇頁。

¹⁸¹ 外務省外交史料館、三・九・四・九「外国人内地旅行関係雑件」（第一卷・第二卷・第三卷）。

¹⁸² Romano Ugolini, *La missione Iwakura in Italia: l'inizio del periodo aureo nelle relazioni italo-giapponesi (1873-1896)*, in *Il Giappone scopre l'Occidente: una missione diplomatica (1871-73)*, Carte segrete, Roma, 1994, p. 27.

[第三章]

¹⁸³ Gigi Speroni, *I Savoia scomodi. I Duchi D'Aosta*, Rusconi Libri, Milano, 1999, p. 99.

¹⁸⁴ Caroline Marsh, *Un' americana alla corte dei Savoia: il diario dell'ambasciatrice degli Stati Uniti in Italia dal 1861 al 1865*, Allemandi, Torino, 2004, p.90.

¹⁸⁵ Riccardo Truffi, *Dall'archivio del Conte Dal Verme. Lettere di S.A.R. Tommaso di Savoia, Duca di Genova e di S.A.R. Elisabetta, Duchessa di Genova Madre*, in “Bollettino della Società Pavese di Storia Patria”, a. XXXIV (1934), fasc. I-IV, p. 184.

¹⁸⁶ サルデーニャ王国によってイタリアの統一がなされた後、同国はイタリア王国と名を改め、統一以前に存在した旧国家（サルデーニャ王国、ナポリ王国、トスカーナ大公国および教皇領）の海軍部隊を統合し、一八六一年（文久元）三月一七日にイタリア王立海軍を組織した。Giuse Scalva, *Tommaso di Savoia Duca di Genova, la storia e la vita di un principe marinaio*, in *Il Castello di Agliè. Gli anni dei duchi di Genova. I Viaggi di Tommaso: l'India*,

Edizioni Nautilus, Torino, 2009, p. 35.

¹⁸⁷ Giuse Scalva, *Tommaso di Savoia Duca di Genova*, p. 33.

¹⁸⁸ Fausto Leva, *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina*, U.S.M.M (Ufficio Storico della Marina militare), Roma, 1992, p.150.

¹⁸⁹ Ferdinando Sanfelice di Monteforte, *I Savoia e il mare*, Rubbettino, Catanzaro, 2009, pp. 11-12.

¹⁹⁰ Ferdinando Sanfelice di Monteforte, *I Savoia e il mare*, p. 142.

¹⁹¹ Fausto Leva, *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina*, p. 150.

¹⁹² Gildo Fossati, *Missione navale italiana in Giappone (agosto-novembre 1873): lettera di Camillo Candiani alla sorella in Piemonte*, in *Giappone, mito e realtà. Atti del XVIII Convegno di studi sul Giappone (Merano, 27-30 ottobre 1994)*, AISTUGIA, Bolzano, pp. 213-229.

¹⁹³ Paolo Puddinu, *Tre viaggiatori italiani nel Giappone del Primo Periodo Meiji*, in *Italiani nel Giappone Meiji (1868-1912). Atti Convegno Internazionale*, a cura di T. Ciapparoni La Rocca, Centro stampa Università, Roma, 2000, pp. 113-130.

¹⁹⁴ Romano Ugolini, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'età Meiji*, pp. 131-152. 日本語原文についてはウゴリーニ・ロマーノ「明治期における日伊関係」、一六〇—一八〇頁を参照。

¹⁹⁵ Francesco Zavarese, *Commercio e diplomazia*, pp.57-81.

¹⁹⁶ 児玉定子『宮廷柳営豪商町人の食事誌』、築地書館、一九八五年。

¹⁹⁷ 中山和芳『ミカドの外交儀礼：明治天皇の時代』、朝日新聞社、二〇〇七年。

¹⁹⁸ 『明治天皇紀』三巻、明治六年九月一日条～一〇月一三日条、宮内庁編、一九六九年、一二四～一二八頁。

¹⁹⁹ 特に、一八七三年五月から一月にかけてローマ外務省と在日イタリア外交官の間でやり取りされていた公式な報告書を活用する。この公式な報告書が、前書でも活用した ASDMAE, *Moscato VI*, b.1288 と b.130 の中に保存されている。以下、「ASDMAE, *Moscato VI*,」などと記す。

²⁰⁰ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_一「外国貴賓ノ来朝関係雑件 伊国ノ部 伊国ジックゼーブ親王来遊ノ件 第単巻 自明治六年八月至九年六月」、そして六-四-四-一_九_一_一「外国貴賓ノ来朝関係雑件 伊国ノ部 ジュック・ド・ゼーヌ殿下来遊ノ件 調書 第一巻・第二巻 自明治六年」。

²⁰¹ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00284100（簿冊標題：「太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第六十二巻・外国交際五・外人参朝及贈遺三」）、そして本館-2A-009-00、公 00820100（簿冊標題：「公文録・明治六年・第八十九巻・明治六年十一月・宮内省伺」）。

²⁰² 宮内公文書館、六三三三〇「式部寮 明治六年 外賓接待録一 伊太利国皇族来航の部 式部職」。

²⁰³ ロシア皇帝アレクサンドル二世の第五子、アレクセイ・アレクサンドロヴィチ・ロマノフ (Aleksej Aleksandrovič Romanov, 一八五〇—一九〇八) は一八七二年（明治五）一〇月の終わりに来日し、一一月一七日に明治天皇と謁見した。アレクセイ大公による訪日についての詳細は次を参照。ゴレグリヤード・ウラジスラフ「露日交流史から—アレクセイ大公の日本訪問」『今日のソ連邦』三二巻、一四号、一九八九年、五六—六二頁。

²⁰⁴ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年五月二日付）。

²⁰⁵ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年五月二日付）。[...] Allorché io mi trovavo ancora in Europa ebbi occasione di leggere in alcuni periodici che S.A.R. il Duca di Genova, a bordo della “Garibaldi”, legno della R. Marina, nel suo viaggio di circumnavigazione avrebbe toccato questo porto, [...] io bramerei che l’Eccellenza Vostra mi desse le opportune istruzioni sul da farsi in quella circostanza[...]. A me pare che la stretta osservanza dell’incognito non faccia a caso nostro. Abbiamo il recentissimo precedente del Granduca Alessio, e

non saprei per quale motivo un principe nostro avesse a sottrarsi alle cortesie del Mikado, le quali oltre a essere una conferma dei buoni rapporti esistenti fra i due paesi, servirebbero ad aumentare il nostro prestigio in questi paesi e a dare maggior risalto alla nostra colonia. [...] 拙訳。

²⁰⁶ ウゴリーニ・ロマーノ「イタリアの岩倉使節団：日伊関係黄金時代（一八七三～一八九六）のあけぼの」、一九三頁。

²⁰⁷ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年五月二八日付）。

²⁰⁸ ウゴリーニ・ロマーノ「明治期における日伊関係」、一六九—一七〇頁。

²⁰⁹ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1130, イタリア外務省総務局長イサッコ・アルトムより、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵宛の書簡（一八七三年七月八日付）。

²¹⁰ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1130, イタリア外務省総務局長イサッコ・アルトムより、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵宛の書簡（一八七三年七月八日付）。[...] Io debbo a questo riguardo farle sapere che quando S.A.R. il duca di Genova si è imbarcato sulla Corvetta Garibaldi il Ministero è stato avvisato che a bordo S.A. farebbe la vita del semplice ufficiale di marina e che solamente sbarcato per le visite che personalmente vorrà fare, S.A.R. ripiglierà il suo grado di Principe del sangue. Il Confronto fra il Granduca Alessio di Russia ed il nostro Principe non potrebbe quindi essere la norma determinante la condotta da tenere in questa occorrenza e il G. Duca, figlio dello Czar, era accompagnato da un'intera squadra, viaggiava come Principe, ed il viaggio aveva un senso politico interessando alla Russia di definire le sue questioni territoriali col Giappone. Il P.pe Tommaso fa invece un viaggio di semplice istruzione. Il legno sul quale è imbarcato non deve esser disposto per ricevimenti, ed egli non deroga alla regola dell'incognito che quando la convenienza assolutamente lo richieda. [...] 拙訳。

²¹¹ ウゴリーニ・ロマーノ「イタリアの岩倉使節団：日伊関係黄金時代（一八七三～一八九六）のあけぼの」、一九三頁。

²¹² ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年八月二七日付）。

²¹³ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九一、「伊国皇帝ノ甥「ジュックドジェーブ」公横浜港到着可有之旨報知書翰」、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、外務卿副島種臣宛の書簡（一八七三年八月一日付）。

²¹⁴ 前掲。

²¹⁵ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族渡来接遇方達・二条」、明治六年八月二二日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0283~0284。

²¹⁶ 前掲。

²¹⁷ イギリス女王ヴィクトリアの次男、エディンバラ公アルフレッド・アーネスト・アルバート（一八四四—一九〇〇）は一八六九年（明治二）八月二十九日に来日し、その三日後、明治天皇に謁見した。エディンバラ公による訪日についての詳細は次を参照。内山正熊「明治宮廷外交の沿革—明治二年の英国王子来朝を起点として」『法学研究』五〇巻、一二号、一九七七年、四三—七三頁。

²¹⁸ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族渡来接遇方達・二条」、明治六年八月二二日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0283~0284。

²¹⁹ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九一、「伊国皇帝ノ甥「ジュックドジェーブ」公横浜港到着可有之旨報知書翰」、外務卿副島種臣より、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵宛の書簡（一八七三年八月二〇日付）。

²²⁰ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族渡来接遇方達・二条」、明治六年八月二二日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0285。

²²¹ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族横濱着ノ節祝砲・二条」、明治六年八月二四日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0288。

²²² 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族横濱着

- ノ節祝砲・二条」、明治六年八月二四日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0290。
- ²²³ 国立公文書館 (マイクロ資料)、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族横浜着ノ節祝砲・二条」、明治六年八月二四日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0289。
- ²²⁴ 国立公文書館 (マイクロ資料)、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族渡来出京ノ節鉄道頭迎引」、明治六年八月二四日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0286。
- ²²⁵ 宮内卿徳大寺実則 (一八四〇—一九一九)。
- ²²⁶ 侍従長東久世通禧 (一八三四—一九一二)。
- ²²⁷ 国立公文書館 (マイクロ資料)、本館-2A-009-00、太 00284100、「宮内卿侍従長接伴御用掛」、明治六年八月二四日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0288。
- ²²⁸ 有栖川宮熾仁親王 (一八三五—一八九五)。
- ²²⁹ 東伏見宮依仁親王 (一八六七—一九二二)。
- ²³⁰ 華頂宮博経親王 (一八五一—一八七六)。
- ²³¹ 国立公文書館 (マイクロ資料)、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族着京ノ日有栖川東伏見宮尋問」、明治六年八月二四日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0291～0292。
- ²³² 国立公文書館 (マイクロ資料)、本館-2A-009-00、太 00284100、「伊太利国王族接待費処分・三条」、明治六年八月二四日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0312～0313。
- ²³³ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_一、「プリンストマス殿下横浜来着旨并ニ日本皇帝殿下東京御帰着ヲ待チ上陸等ノ日限ヲ定メベキ旨申越ス」、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、外務卿副島種臣宛の書簡 (一八七三年八月二四日付)。
- ²³⁴ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_一、「来ル三十一日プリンストマス殿下横浜上陸相成候趣申越」、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、外務卿副島種臣宛の書簡 (一八七三年八月二六日付)。
- ²³⁵ 宮内公文書館、六三三三〇、「伊太里国プリンス横浜上陸ヨリノ手續 八月三—日九月一日」。この手続きは以下の通りである。
- 一東久世侍従長、坊城式部頭、我軍艦々長、外務丞神、秦川縣今等大礼服午前第十時半迄ニ伊太里軍艦へ相越プリンス (ジェノヴァ公) ヲ迎引侍従長勅令ヲ傳候事
 - 一第十一時、伊太利軍艦ニテ王族旗ヲ顕揚セル時、神奈川砲墩ニハ彼国旗ヲ引揚我軍艦ニ信号旗ヲ揚飾シ、砲墩共軍艦ヨリ祝砲廿一打發ノ事
 - 一即刻プリンス端艇へ移乗ノ事
 - 一侍従長以下水路前導ノ事
 - 一我軍艦士官水路護送ノ事
 - 一埠頭へ兵卒半小隊整列ノ事
 - 一同所ヨリプリンス馬車 此馬車外務省用意聖止御石馬車ナリ、彼我隨從馬車ニテスターションへ到ル。但神奈川縣今前導ニテ同所迄送ル
 - 一海軍右将埠頭へ出迎、同所スターション迄見送ノ事
 - 一スターション柵内へ兵卒半小隊整列ノ事
 - 一同所へ移通頭出迎新橋スターション迄迎ノ事
 - 一十二時別仕立ニテ接伴掛附從發車ノ事
 - 但御召車一輛上中下并荷車等都合五輛設備ノ事
 - 一新橋スターションへ東伏見宮殿下徳大寺宮内卿外務官員東京府知事出迎ノ事
 - 一於同所東伏見宮殿下ト御対面ノ事
 - 但雙方家今引合ノ事
 - 一宮内御其他一同面晤ノ事
 - 一同所ヨリ東伏見宮殿下御同車延遼館へ御誘引東京府知事前導接伴掛附從ノ事
 - 一同所構内へ兵卒半小隊整列延遼館大手門前へ半小隊整列ノ事
 - 一延遼館へ諸宮殿下太政大臣外務卿待受ノ事

- 一午後第三時赤坂 皇居へ参上ノ事
- 一プリンス歸館ノ上爲御尋問延遼館へ臨幸ノ事
- 但時期晩景ニ及へハ翌朝 臨幸ノ事
- 一各省長官御翌日ハ時ヨリ十時迄ノ間ニ御尋問ノ事

²³⁶ 宮内公文書館、六三三三〇、「伊太利国プリンスウイクルトサワージウツクデジェン参 内式」。この式次第を以下に挙げよう。

- 一九月一日軍艦へ王旗ヲ顕揚シ即日上陸出府第三時参 内之事
- 一当日官員大礼服着用之事
- 但所持無之者ハ小礼服代用之事
- 一参 内御名車ヲ以テ被迎之事
- 一侍従長東久世通禧為誘導延遼館ヨリ同車参乗之事
- 但外務省官員随従之事
- 一騎兵一小隊前後警衛之事
- 一市街邏卒固之
- 道筋
- 延遼館ヨリ塩留橋ヲ渡リ二葉町通り、幸橋御門ヲ入り、東京府脇ヨリ外務省前通り、櫻田・御門前ヨリ左へ三宅坂ヲ上リ、半象御門前ヨリ麴町通り四ツ、谷御門ヲ出左リへ
- 皇居
- 但歸途同上
- 一乗車赤坂 皇居ニ到ル騎兵大御門外ニ駐ル事
- 一大御門内ニ近衛兵半大隊整列之事
- 一諸御門内通行ノ節番兵棒銃之事
- 一軍寄ヨリ昇殿之事
- 但公使以上同昇殿之事
- 一式部頭出迎
- 一有栖川親王同所ニ出迎玉フプリンス大廣間ニ到ル
- 主上同間入口ニ出迎玉ヒ、引テ上段ニ昇リ立玉フプリンス進ミ上リ、少シク退立ス。有栖川親王同ク上リ、対立シ玉フ。太政大臣、外務卿、宮内卿、侍従長式部頭中段ニ侍立ス。ミニストルリッタ、アジュタント何某同ク列立ス。随従士官等入側ニ列ス
- 一御對話如平常
- 一プリンスアジダント之名ヲ披露ス。アジュダント進テご揖拜ス
- 一御會釋アリ
- 一ミニストルへ 御意アリ
- 一更ニプリンスヲ御誘引内宮ニ入ラセラル。有栖川親王并、外務卿太政大臣以下随テ参入ス。ミニストル、アジュタント同参進ス
- 但士宮ハ此時休所ニ退入
- 一皇后宮 御対顔アリ各椅子ヲ賜リ侍座ス
- 一茶菓ヲ饗ス臣下ニ賜之
- 一プリンスヲ誘ヒ中庭ヲ散歩シ玉フ事
- 一退出ノ礼如参 内之時

²³⁷ 『明治天皇紀』三卷、一二四頁。

²³⁸ 延遼館は日本初の西洋風石造建築物である。幕末に幕府の海軍施設として現在の浜離宮恩賜庭園に建てられており、明治初期に国賓向けの迎賓館になった。ジェノヴァ公の前に来日したイギリス王子アルフレッドとロシア皇子アレクセイ公も延遼館に滞在した。

²³⁹ 『明治天皇紀』三卷、一二四頁。

- ²⁴⁰ 前掲。一二五頁からの引用。
- ²⁴¹ 宮内公文書館、六三三三〇、「伊太里国プリンス横浜上陸ヨリノ手續 八月三一日九月一日」。
- ²⁴² 『明治天皇紀』三卷、一二五頁。
- ²⁴³ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00284100、「滞留中参議各省長官尋問」、明治六年八月二八日、マイクロフィルム No. 003400, pos. 0292~0293。
- ²⁴⁴ 『明治天皇紀』三卷、一二六頁からの引用。
- ²⁴⁵ 前掲。一二六頁からの引用。
- ²⁴⁶ 中山和芳『ミカドの外交儀礼：明治天皇の時代』、一四〇頁からの引用。
- ²⁴⁷ 児玉定子『宮廷柳営豪商町人の食事誌』、二一七頁からの引用。
- ²⁴⁸ ASDMAE, *Moscatti VI*, b.1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一九七三年九月九日付）。[...] *Era la prima volta che i diplomatici qui accreditati sedevano a banchetto col Mikado.* [...] 拙訳。
- ²⁴⁹ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_一、「ジックドジェーブ親王殿下我国発程ニ付天皇陛下へ謁見致シ度掛合」、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、外務卿副島種臣宛の書簡（一八七三年一〇月七日付）。
- ²⁵⁰ ジェノヴァ公の当直将校であった大尉カミロ・カンディアーニ（Camillo Candiani, 一八四一—一九一九）。
- ²⁵¹ 当時の駐日ドイツ帝国全権公使マックス・フォン・ブラント。ジェノヴァ公の来日の際には、ブラントは、ジェノヴァ公の母がドイツの王女であったことから、リッタからの要請に応え、喜んで力を貸したようである。M.v. ブラント著、原潔・永岡敦訳『ドイツ公使の見た明治維新』、新人物往来社、一九八七、二一三頁。
- ²⁵² 『明治天皇紀』三卷、一三八頁からの引用。
- ²⁵³ 前掲。一三八頁からの引用。
- ²⁵⁴ 小松宮彰仁親王（一八四六—一九〇三）。
- ²⁵⁵ 『明治天皇紀』三卷、一三八頁からの引用。
- ²⁵⁶ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、公 00820100、「伊国王族参朝入費増加ノ上申」、明治六年一二月、マイクロフィルム No. 009400, pos. 0556~0560。
- ²⁵⁷ 『明治天皇紀』三卷、一三八頁からの引用。
- ²⁵⁸ 中山和芳『ミカドの外交儀礼：明治天皇の時代』、二四九頁。
- ²⁵⁹ ASDMAE, *Moscatti VI*, b.1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年一〇月二〇日付）。[...] *Era la prima volta che l'Imperatrice si mostrava a così gran numero di persone.* [...] 拙訳。
- ²⁶⁰ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_一、「ジックドジェーブ親王殿下滞在中懇待ニ預リ候段謝状」、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、外務卿寺島宗則宛の書簡（一八七三年一二月二日付）。
- ²⁶¹ 前掲。
- ²⁶² M.v. ブラント著、原潔・永岡敦訳『ドイツ公使の見た明治維新』、二一三頁からの引用。
- ²⁶³ ASDMAE, *Moscatti VI*, b.1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一九七三年九月九日付）。[...] *Il Sig. Soyedzima, Ministro degli Esteri, stringendomi ieri sera la mano, e ringraziandomi per la visita fatta dal Principe alla corte Imperiale di Yedo, mi disse che dopo questo avvenimento, era sparita la distanza che esiste fra l'Italia e il Giappone.* [...] 拙訳。
- ²⁶⁴ Puddinu Paolo, *Tre viaggiatori italiani nel Giappone del Primo Periodo Meiji*, p. 117.
- ²⁶⁵ 日本学術振興会（編集）『日本外交文書』第六卷（明治六年）、四五—四六頁。
- ²⁶⁶ ASDMAE, *Moscatti VI*, b.1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、

イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年一〇月七日付）。

²⁶⁷ 大塚武松編輯『岩倉具視關係文書』、第五卷、一九二七年、三三一頁。太右大臣岩倉具視より、大蔵卿大久保利通宛の書簡（一八七三年一〇月八日付）。

²⁶⁸ Ugolini Romano, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'Età Meiji*, p. 142.

²⁶⁹ 久米邦武編、水澤周訳注『特命全権大使米欧回覧実記：現代語訳』第一巻、慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、四頁からの引用。

²⁷⁰ Puddinu Paolo, *Tre viaggiatori italiani nel Giappone del Primo Periodo Meiji*, p. 116.

²⁷¹ Truffi Riccardo, *Un principe di casa Savoia due volte in Giappone nello scorcio del secolo passato, iniziando rapporti di fervida amicizia tra i due paesi: dalla corrispondenza epistolare di Luchino dal Verme*, Tip. già cooperativa di B. Bianchi, 1939, p. 49.

²⁷² 朝日新聞社編『日本経済統計総観：創刊五十周年記念』、東京リプリント出版社、一九六六年、三〇一と三〇七頁。

²⁷³ 「生糸改会社」とは一八七三年に明治政府によって蚕種と生糸の輸出検査のために設立された組織である。しかし、欧米列強はこれを貿易の自由を保障する通商条約に違反する「シルク・ギルド」とみなし、日本政府に抗議した。その結果、一八七七（明治一〇）年、「生糸改会社」は廃止された。「生糸改会社」についての詳細は次を参照。石井孝「明治政府の蚕糸貿易規制」（『横浜市史』第三卷、横浜市、一九六一年）。

²⁷⁴ 原善三郎は江戸後期から明治にかけての実業家・政治家である。生糸改会社社長の他に彼は第二国立銀行頭取（一八七三年）、横浜市の初代市会議長（一八八九年）、衆議院議員（一八九二年）、そして貴族院議員（一八九七年）に就任した。日本歴史学会編「原善三郎」『明治維新人名辞典』、吉川弘文館、一九八一年、八〇二頁。

²⁷⁵ 茂木惣兵衛は横浜の実業家であり、原善三郎と並ぶ明治時代における横浜貿易商人の象徴的人物の一人であった。彼は第二国立銀行・横浜取引所副頭取（一八七四年）、七四国立銀行頭取（一八八一年）、そして横浜生糸貿易商組合長（一八九〇）となった。日本歴史学会編「茂木惣兵衛」『明治維新人名辞典』、九九八頁。

²⁷⁶ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_一、「ヂックドシェーブ親王殿下横浜へ帰着ノ前日本産物御覽ニ入シ為ヲ日本人三名ヨリ招待之赴申出候承諾之面答」、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、外務卿寺島宗則宛の書簡（一八七三年九月八日付）。

²⁷⁷ 神奈川県立図書館『神奈川県史料』、第六卷（外務部一）、一九六五年、四一五一—四一六頁からの引用。外務卿副島種臣より、駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵宛の書簡（一八七三年九月七日付）。

²⁷⁸ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年九月九日付）。

²⁷⁹ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年九月一七日付）。

²⁸⁰ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1288, 駐日イタリア代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の書簡（一八七三年九月一七日付）。[...] Io sono convinto che questa visita avrà buoni risultati tanto per i nostri rapporti commerciali quanto per i politici con questo paese. Le dimostrazioni dei negozianti di Yokohama sono abbastanza eloquenti, e il linguaggio del M. Soyezima è tale da far comprendere che il suo Governo, brama ed intende essere bene con noi. [...] presso il Governo Giapponese la visita di S.A.R. il duca di Genova alla corte contribuì moltissimo a far cessare qualsiasi sospetto ed a stabilire un vincolo ancora più stretto fra le due Corti ed i due paesi. [...] 拙訳。

²⁸¹ ウゴリーニ・ロマーノ「明治期における日伊関係」、一七〇—一七一頁

²⁸² ウゴリーニ・ロマーノ「イタリアの岩倉使節団：日伊関係黄金時代（一八七三～一八九六）のあけぼの」、一九四頁。

²⁸³ Collare di Cavaliere dell'Ordine Supremo della Santissima Annunziata、即ちサヴォイア王家とイタリア王国の最高勲章。

²⁸⁴ 宮中の高官および明治政府の役人向けの高勲章の叙勲に関する小事件についての詳細は次を参照。ウゴリーニ・ロマーノ「イタリアの岩倉使節団：日伊関係黄金時代（一八七三～一八九六）のあけぼの」、一九四一―一九六頁。

[第四章]

²⁸⁵ 外務省記録局「日伊修好通商条約（和文・仏文・伊文）」、八〇二―八〇八頁。

²⁸⁶ 石井孝『明治初期の国際関係』、二五一―二五二頁。

²⁸⁷ 前掲。三四二―三四三

²⁸⁸ 前掲。三三四―三三五

²⁸⁹ 石井孝『明治初期の国際関係』。

²⁹⁰ 五百旗頭薫『条約改正史：法権回復への展望とナショナリズム』、有斐閣、二〇一〇年。

²⁹¹ 大石一男『条約改正交渉史：一八八七～一八九四』、思文閣出版、二〇〇八年。

²⁹² 主に、一八七七年五月から一八七九年一〇月にかけて駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵がローマ外務省に発送した報告書を活用する。Archivio Storico Diplomatico del Ministero degli Affari Esteri (Roma), *Fondo Moscatti VI* (Cina e Giappone): registro lettere in arrivo b.1289 (1873-1878), registro lettere in arrivo b.1291 (1878-1887). イタリア外務省歴史外交資料館(ローマ)、モスカーティ文書(中国と日本)：到着文書 b. 1289 (1873-1878年)、到着文書 b.1291 (1878-1887年)。以下、「ASDMAE, *Moscatti VI*,」などと記す。

²⁹³ 特に、本章では、日本学術振興会(編集)『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、日本外交文書頒布会、一九四一年、八一四―八六〇頁を参考にした。

²⁹⁴ 国立公文書館(マイクロ資料)、本館-2A-009-00、太 00621100(簿冊標題：「太政類典・第三編・明治十一年～明治十二年・第十七巻・外国交際・条約」)、そして本館-2A-037-00、雑 00517100(簿冊標題：「条約改正案ニ付伊国公使ヨリ差出ノ意見書回覧ノ件」)。

²⁹⁵ 本章では、『梧陰文庫井上毅文書』(マイクロ資料)と題する子爵井上毅(いのうえこわし、一八四四―一八九五)による記録・情報の収集の A-887(原題：「伊国公使起草条約改正案」明治一二年五月)と A-888(原題：「伊藤参議伊国公使ヨリ發議セル改正条約案ニ付意見」明治一二年)を参考にした(A-887とA-888が「伊国公使条約改正意見」という一巻に合本されている)。『梧陰文庫井上毅文書』の原本は国学院大学図書館で所蔵している。

²⁹⁶ Federico Chabod, *Storia della politica estera italiana*, pp. 533-534.

²⁹⁷ 前掲。P. 535.

²⁹⁸ 前掲。Pp. 533-535.

²⁹⁹ 日本学術振興会(編集)『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八二四―八二五頁。

³⁰⁰ 前掲。八一四頁。

³⁰¹ 前掲。八二五―八二八頁。

³⁰² 前掲。八二六頁。

³⁰³ 前掲。八三一頁。

³⁰⁴ 前掲。六七〇―六七三頁。

³⁰⁵ 実際、あの当時イタリアの対日貿易は一歩的な日本からの輸出であった。石井孝『明治初期の国際関係』、三三四頁。

³⁰⁶ 日本学術振興会(編集)『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、六七二頁からの引用。

³⁰⁷ 前掲。五三七頁。

³⁰⁸ Francesco Zavaresè, *Commercio e diplomazia: le occasioni perse dall'Italia con il Giappone negli anni 1873-1889*. Parte II, p. 151.

³⁰⁹ ラッフアエーレ・ウリッセ・バルボラーニ伯爵は一八一八年八月一三日にコッレディマチネのチェザピアーナ(アブルッツォ州)で生まれ、トスカーナの貴族の家柄であるバ

ルボラーニ・ディ・モンタウト家の分家の出身であった。一八四七年一〇月一四日にナポリ大学で法学を専攻した後、一八五一年から一八五九年にかけてバルボラーニ伯爵は、ウイーン、ロンドン、サンクトペテルブルク、リオデジャネイロなどにおいて両シチリア王国の外交官として務めた。しかし、一八五九年の第二次イタリア独立戦争の際、ブラジルからイタリアへの帰還を機に、彼はサルデーニャ王国と、その後のイタリア王国の外交官となった。次いで、一八六七年から一八六九年の間に官房長 (Segretario Generale) としてイタリア王国の外務省に勤め、バルボラーニはイスタンブル (一八六九年)、ピーターズバーグ (一八七五年)、東京 (一八七七年)、そしてミュンヘン (一八八一年) におけるイタリア公使館に派遣された。一九〇〇年一〇月一七日に死去。Fabio Grassi, *La formazione della diplomazia nazionale (1861-1915)*, pp.48-49. バルボラーニ伯爵の外交活動についての詳細はディ・ルッソ・マリサ (高田和文訳) 「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」も参照。

³¹⁰ 例えば、一八六八年と一八六九年の間に、外務省官房長としてバルボラーニはいわゆる「信任状提出問題」に対するド・ラ・トゥールの姿勢を密接に追跡した。それについて、ベルテッリベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「明治政府の樹立と駐日イタリア公使・領事外交活動について」を参照。

³¹¹ Antonio Puri Purini, *Primi approcci diplomatici fra l'Italia e il Giappone*, p.81.

³¹² ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1289、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ルイジ・メレガリ宛の書簡 (一八七七年五月二三日付)。

³¹³ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1289、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ルイジ・メレガリ宛の書簡 (一八七七年七月一〇日付)。

³¹⁴ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1289、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ルイジ・メレガリ宛の書簡 (一八七七年七月三一日付)。

³¹⁵ ディ・ルッソ・マリサ (高田和文訳) 「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」、二九六頁。

³¹⁶ Marisa Di Russo, *Un principe di Casa Savoia e un diplomatico del Regno d'Italia conquistano la Corte Meiji*, p. 164.

³¹⁷ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1289、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ルイジ・メレガリ宛の書簡 (一八七七年七月一〇日付)。

³¹⁸ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1289、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ルイジ・メレガリ宛の書簡 (一八七七年七月一〇日付)。[...] Essi (gli insorti) traggono a loro tutti gli elementi torbidi del paese, tutti coloro i cui interessi sono stati offesi dal radicale cambiamento che hanno subito le istituzioni di questo Impero. [...]. 拙訳。

³¹⁹ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡 (一八七九年一〇月八日付)。

³²⁰ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡 (一八七九年一〇月八日付)。[...] Il paese seguita a godere di una certa calma relativa, e se dovessimo giudicare dalle apparenze diremmo che tutto procede in regola e nel modo più soddisfacente. Infatti il Mikado conserva sempre il suo prestigio sulle masse, il governo è generalmente obbedito, l'esercito si mantiene fedele, le imposte si riscuotono, tutte insomma le condizioni necessarie perché il congegno governativo funzioni e proceda par che non facciano difetto. Però se si va più in fondo si vede che un grave malcontento serpeggia in tutte le classi, malcontento che è ingigantito dalla poca fiducia che ispirano gli uomini preposti all'amministrazione della cosa pubblica. [...]. 拙訳。

³²¹ 下線は原文通りである。

³²² ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡 (一八七九年一〇月八日付)。[...] Le innovazioni radicali cui il Giappone è andato soggetto, lungi dall'arrecare alcun beneficio reale alle masse han prodotto

solo una grave lesione, uno spostamento significativo ai loro interessi. [...] Il male di cui soffre il Giappone è l'anemia, e finché i suoi uomini di stato non sapranno trovare modo di infondergli nuovo sangue nelle vene, il paese vivrà sempre di vita stentata e precaria e andrà soggetto a crisi e a catastrofi che possono comprometterne l'esistenza. Egli è perciò che esso salterebbe con gioia il momento in cui una potenza straniera volesse porgergli una mano amica, ed aiutarlo ad uscire dalle pesanti angustie; [...] 拙訳。

³²³ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一〇月八日付）。[...] ed è in tale intento che io avevo intavolato col Governo Giapponese seri negoziati per la conclusione (sic.) di un Trattato. [...]

³²⁴ イタリア外務省歴史外交資料館 (ASDMAE) にある *Bollettino Consolare* (『領事会報』), vol. XVI/1° parte, Libreria dei Fratelli Bocca, 1880, p. 581.

³²⁵ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一〇月八日付）。[...] (un nuovo trattato commerciale) mentre sarebbe stato di grande giovamento al Giappone, avrebbe in pari tempo offerto alle nostre industrie e al nostro spirito d'intrapresa una vasto campo di azione. [...] この部分は高田和文によって日本語に翻訳されている。ディ・ルッソ・マリサ（高田和文訳）「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」、二九七頁。

³²⁶ 外務省記録局「日伊修好通商条約（和文・仏文・伊文）」、四七七—五〇四。

³²⁷ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八二九—八三一頁。

³²⁸ 前掲。八二九頁。

³²⁹ 前掲。

³³⁰ 前掲。八三〇頁。

³³¹ 前掲。

³³² 前掲。八三〇頁からの引用。

³³³ 前掲。八三〇頁からの引用。

³³⁴ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、四七八—四七九頁。

³³⁵ 日本学術振興会（編集）『日本外交文書』第六卷（明治六年）、六五一—六五二頁。

³³⁶ 一八七九年六月三日に彼自身は「拙者ハ別段策ヲ構ヘ申上候譯ニ無之候。実ハ、我国ヨリモ貴國へ輸入スル物品ノ増加セン事ヲ希望致候」と寺島外務卿に述べた。日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八四八頁からの引用。

³³⁷ 石井孝『明治初期の国際関係』、三三四頁。

³³⁸ Pietro Savio, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata, politica e commerciale. Viaggio nell'interno dell'isola e nei centri sericoli*, E. Treves, Milano, 1875, pp. 182-183.

³³⁹ ASDMAE, Serie A, b.40, Affari Politici 1888-1891、駐日イタリア公使レナート・デ・マルティノーより、イタリア外務大臣フランチェスコ・クリスピ宛の書簡（一八九〇年五月五日付）。

³⁴⁰ イタリア外務省歴史外交資料館 (ASDMAE) にある *Bollettino Consolare* (『領事会報』), vol. XIX/2° parte, Libreria dei Fratelli Bocca, 1883, p. 306.

³⁴¹ 前掲。Pp. 308-309.

³⁴² 前掲。Pp. 305-345.

³⁴³ 前掲。P. 310.

³⁴⁴ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八三二—八三六頁。この条約草案の原文はフランス語で作成されている。その日本語翻訳は次を参照。日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八三七—八四〇頁、そして伊藤博文『梧陰文庫井上毅文書』（マイクロ資料）、A-887（原題：「伊国公使起草条約改正案」明治一二年五月）、外務省朱一三行罫紙五枚。マイクロ版でのタイトル表記は原題と異なり、

「以太利日本両国ノ間ニ締結スル和親通商通航条約案」である。バルボアラニ伯爵による新条約草案の日本語翻訳を以下に挙げよう。

以太利日本両国ノ間ニ締結スル和親通商通航条約案

以太利国皇帝陛下及ヒ日本国皇帝陛下ハ、両国間ニ幸ニ存スル所ノ善良ナル交際ヲ保持スルヲ共ニ、切望シ且可成ハ其交際ヲシテ愈々親密ナルニ至ラシメ、竝ニ一ノ新条約ニ據リ両国間ノ通商ヲ昌盛且堅固ナラシメン事ヲ希フカ故之カ爲メ各其全權案員ヲ命シタリ即チ左ノ如シ

以国皇帝陛下ハ

日本国皇帝陛下ハ

該委員ハ、各其善良合式ナリト認メシ全權ヲ交換セシ後左ノ条々ヲ約定セリ

第一条

千八百六十六年八月二十五日、即チ日本慶應二年七月十六日江戸ニ於テ以日両国ノ間ニ調印セシ追加条約ニ添加セル税目竝ニ該条約ニ附属セル輸入輸出両税ニ関スル諸規則及ヒ附録共ニ廢紙ト做シ、且以后更ニ效用ヲ有セサルモのタルヲ雙方締盟国ノ間ニ約定セリ。故ニ、千八百六十六年八月二十六日（条約類纂ニハ十五日トアリ）ニ江戸ニ於テ両国ノ間ニ調印セシ条約中ニ掲載セシ條款ニシテ、通商海關且開港ニ係ルモノモ亦都テ廢紙ト做シ且効力ヲ有スルヲ歇止ス

第二条

以国皇帝陛下ハ、日本皇帝政府ノ適意ヲ以テ海關税及ヒ税目ヲ設定シ、日本諸港ニ於テ外国貿易ニ関スル規則ヲ造爲スルノ特權ヲ承認スルカ故ニ、此条約中ニ付加セル新税目及ヒ新規則ヲ允諾セリ。但此新定税目税額及ヒ規則ハ此条約ト同一ノ期限ニシテ且相互ノ協議ヲ經ルニ非サレハ、變更スルヲ得サルモノナリ

第三条

其他此条約実行ノ后ハ以国政府ハ日本国ニ運輸ス可キ商品ニ輸出税ヲ毫モ課セサルニ由リ、日本国ニ於テ以国ノ爲メニ積入ル商品上ニ輸出税ヲ課セサルヲ約定セリ

第四条

日本沿海通航ヲ管理スルノ權利ハ特ニ日本帝国政府ニ屬シ、且該政府ニテ全ク保有ス可シト雙方ニテ協議約定セリ

第五条

其他又外国通商ノ爲メ開キシ日本ノ一港内ニ來ル所ノ以国商船ハ、日本国海關規則ニ照準スルトキハ、其欲スル所ノ積荷ノ一分ヲ陸揚スルヲ得可クシテ其陸揚シ、且其積荷目録中ニ登記セシモノ、他ハ如何ナル種類タルヲ論セス諸税ヲ納付セスシテ其船内残留ノ積荷ヲ以テ出港スルヲ得可キヲ約定ス。而シテ、該船舶ハ日本ニ於テ開キシ他ノ一港、又ハ諸港ニ通航シ且其諸港ニ於テ其欲スル所ノ積荷ノ一分、又ハ全部ヲ陸揚スルヲ得可ク。且竝ニ如何ナル種類ヲ論セル該船舶ニ課ス可キ、諸税ハ其積荷陸揚ヲ始メ、又ハ其一分ヲ陸揚ス可キ、第一ノ港ニ於テノミ納付ス可ク該船舶通航中停泊セル所ノ他ノ各港ニ於テハ其港ノ慣習ニ從ヒ要求セル地方税ノミヲ納付ス可キト協議セリ

第六条

第一条ノ掲載セシカ如ク以国皇帝政府ヨリシテ日本国ニ税目海關税及ヒ其他通商規則ニ関スル權利ヲ讓与セシニ由リ、日本皇帝政府ハ以国人ノ爲メ全国ヲ開キ以国人固有ノ各義ヲ以テ家屋ヲ建築シ、不動産ヲ購求シ舗店及ヒ製造所ヲ開設スルノ自由ヲ以国人ニ付与シ之ヲ概論スレハ、該政府ヨリ日本臣民ノ享有セル所ノ權利ヲ以国人ニ付与ス可シ但シ該以国人ノ民事刑事ノ裁判權ニ悉皆服従ス可キ者タル可シ

第七条

以国人ニテ此權利ヲ有セント欲スル者ハ、以国公使館ノ紹介ヲ以テ預メ此件ヲ日本政府ニ申請セサル可ラス。此申請ニヨリ以テ其日本裁判權ニ服従スルハ充分トス

第八条

日本皇帝陛下ノ政府ハ、其全国内ニ現今実行セル刑法ヲ以国皇帝公使館ニ公然通知シ。且後來ニ至リ生スル所ノ刑法中諸變革及ヒ改正ハ都テ該公使館ニ通知ス可キヲ約セリ。但如何ナル場合ヲ論セス已ニ廢止セシ所ノ拷問ハ決シテ再行ス可ラセルモノトス

第九条

日本国内ニ家屋ヲ有セル此国人ニ係ル詞訟ハ、民事刑事共以国公使館若クハ領事館附属譯官ヲシテ訟廷ニ列席セシムルノ權利ヲ有ス可ク該譯官ハ裁判中必ラス列席ス可キノ權利ヲ有シ。裁判宣告ハ必ラス此者ノ面前ニ於テ爲ス可キモノトス

此條款ヲ完全実行シ得可キカ爲メ、若以国人アリ如何ナル種類タルヲ論セス一ノ重罪、又ハ輕罪ヲ犯セルニ付キ逮捕ニ遇トキハ、日本官吏ヨリシテ逮捕ノ地ニ接近セル以国公使館、又ハ領事館ニ可成丈速ニ之ヲ報知ス可シ

第十条

帝国内ニ住スル以国人ノ家屋ハ侵、凌ス可ラス且現行犯ノ他ハ一ノ公使館譯官、又ハ屬員ノ立会アルニ非サレハ、日本官吏ハ其家屋内ニ侵入シ、且搜索ノ所爲ヲ爲ス可ラス但公使館ニ於テハ該官吏派遣ヲ決シテ拒マサルナリ

第十一条

以国皇帝陛下ハ外国通商ノ爲メ、已ニ開キシ諸港ニ於テ檢疫及ヒ警察規則竝ニ銃獵及ヒ現今居留地内警察規則ヲ設定スルノ權利ヲ日本皇帝政府ニ承認セルカ故ニ以国人該規則ヲ犯セシ、場合ニ於テハ以国領事訟廷ハ日本法律ヲ以テ之ニ照行スルノ准可ヲ得ルモノトス

第十二条

其他千八百六十六年八月二十八日（中略）以及日本两国ノ間ニ於テ調印セシ条約中ニ掲載セシ、諸條款ニテ廢止ニ至ラス或ハ又此条約ト抵觸セサルモノハ以前ノ如ク続テ実行ス可キヲ約定セリ

第十三条

此条約ハ批准交換ノ日ヨリシテ十二年ノ間之ヲ実行ス可シ、若雙方締盟国ノ一ヨリ該期限ヨリ十二ヶ月前其効用ヲ歇止スルノ志旨ヲ報知セザル場合ニ於テハ、雙方締盟国ノ一ヨリ此条約ヲ廢ス可キヲ公報スルノ日ヨリ起算シ尚ホ一年ノ間ハ遵守ス可シ

但日本帝国内ニ在留セル以国人ノ權利及ヒ義務ニ関スル第六条七条八条九条及ヒ十条中ニ含有セル條款ハ、永久常存ノモノト看做ス可ク、且假令此条約ノ期限ヲ經過セシ後ナリト雖モ相互ノ協議ニ非サルヨリハ之ヲ廢止シ或ハ又之ヲ變更スルヲ得可ラサルモノトス

第十四条

此条約ハ批准ヲ得可キモノニシテ該批准ハ……ニ於テ可成丈ヶ速カニ之ヲ交換ス可シ

之ヲ確證スルカ爲メ……

³⁴⁵ 石井孝『明治初期の国際関係』、三三五頁からの引用。

³⁴⁶ 五百旗頭薫『条約改正史：法権回復への展望とナショナリズム』、九三頁。

³⁴⁷ 伊藤博文『梧陰文庫井上毅文書』（マイクロ資料）、A-888（「伊藤参議伊国公使ヨリ發議セル改正条約案ニ付意見」明治一二年）、太政官朱一〇行罫紙七枚。

³⁴⁸ 伊藤博文『梧陰文庫井上毅文書』（マイクロ資料）、A-888（「伊藤参議伊国公使ヨリ發議セル改正条約案ニ付意見」明治一二年）、太政官朱一〇行罫紙七枚。

³⁴⁹ 日本學術振興會（編集）『条約改正關係：日本外交文書』第一卷、八三〇頁からの引用。

³⁵⁰ 大山梓「岩倉改正草案と寺島改正草案」『日本外交史研究 明治時代』、国際政治、一九五七年度 秋季特輯号、六六頁。

- ³⁵¹ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八三一頁。
- ³⁵² 前掲。八四七—八五〇頁。
- ³⁵³ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00621100、「伊太利国トノ改正条約案」、明治一二年五月一六日、マイクロフィルム No. 007400、pos. 0058～0062。
- ³⁵⁴ つまり、第三代ドイツ帝国皇帝ヴィルヘルム二世（在位：一八八八—一九一八）の弟、ハインリヒ・フォン・プロイセン（Heinrich von Preußen, 一八六二—一九二九）。一八七九年五月、海軍士官候補生時代に彼は来日し、皇族として待遇され歓迎を受けた。
- ³⁵⁵ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八四八頁からの引用。
- ³⁵⁶ 前掲。八四九—八五〇頁。
- ³⁵⁷ 前掲。八四九頁。
- ³⁵⁸ 吉田清成関係文書研究会（編集）『吉田清成関係文書』第6巻、思文閣出版、一九九三年、五八一—五九頁。
- ³⁵⁹ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八三七—八四二頁。
- ³⁶⁰ 前掲。八五七—八五九頁。
- ³⁶¹ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00621100、「伊太利国トノ改正条約案」、明治一二年五月一六日、マイクロフィルム No. 007400、pos. 0061。
- ³⁶² 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-037-00、雑 00517100、「条約改正案ニ付伊国公使ヨリ差出ノ意見書回覧ノ件」、明治一二年六月二一日、マイクロフィルム No. 000500, pos. 0350～0355。
- ³⁶³ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係 日本外交文書』第一巻、八五五頁。
- ³⁶⁴ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-037-00、雑 00517100、「条約改正案ニ付伊国公使ヨリ差出ノ意見書回覧ノ件」、明治一二年六月二一日、マイクロフィルム No. 000500, pos. 0354。
- ³⁶⁵ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八五五頁からの引用。
- ³⁶⁶ 石井孝『明治初期の国際関係』、三四二—三四五頁、そして三四七頁—三四八頁。
- ³⁶⁷ 前掲。三四四頁。
- ³⁶⁸ 前掲。三四五頁。
- ³⁶⁹ 前掲。三四七頁。
- ³⁷⁰ 前掲。三四七—三四八頁。
- ³⁷¹ 前掲。三四八頁。
- ³⁷² 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、六七二頁。
- ³⁷³ 鹿島守之助『条約改正問題』、二五四頁。
- ³⁷⁴ Federico Chabod, *Storia della politica estera italiana*, p. 537.
- ³⁷⁵ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、六二八頁。
- ³⁷⁶ Jones F. C., *Extraterritoriality in Japan and the diplomatic relations resulting in its abolition, 1853-1899*, New Haven, Yale University Press., 1931, p. 86.
- ³⁷⁷ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一〇月八日付）。
- ³⁷⁸ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一〇月八日付）。[...] Non posso che inchinarmi alle decisioni di codesto R.^o Ministero che, per precedenti impegni presi con l'Inghilterra o per altre particolari ragioni, non ha creduto di assecondare i passi da me dati in questa via e mi ha ordinato di pormi di accordo, in quanto alla revisione de' Trattati, col mio collega di Inghilterra. Obbedirò; ma è mio dovere di fare osservare all'E.^a V.^a che l'Inghilterra ha qui interessi tutti speciali da far prevalere, che non hanno nulla di comune coi nostri. Essendo qui impopolarissima essa studierà di rafforzarsi con l'adesione delle altre Potenze. So però che la Russia ha resistito a tutte le sue pressioni ed ha voluto riserbarsi (sic.) finora libertà di azione. [...]. 拙訳。
- ³⁷⁹ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第一巻、八六〇頁。

380 日本学術振興会(編集)『条約改正関係：日本外交文書』第二巻、日本外交文書頒布会、一九四二年、一二〇二頁からの引用。

381 石井孝『明治初期の国際関係』、三五六頁。

382 Luchino Dal Verme, *Giappone e Siberia: note d'un viaggio nell'estremo Oriente a seguito di S. A. R. il Duca di Genova*, Hoepli, Milano, 1882, p.149.

[第五章]

383 Ferdinando Sanfelice di Monteforte, *I Savoia e il mare*, p. 147.

384 *L'Illustrazione Italiana*, 1879, 1° semestre, n.17, 27 aprile, p.258.

385 Giuse Scalva, *Tommaso di Savoia Duca di Genova*, p. 39.

386 Archivio di Stato di Torino – AST (トリノ国立公文書館), *Duca di Genova, Casa del Duca di Genova*, carte varie n. 72/42.

387 前掲。

388 Luchino Dal Verme, *Giappone e Siberia: note d'un viaggio nell'estremo Oriente a seguito di S. A. R. il Duca di Genova*.

389 Tommaso Di Savoia, *Viaggio della R. Corvetta "Vettor Pisani" comandata da S.A.R il Duca di Genova. Estratto di Rapporto A.S.E. il Ministro della Marina*, Suez, 24 aprile 1879, in "Rivista Marittima", 3° trim., vol. XII (1879), p. 336.

390 Marisa Di Russo, *Un principe di Casa Savoia e un diplomatico del Regno d'Italia conquistano la Corte Meiji*, pp. 157-174. また、ディ・ルツ・マリサ(高田和文訳)「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」、二八九—三〇三頁。

391 Romano Ugolini, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'età Meiji*, pp. 131-152. また、ウゴリーニ・ロマーノ「明治期における日伊関係」、一六〇—一八〇頁。

392 Francesco Zavarese, *Commercio e diplomazia: le occasioni perse dall'Italia con il Giappone negli anni 1873-1889. Parte II*, pp. 135-161.

393 中山和芳『ミカドの外交儀礼：明治天皇の時代』。

394 『明治天皇紀』四巻、明治一二年一月二八日条～一二月二日条、八〇七～八一八頁。また、『明治天皇紀』五巻、明治一三年一月一日条～明治一四年一月七日条、三～二五八頁。

395 主に、一八七九年五月から一八八一年一月にかけて駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵がローマ外務省に発送した報告書を活用する。Archivio Storico Diplomatico del Ministero degli Affari Esteri (Roma), *Fondo Moscatti VI* (Cina e Giappone): registro lettere in arrivo b.1291 (1878-1887)。イタリア外務省歴史外交資料館(ローマ)、モスカーティ文書(中国と日本)：到着文書 b.1291 (1878-1887年)。以下、「ASDMAE, *Moscatti VI*」などと記す。

396 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二「外国貴賓、来朝関係雑件 伊国ジュック、ド、ゼーヌ殿下来朝ノ件 第一巻・第二巻・第三巻・第四巻・第五巻 自明治一二年」、そして六-四-四-一_九_二_一「外国貴賓ノ来朝関係雑件 伊国ノ部 ジュック・ド・ゼーヌ殿下来朝ノ件 調書 第一巻・第二巻・第三巻 自明治一二年」。

397 宮内公文書館、六〇二九九「式部寮 明治一二年 外賓接待録三十八 伊太利国皇族来航の部(一)式部職」、そして六〇三〇〇「式部寮 明治一二年 外賓接待録三十九 伊太利国皇族来航の部(二)式部職」。

398 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一(第二巻)、「皇族巡航ノ近況報告」、駐伊日本臨時代理公使中村博愛より、外務卿寺島宗則宛の書簡(一八七九年五月一八日付)。

399 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一(第一巻)、「伊太利国皇族来航提要」(一八七九年一月六日付)。

400 前掲。

401 宮内公文書館、六〇三〇〇、「伊太利国皇族来航ニ付御接遇次第」宮内卿徳大寺実則と外務卿寺島宗則より、太政大臣三条実美宛の書簡(一八七九年八月四日付)。

- ⁴⁰² ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣アゴスティーノ・デプレティス宛の書簡（一八七九年五月三〇日付）。
- ⁴⁰³ 前掲。
- ⁴⁰⁴ 前掲。
- ⁴⁰⁵ ACS, *Fondo Visconti Venosta 1859-1906*, b.5, pacco 11, f.7, 駐日イタリア代理公使パルツァリーノ・リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタ宛の私信（一八七三年一〇月二八日付）。
- ⁴⁰⁶ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣アゴスティーノ・デプレティス宛の書簡（一八七九年五月三〇日付）。[...] Ora, se fosse vero ciò che dicono i giornali, cioè a dire che S.A.R. il Duca di Genova toccasse di bel nuovo il Giappone nel suo secondo viaggio di circumnavigazione, e non fosse latore del Collare pel Mikado, la posizione dell'A.S. qui diventerebbe alquanto delicata, sopra tutto dopo il recente esempio dato dalla Germania [...]. この部分は高田和文によって日本語に翻訳されている。ディ・ルツ・マリサ（高田和文訳）「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」、三〇三頁。
- ⁴⁰⁷ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年八月一八日付）。
- ⁴⁰⁸ 前掲。
- ⁴⁰⁹ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_二（第二巻）、「伊国皇族箱館へ趣キシ報知」、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、外務卿寺島宗則宛の書簡（一八七九年八月一九日付）。
- ⁴¹⁰ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第一巻）、「伊国皇族殿下下接遇記」、緒言。
- ⁴¹¹ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一二月一二日付）。
- ⁴¹² 前掲。
- ⁴¹³ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第一巻）、「伊国皇族殿下下接遇記」、第三段「横浜着港ヨリ上陸入京マテノ事」。
- ⁴¹⁴ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一二月一二日付）。
- ⁴¹⁵ 『明治天皇紀』四巻、八〇八頁からの引用。
- ⁴¹⁶ 前掲、八〇八—八〇九頁からの引用。
- ⁴¹⁷ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第一巻）、「伊国皇族殿下下接遇記」、第四段・第一項「皇族殿下参内謁見ノ事」。
- ⁴¹⁸ 前掲。
- ⁴¹⁹ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第一巻）、「伊国皇族殿下下接遇記」、第四段・第二項「聖上皇族殿下御尋問ノ事」。
- ⁴²⁰ 『明治天皇紀』四巻、八一〇頁からの引用。
- ⁴²¹ 前掲。
- ⁴²² 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第一巻）、「伊国皇族殿下下接遇記」、第四段・第三項「皇族殿下参内勲章進呈式ノ事」。
- ⁴²³ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一二月一二日付）。
- ⁴²⁴ ディ・ルツ・マリサ（高田和文訳）「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」、二九九頁。
- ⁴²⁵ 前掲、二九八頁からの引用。
- ⁴²⁶ 前掲、三〇〇頁。

- ⁴²⁷ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一二月一二日付）。
- ⁴²⁸ 前掲。
- ⁴²⁹ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第一巻）、「伊国皇族殿下接遇記」、第四段・第五項「伊国皇族へ勲章親授式并告別謁見ノ事」。
- ⁴³⁰ 前掲。
- ⁴³¹ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八七九年一二月一二日付）。[...] Tutto è proceduto benissimo, anzi al di là della nostra aspettazione e nutro fiducia che la visita di S. A. R. il Duca di Genova conferirà a rendere sempre più cordiali ed intime le buone relazioni esistenti fra l'Italia e il Giappone [...]. 拙訳。
- ⁴³² ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年一月一七日付）。[...] L'Altezza Sua è stata costretta a venire spessissimo a Tokyo per assistere a spettacoli, cacce e banchetti organizzati in onore suo [...]. 拙訳。
- ⁴³³ 長江川に沿う軍艦「ヴェットル・ピサーニ号」の航海についての詳細は次を参照。Tommaso Di Savoia, *Viaggio della R. Corvetta "Vettor Pisani"*, in "Rivista Marittima", 3° trim., 1880, pp. 403-428.
- ⁴³⁴ Riccardo Truffi, *Dall'archivio del Conte Dal Verme*, pp. 56-57.
- ⁴³⁵ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年五月二七日付）。
- ⁴³⁶ 前掲。
- ⁴³⁷ 前掲。
- ⁴³⁸ 前掲。
- ⁴³⁹ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年六月四日付）。
- ⁴⁴⁰ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年七月八日付）。
- ⁴⁴¹ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二（第二巻）、「伊皇族着港ニ付有栖川殿下ニ御面晤時日問合」、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、外務卿井上馨宛の書簡（一八八〇年六月二九日付）。
- ⁴⁴² ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、ジェノヴァ公トンマーズ・ディ・サヴォイア王子宛の私信（一八八〇年六月三〇日付）。
- ⁴⁴³ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年九月二日付）。
- ⁴⁴⁴ 前掲。
- ⁴⁴⁵ 前掲。
- ⁴⁴⁶ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、ジェノヴァ公トンマーズ・ディ・サヴォイア王子より、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵宛の私信（一八八〇年八月六日付）。
- ⁴⁴⁷ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、ジェノヴァ公トンマーズ・ディ・サヴォイア王子より、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵宛の私信（一八八〇年九月二日付）。
- ⁴⁴⁸ 前掲。
- ⁴⁴⁹ 朝鮮の当局とトンマーズ・ディ・サヴォイア王子の間の会見についての詳細は次を参照。Tommaso Di Savoia, *Viaggio della R. Corvetta "Vettor Pisani"*, in "Rivista Marittima", 4° trim.,

1880, p. 523。

⁴⁵⁰ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年九月三日付）。

⁴⁵¹ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣パスクアーレ・マンチーニ宛の書簡（一八八一年九月一七日付）。イタリア王国と李氏朝鮮の間の修好通商条約が駐清イタリア特派全権公使デ・ルカによって一八八四年（明治一七）六月二六日に締結された。

⁴⁵² ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年一二月八日付）。

⁴⁵³ 前掲。

⁴⁵⁴ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八一年一月八日付）。

⁴⁵⁵ 『明治天皇紀』五巻、二五七頁からの引用。

⁴⁵⁶ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八一年一月八日付）。

⁴⁵⁷ 前掲。

⁴⁵⁸ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣パスクアーレ・マンチーニ宛の書簡（一八八一年九月一七日付）。

⁴⁵⁹ 前掲。

⁴⁶⁰ 日本学術振興会（編集）『日本外交文書』第一三巻（明治一三年）、二〇一頁。

⁴⁶¹ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第一巻）、「伊国皇族殿下接遇記」、第四段・第一項「皇族殿下参内謁見ノ事」。

⁴⁶² ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年九月一七日付）。

⁴⁶³ 永井三明「幕末・明治期の日伊交渉」『幕末・明治期における日伊交流』、東京日本放送出版協会、一九八四年、二五頁。

⁴⁶⁴ 防衛省防衛研究所、陸軍省-卿官房-M 一五-五-二八「伊国滞在中不容易配慮を受け且製砲に就て必用書函等讓受候」砲兵大尉太田徳三郎より、大山陸軍卿宛の書簡（一八八二年四月二二日付）。出典：JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C08052880900。

⁴⁶⁵ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-009-00、太 00718100（簿冊標題：「太政類典・第四編・明治十三年・第十三巻・外国交際・公使領事差遣」）、「鍋島特命全権公使伊太利国在勤」、明治一三年三月八日、マイクロフィルム No. 008500 pos. 0581。

⁴⁶⁶ ASDMAE, *Moscatti VI*, b. 1291、駐日イタリア公使バルボラーニ伯爵より、イタリア外務大臣ベネデット・カイローリ宛の書簡（一八八〇年三月二六日付）。

⁴⁶⁷ 国立公文書館（マイクロ資料）、本館-2A-010-00、公 02833100（簿冊標題：「公文録・明治十三年・第二百巻・明治十三年十二月・外務省」）、「全権公使鍋島直大伊国皇帝へ謁見勲章捧呈ノ件」、明治一三年一二月、マイクロフィルム No. 037700 pos. 0634~0639。

⁴⁶⁸ デイ・ルツ・マリサ（高田和文訳）「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」、三〇二頁からの引用。

⁴⁶⁹ 国立国会図書館（編集）「歐米巡遊日記」『井上馨文書』第八九巻、二二四頁からの引用。下線は原文通りである。

⁴⁷⁰ 前掲。二二七頁からの引用。下線は原文通りである。

⁴⁷¹ 前掲。二二七—二二八頁

⁴⁷² ちなみに、一八八一年三月五日に健康上の理由でバルボラーニ伯爵はイタリアに戻つ

たため、一八八一年四月二七日から彼は代理公使として東京イタリア公使館を指導していた。

⁴⁷³ ASDMAE, *Moscato VI*, b. 1291、駐日イタリア代理公使エウジェニオ・マルティン・ランチャレスより、イタリア外務大臣パスクアーレ・マンチーニ宛の書簡（一八八三年二月一五日付）。[...] Nel classificare le Potenze Estere per rapporto alla simpatia di cui esse godono nel Giappone, l'Italia occupava il primo posto, la Russia il secondo e la Germania il terzo [...]. 拙訳。

⁴⁷⁴ 前掲。

⁴⁷⁵ 『時事新報』第三卷～三、龍溪書舎、一九八六年、二八五頁からの引用。

⁴⁷⁶ ASDMAE, *Affari politici 1888-1891, Serie A, b. 40*, 駐日イタリア領事ヘンリー・デュラン・デ・ラ・ペンネより、イタリア外務大臣フランチェスコ・クリスピ宛の書簡（一八八八年一二月二六日付）。

⁴⁷⁷ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第三卷）、「川尻組頭取川村永之助ヨリ蠶卵紙献呈ノ儀」、川尻組頭取川村永之助より、ジェノヴァ公トンマーズ・ディ・サヴォイア王子宛の意見書（一八七九年一二月付）。

⁴⁷⁸ 外務省外交史料館、六-四-四-一_九_二_一（第三卷）、「川尻組頭取川村永之助ヨリ蠶卵紙献呈ノ儀」、中佐ルキーノ・ダル・ヴェルメ伯爵より、川尻組頭取川村永之助宛の書簡（一八七九年一二月六日付）。

⁴⁷⁹ 川村永之助とその活動についての詳細は次を参照。藤本実也『開港と生絲貿易』中巻、名著出版、一九八七年、五〇六―五〇八頁。

⁴⁸⁰ Tommaso di Savoia, *Viaggio della R. Corvetta "Vettor Pisani"*, in *Rivista Marittima*, 3^o trim., 1881, p. 31.

⁴⁸¹ [...] A parte la temporanea esportazione dei semi-bachi il nostro commercio col Giappone è pressoché nullo e anziché aumentare [...] dovrà per forza di cose diminuire [...]. 拙訳。この引用は一八七九年にジェノヴァ公が外軍省に書いた書簡からのものであり、以下の研究において表された。Raul Gueze, *Fonti archivistiche per la storia delle relazioni italo-giapponesi. Elementi di ricerca*, in *Lo stato liberale italiano e l'età Meiji: atti del I Convegno Italo-Giapponese di studi storici (Roma, 23-27 settembre 1985)*, Edizioni dell'Ateneo, Roma, 1987, p.197.

⁴⁸² ASDMAE, *Affari politici 1888-1891, Serie A, b. 40*, 駐日イタリア代理公使レナート・デ・マルティーノより、イタリア外務大臣フランチェスコ・クリスピ宛の書簡（一八九〇年五月一五日付）。

⁴⁸³ 前掲。[...] 1) Dolorosa cosa a dire: è avvenuto che alcuni commercianti in Italia hanno preferito un subito guadagno a un edificare solidamente il proprio credito; e dopo la prima spedizione che procacciò altre ordinazioni, la qualità della merce fu inferiore o cattiva. 2) Mancanza dello spirito d'iniziativa, della volontà costante d'aprirsi nuovi sbocchi, forse anche la riluttanza ad impiegare denaro nelle prime spese improduttive [...]. 3) La mancanza di una linea di navigazione [...]. この部分の日本語翻訳は以下の研究において表されている。ウゴリーニ・ロマーノ、「明治期における日伊関係」、一七二頁。

⁴⁸⁴ 日本学術振興会（編集）『条約改正関係：日本外交文書』第二巻、日本外交文書頒布会、一九四二年、一〇一―一〇二頁。

⁴⁸⁵ アドワの戦いは、一八九六年三月一日にエチオピア軍とイタリア軍がエチオピアのティグレ州アドワ近郊で戦った会戦である。この戦いの敗北が、第一次エチオピア戦争におけるイタリアの敗北を決定付けた。

⁴⁸⁶ Romano Ugolini, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'età Meiji*, p. 146.

初出一覧 ※すべて加筆修正を行った

➤ 序章

◇ 新稿

➤ 第一章：「日伊修好通商条約」の締結（一八六六年）と幕末における日伊国交関係の開始

◇ 論考「日伊修好通商条約」の締結（一八六六年）とその歴史的な意義—日伊両国の公文書を中心に—（『文化史學』七二号、二〇一六年十一月）

➤ 第二章：一八七〇年代前半における日伊外交貿易関係と条約改正問題

◇ 論考「一八七〇年代前半における条約改正問題とイタリア王国の対日外交政策について—日伊両国の原資料を中心に—」（『文化史學』七三号、二〇一七年十一月）

➤ 第三章：ジェノヴァ公の初来日（一八七三年）

◇ 報告「日本側史料からみるトンマーズ・ディ・サヴォイア王子初来日（1873年）の政治的考察—イタリアに対する明治政府の考えと外交姿勢を中心に—」（『イタリア学会』第六四回大会、二〇一六年一〇月）

◇ 論考「トンマーズ・ディ・サヴォイア王子の来日と対日外交政策におけるイタリア王国外務省内での意見対立について—イタリア側公文書を中心に—」（『イタリア學會誌』六六号、二〇一六年一〇月）

➤ 第四章：一八七〇年代後半における日伊外交貿易関係と条約改正問題

◇ 報告「駐日イタリア公使ラッファエレ・ウリッサ・バルボラーニ伯爵と条約改正問題について—寺島外務卿時代における日伊外交貿易関係を軸に—」（『文化史学会』二〇一六年度大会、二〇一六年一二月）

◇ 論考「駐日イタリア公使ラッファエレ・ウリッセ・バルボラーニ伯爵と明治政府との条約改正交渉について（1879年）—日伊両国の未刊行公文書を中心に—」（『イタリア學會誌』六七号、二〇一七年一〇月）

➤ 第五章：ジェノヴァ公の二度目の来日（一八七九年から一八八一年にかけて）

◇ 新稿

➤ 結論

◇ 新稿

主要参考文献

1. 日本語

- ・ アルミニョン・V・F 著、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』講談社学術文庫、二〇〇〇年。
- ・ ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドステアーニ伯爵と外国人内地旅行問題について—明治初期の日伊外交貿易関係を軸に—」、『日本語・日本文化』、学術論文、第三三号（二〇〇七年五月）、五五—八一頁。
- ・ ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「未刊史料に見る初代駐日イタリア公使・領事の活動（一八六七—一八七〇）」、『イタリア學會誌 *Studi Italici*』、第五七号（二〇〇七年）、一三八—一四七頁。
- ・ ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「日伊蚕種貿易関係における駐日イタリア全権公使の役割（一八六七—一八七七）」、『イタリア圖書 *Biblioteca Italiana*』、Nuova Serie 第三七号（二〇〇七年）、一九—二七頁。
- ・ ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ「明治政府の樹立と駐日イタリア公使・領事的外交活動について ～イタリア側公文書を中心に～」、『ICIS 次世代国際学術フォーラムシリーズ第三輯『文化交渉における画期と創造』、二〇一一年四月、学術論文、九三—一一二頁。
- ・ 藤本實也『開港と生絲貿易』中巻、名著出版、一九八七年。
- ・ ディ・ルッソ・マリーサ（高田和文訳）「駐日イタリア公使バルボラーニと明治の日本の未公開アルバム」、『大日本全国名所一覽：イタリア公使秘蔵の明治写真帖』、平凡社、二〇〇一年、二八九—三〇三頁。
- ・ 犬塚孝明著『寺島宗則』、吉川弘文館、一九九〇年。
- ・ 五百旗頭薫『条約改正史：法権回復への展望とナショナリズム』、有斐閣、二〇一〇年。
- ・ 岩倉翔子『岩倉使節団とイタリア』、京都大学学術出版会、一九九七年。
- ・ 永井三明「幕末・明治期の日伊交渉」、『幕末・明治期における日伊交流』、東京日本放送出版協会、一九八四年。
- ・ 中山和芳『ミカドの外交儀礼：明治天皇の時代』、朝日新聞社、二〇〇七年。
- ・ 日本学術振興会鹿『條約改正經過概要』（『日本外交文書：条約改正関係』六別冊）、日本國際連合協會、一九五〇年。
- ・ 大石一男『条約改正交渉史：一八八七～一八九四』、思文閣出版、二〇〇八年。
- ・ 大山梓「岩倉改正草案と寺島改正草案」、『日本外交史研究 明治時代』、國際政治、一九五七年度 秋季特輯号、五一—六六頁。
- ・ 鹿島守之助『幕末外交：開国と維新』（『日本外交史/鹿島平和研究所編』第一卷）、鹿島研究所出版会、一九七〇年。
- ・ 鹿島守之助『条約改正問題』（『日本外交史』第二卷）、鹿島研究所出版会、一九七〇年。
- ・ 君塚進校注「仏英行：柴田剛中日載七・八より」、『日本思想大系：西洋見聞集』、第 66 卷、岩波書店、二六一—四七六頁。
- ・ 児玉定子『宮廷柳営豪商町人の食事誌』、築地書館、一九八五年。
- ・ 坂本多加雄『日本の近代二 明治国家の建設』、中央公論社、一九九八年。
- ・ 佐藤 信(編集)『詳説日本史研究』、山川出版社、二〇〇八年。

-
- 石井孝 『明治初期の国際関係』、吉川弘文館、一九九七年。
 - ウゴリーニ・ロマーノ 「明治期における日伊関係」『イタリアの自由主義国家と明治時代：第一回日伊歴史会議議事録（ローマ、一九八五年九月二三～二七日）』、大学図書館所蔵、一九八七年、一六〇—一八〇頁。
 - ウゴリーニ・ロマーノ 「イタリアの岩倉使節団：日伊関係黄金時代（一八七三～一八九六）のあけぼの」、岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会、一九九七年、一六七—二〇二頁。
 - 八木正自 「Bibliotheca Japonica XLIII：アルミニオン著(イタリア)『日本及び1866年の軍艦マジエンタ号の航海』」『日本古書通信』、二〇〇一年七月（六六号）、一九頁。

2. イタリア語

- ARMINJON, VITTORIO, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, R.I.Sordomuti, Genova, 1869.
- CAIZZI, BRUNO, *La crisi economica del Lombardo-Veneto nel decennio 1850-59*, Società editrice Dante Alighieri, 1958.
- CHABOD, FEDERICO, *Storia della politica estera italiana: dal 1870 al 1896*, Laterza, Bari, 1951.
- DI RUSSO, MARISA, *Un principe di Casa Savoia e un diplomatico del Regno d'Italia conquistano la Corte Meiji*, in «Atti del XXVI convegno di Studi sul Giappone», Torino, 157-174.
- FOSSATI, GILDO, *Missione navale italiana in Giappone (agosto-novembre 1873) : lettera di Camillo Candiani alla sorella in Piemonte*, in *Giappone, mito e realtà. Atti del XVIII Convegno di studi sul Giappone (Merano, 27-30 ottobre 1994)*, AISTUGIA, Bolzano, pp. 213-229.
- GIGLIOLI, ENRICO HILLYER, *Viaggio intorno al globo della r.pirocorvetta italiana Magenta negli anni 1865-66-67-68 sotto il comando del capitano di fregata V.F.Arminjon, V.Maisner.*, Milano, 1876.
- GRASSI, FABIO, *La formazione della diplomazia nazionale (1861-1915). Repertorio bio-bibliografico dei funzionari del Ministero degli Affari Esteri*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987.
- IWAKURA, SHOKO, *Prima e dopo la missione Iwakura: testimonianze inedite*, L'Erma di Bretshneider, Roma, 1994.
- ORIO, CARLO, *Gli urgenti bisogni della sericoltura italiana al Giappone*, in “Bollettino della Società geografica italiana”, V (1870), parte II, pp.103-123.
- PIGORINI, LUCIANO, *La R. Stazione Bacologica Sperimentale di Padova*, in “La scienza per tutti”, XXV (1918), Stabilimento Grafico Mattarelli, Milano.
- PUDDINU, PAOLO, *Tre viaggiatori italiani nel Giappone del Primo Periodo Meiji*, in “Italiani nel Giappone Meiji (1868-1912)”. Atti Convegno Internazionale, a cura di T. Ciapparoni La Rocca, P. Fedi e M. T. Lucidi, Roma, Centro stampa Università, 2007, pp.113-130.
- PURI PURINI, ANTONIO, *Primi approcci diplomatici fra l'Italia e il Giappone*, in “L'Osservatore politico letterario”, a 25 (1975), pp. 80-90.
- ROMANO, SERGIO, *Guida alla politica estera italiana*, Rizzoli, Milano, 1993.
- SANFELICE DI MONTEFORTE, FERDINANDO, *I Savoia e il mare*, Rubbettino, Catanzaro, 2009.

-
- SAVIO, PIETRO, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata, politica e commerciale. Viaggio nell'interno dell'isola e nei centri sericoli*, E. Treves, Milano, 1875.
 - SCALVA, GIUSE, *Tommaso di Savoia Duca di Genova, la storia e la vita di un principe marinaio*, in *Il Castello di Agliè. Gli anni dei duchi di Genova. I Viaggi di Tommaso: l'India*, Edizioni Nautilus, Torino, 2009, pp.31-118.
 - TRUFFI, RICCARDO, *Dall'archivio del Conte Dal Verme. Lettere di S.A.R. Tommaso di Savoia, Duca di Genova e di S.A.R. Elisabetta, Duchessa di Genova Madre*, in "Bollettino della Società Pavese di Storia Patria", a. XXXIV (1934), fasc. I-IV, pp. 165-205.
 - TRUFFI, RICCARDO, *Un principe di casa Savoia due volte in Giappone nello scorcio del secolo passato, iniziando rapporti di fervida amicizia tra i due paesi: dalla corrispondenza epistolare di Luchino dal Verme*, Tip. già cooperativa di B. Bianchi, 1939, pp. 45-62.
 - UGOLINI, ROMANO, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'età Meiji*, in *Lo stato liberale italiano e l'età Meiji: atti del I Convegno Italo-Giapponese di studi storici* (Roma, 23-27 settembre 1985), Edizioni dell'Ateneo, pp. 131-152.
 - UGOLINI, ROMANO, *La Missione Iwakura in Italia: l'inizio del periodo aureo nelle relazioni italo-giapponesi (1873-1896)*, in *Il Giappone scopre l'Occidente: una missione diplomatica (1871-73)*, Istituto giapponese di cultura, Roma, pp. 25-39.
 - VANNUTTELLI, LUCA, *Le capitolazioni al Giappone (1854-1906)*, in "Rassegna Nazionale", Novembre-Dicembre 1905, Firenze, 1906.
 - ZANIER, CLAUDIO, *Alla ricerca del seme perduto. Setaioli italiani in Giappone nella seconda metà dell'Ottocento*, in *Nel'impero del Sol Levante – Viaggiatori, missionari e diplomatici in Giappone. Atti del convegno*, a cura di Adolfo Tamburello, Fondazione Civiltà Bresciana; Camera di Commercio di Brescia, 1998, pp. 109-132.
 - ZANIER, CLAUDIO, *Semai, setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, CLEUP, 2006.
 - ZAVARESE, FRANCESCO, *Commercio e diplomazia: le occasioni perse dall'Italia con il Giappone negli anni 1873-1889. Parte I*, in «Il Giappone» XLIII, Roma, 2005, pp.57-81.
 - ZAVARESE, FRANCESCO, *Commercio e diplomazia: le occasioni perse dall'Italia con il Giappone negli anni 1873-1889. Parte II*, in «Il Giappone» XLIV, Roma, 135-161.

3. 英語

- HISHIDA, SEIJI GEORGE, *The international position of Japan as a great power*, The Columbia University Press, New York, 1905.
- JONES, F. C., *Extraterritoriality in Japan and the diplomatic relations resulting in its abolition, 1853-1899*, Yale University Press, New Haven, 1931.